

383  
97



始





439-57

383-97



鍋島直正公傳

第六編





蝦夷開拓 皇威隆播、關之亦

一日忽之可之汝直正深、國家之重

ヲ荷、身以之任、任ヒニテ請、其憂

國濟民、至情朕嘉納、堪之摺恐

汝高年遽、殊方ニ赴、クテ然、トモ

朕之ヲ汝ニ委、始、北顧ノ憂ナカニ仍

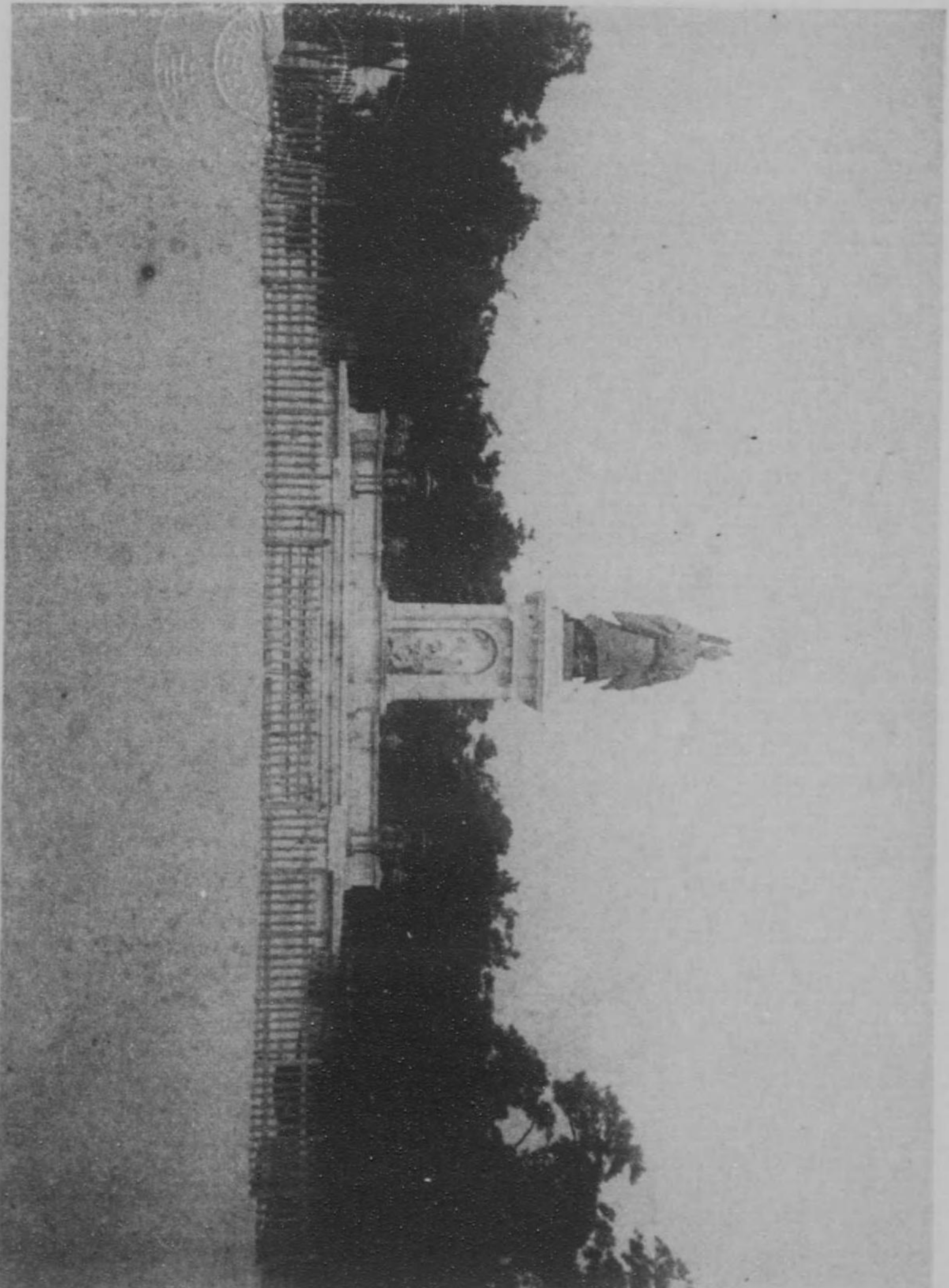
テ督務ヲ命、他日 皇威、北疆ニ宣

ル汝方寸ノ間、ルニ、汝直正懋哉



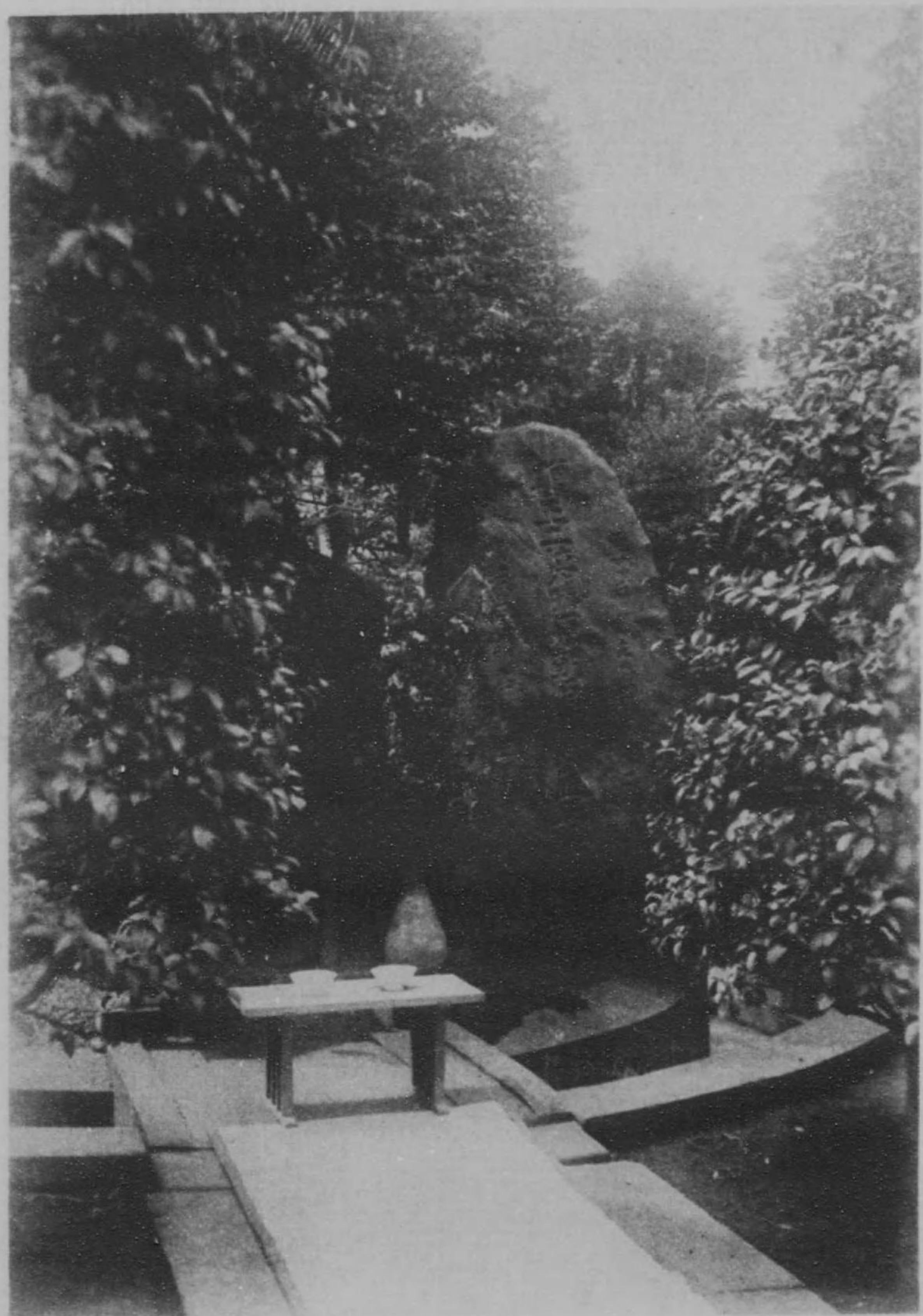
明治 卅二年 六月 四日





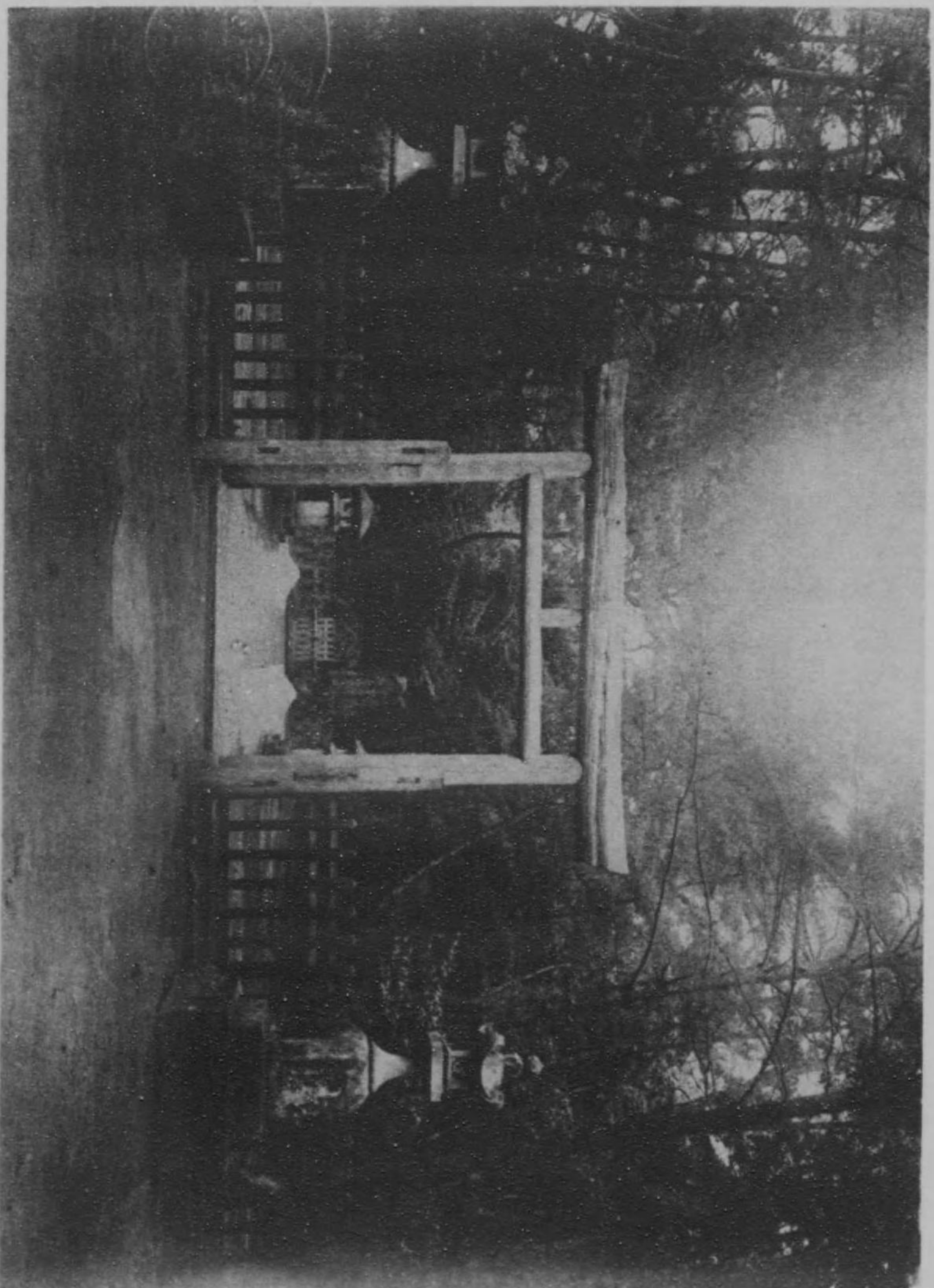
銅像正島銘





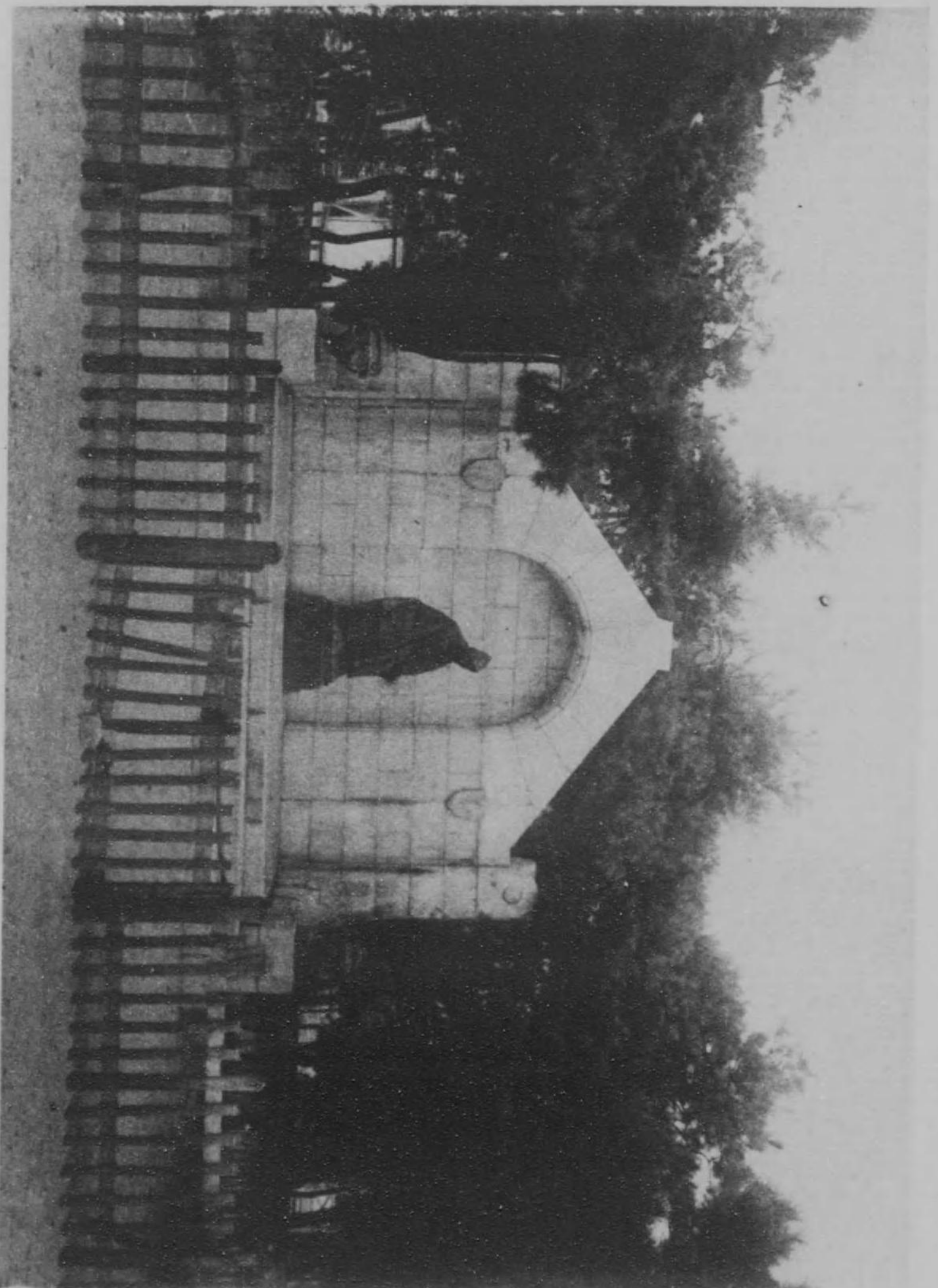
墓ノ公正直島鍋寺崇賢布麻京東





春 日 山 鍋 島 直 正 公 之 墓





古川松根銅像





大隈八太郎(侯爵重信)





(臣種爵伯) 郎次 島 副





平 新 藤 江



(任 爵 伯) 平 民 木 大





(民常爵伯)門衛左壽榮野佐



(爵男)義長木眞

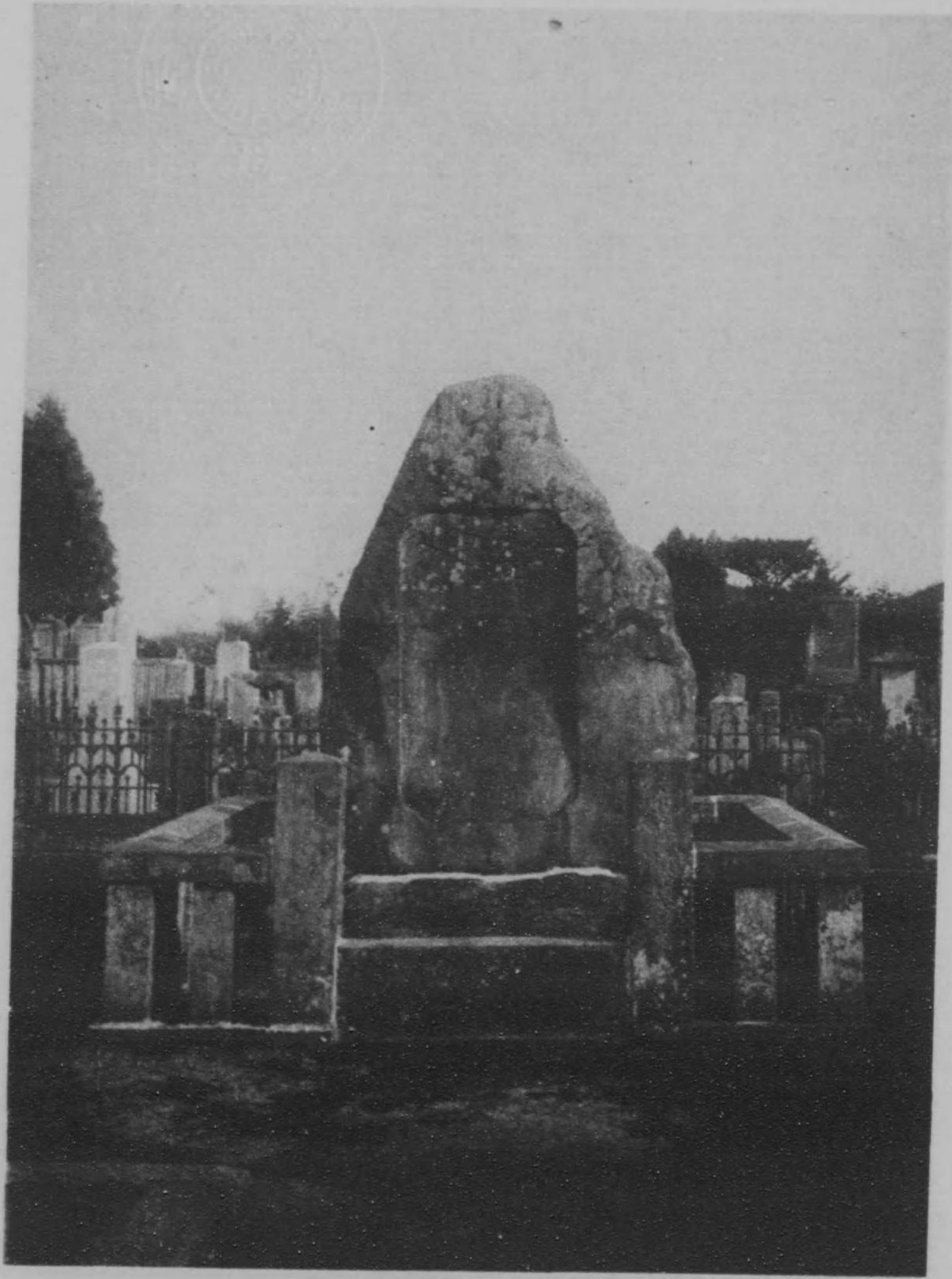


(爵子)助之倉田牟中

次未定(待續)

五二四





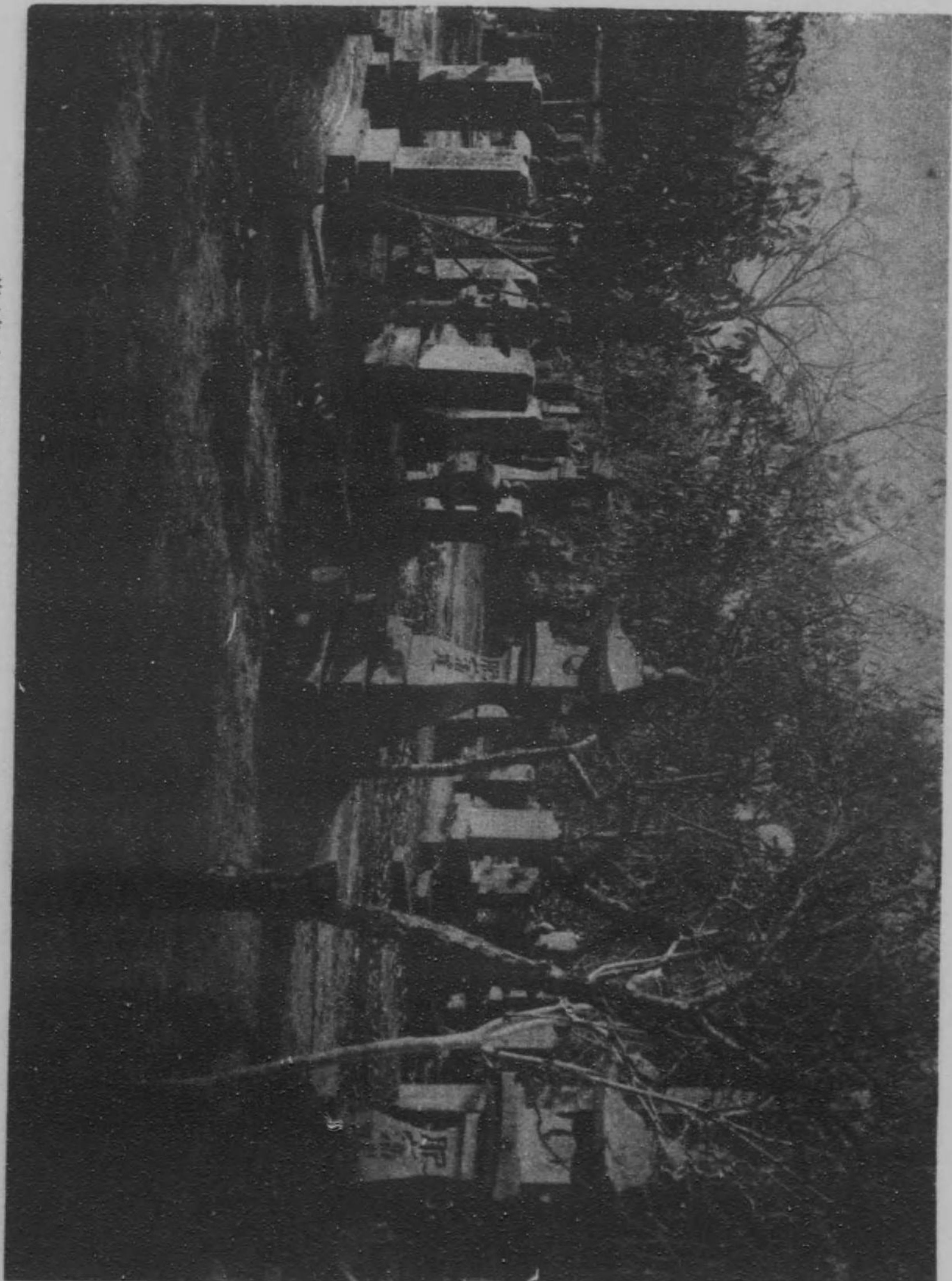
外境寺來如町市今縣木枋  
墓墳者死戰役辰戊藩賀佐舊

舊佐賀藩戊辰戰役死者墳墓

枋木縣今市町來如寺外境

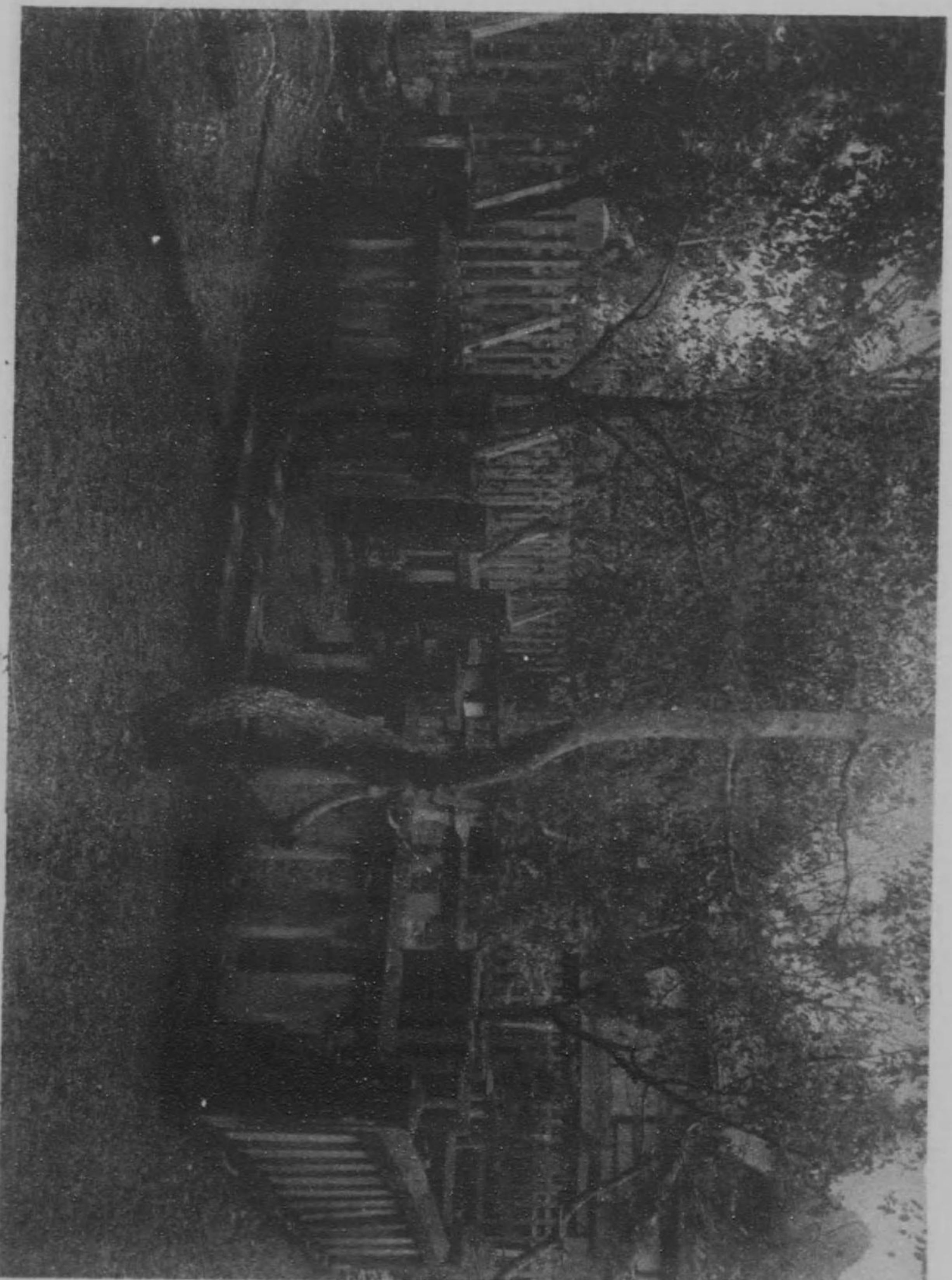
明治三十四年





墓墳者死戰役辰戊藩賀佐舊寺良全郡田秋南縣田秋





墓墳者死戰役辰戊藩賀佐舊寺通融町松若縣島福



# 鍋島直正公傳第六編

## 目録

### 第六編 大政維新

第二十九卷 將軍政權返上	慶應三年	一
第八十五章 兵庫開港問題		一
孝明天皇崩御		一
將軍の内使永井玄蕃頭來る		六
日峯神社二百五十年祭		〇
幕府の兵庫開港に關する意見諮問		六
將軍政權返上の動機		二七



第八十六章 公病を力めて上京す……………三

公再び肥後路より上京す……………三

閣老の書翰佐賀關に到來す……………三八

公京都にて病む……………四五

公大阪城にて將軍に謁見す……………五一

巴里博覽會開場の報告……………五五

第八十七章 政權奉還……………五九

幕府より政權返上を達す……………五九

政權返上の事由……………六一

將軍職の辭表……………六九

小御所御前會議による新政府組織の發表……………七四

變革當初の命令の行違……………八二

藩士に自由行動を許す……………八六

第三十卷 開國勅定、江戸鎮定……………九一

第八十八章 徳川氏征討……………九一

政變による長崎鎮撫……………九一

鳥羽伏見の暴發、徳川慶喜征討令下る……………九六

各國中立、長崎の權宜處分……………一〇一

長崎鎮撫府設置、侍従公海路より上京す……………一〇三

江戸瓦解、外國中立、内旨公を召す……………一〇

侍従公著京、御親征仰出し、征東軍進發……………一五

第八十九章 開國の規模を定む……………三二

公海路より上京す……………三二

公朝に立つ國威宣揚の勅……………三六



長崎警備と關東征定の經畫……………一四〇  
 天皇神祇を祭つて五條の御誓文をなし給ふ……………一四九  
 公立朝の態度……………一五九

**第九十章 江戸開城……………一六九**

大阪行幸、征討總督徳川慶喜の嘆願を奏す……………一六九  
 侍従公副總督として横濱に赴任す、長崎  
 の耶蘇教問題……………一七五

江戸開城……………一八九

徳川家を立て、江戸に鎮將府を設く……………一九二

長崎警衛のための歸國願……………一九八

政綱發表、公權中納言に昇任す……………二〇三

**第三十一卷 東北征定……………二一五**

自明治元年閏四月  
至同十二月

**第九十一章 新政の經濟……………二二五**

江戸瓦解、朝廷の經濟困難……………二二五

巴里博覽會員歸國、高島炭礦と有田磁器……………二三五

**第九十二章 東北の動亂……………二三四**

奥羽反覆、我兵九條總督を奉じて南部に入る……………二三四

江戸の上野勦滅、我兵の總野鎮撫……………二四二

公京都にて病む……………二五〇

會津征伐、我兵九條總督を秋田城に入る……………二六三

公東京巡狩を建言して歸國す……………二七三

我兵秋田に於て莊内の兵と開戦す……………二七六

天皇御即位、賀陽宮の嫌疑……………二七八



第九十三章 東北征定……………二八五

公歸國し出羽に補充兵軍需を輸送す……………二八五

公の中納言拜受、長崎警備の任を解く……………二九一

車駕東京巡幸、會津庄内平定……………二九三

岩倉公子の佐嘉遊學……………二九八

學館改革……………三〇三

公家事を濟して上京す……………三一一

第三十二卷 版籍奉還 自明治二年正月 至同九月……………三二二

第九十四章 藩制改革、版籍奉還……………三三二

藩の職制改革……………三三一

藩政改革論の沸起と執政の更迭……………三三八

四藩版籍奉還の協談……………三三三

四藩の版籍奉還……………三四一

公副島、江藤を随へて歸國す……………三四七

藩治規約の發表……………三五三

學校教育の改良論……………三六六

招魂社建立と公の藩政改革の態度……………三七四

第九十五章 東京行幸、朝政改正……………三七八

東京に公議所開かれ、公に議定議長の命下る……………三七八

函館征定し、公に北海道開拓督務の詔命あり……………三八六

戦功を賞し藩制を定む、公議定を辭任す……………三九三

官位改正、公大納言に昇任す……………四〇〇

第九十六章 佐賀藩制施行……………四〇八



佐賀に藩制を施行し、家祿を改正す……………四〇八

兵隊改革、卒の給米處分……………四二七

郡政改革、庄屋の公選……………四三三

財政改革、藁紙札發行……………四三八

**第三十三卷 文明知識の開拓** 自明治十二年十月至同十二年十二月……………四三七

**第九十七章 北海道開拓、京濱鐵道敷設**……………四三七

北海道開拓と樺太問題……………四三七

北海道釧路國拓植……………四四五

横須賀製鐵所巡覽、京濱鐵道創設の議……………四五六

卒諸團の給祿處分と江藤新平上京……………四六三

神奈川の鐵道敷地埋立、公の不豫、江藤の遭難……………四六九

**第九十八章 東京佐賀の文明開誘**……………四七九

公優遊病を養ふ、大木喬任の東京救荒……………四七九

藩制施行後の隣國の不穩と藩の内容……………四八七

松浦郡の炭礦に豎坑を開掘す……………四九三

有田磁器の本窯錦發明……………四九九

漢洋各大學開設と西洋遊學生發遣……………五〇九

**第九十九章 皇政一統の業を定めて**

致仕す……………五一六

公の熱海入浴、氷川社宣命使辭退……………五一六

公兵政改革の意見、日進艦獻納……………五二五

皇政一統の政策と西洋視察員派遣……………五三三

公の大納言辭職……………五三八

海軍擴張難、公の衰弱……………五四四



佐賀の郡政、雜務改革……………五五〇

直大公の西洋歴遊志願、公病重る……………五五六

**第三十四卷 公の薨去……………五六七**

**第百章 公薨じ東京麻布に埋葬す……………五六七**

正四位公の上京……………五六七

公の薨去……………五七三

古川松根の殉死……………五八一

公への贈位と佐賀の歸葬請願……………五九四

公を麻布別邸の塋域に葬る……………六〇四

佐賀春日山に分葬し、松原神社に祠る……………六二二

### 鍋島直正公傳第六編目錄終

## 鍋島直正公傳第六編

侯爵 大隈重信監修

文學博士 久米邦武編述  
文學士 中野禮四郎校補

### 第六編 大政維新

#### 第二十九卷 將軍政權返上

##### 第八十五章 兵庫開港問題

孝明天皇崩御

慶應三年丁卯、公年五十四歳なり。

編者曰く、是年は、時局迫りて幕府大政を奉還し、皇政維新となる社會大

第二十九卷 將軍政權返上 第八十五章 兵庫開港問題





轉運の時機にて、公の公卿、幕府、諸侯と直接に機密の相談をせられし極めて緊要なる年なれども、其事の多くは、公一人の心衷より出で、國政の機密に與かるものと雖も、關知するを得ざることも多く、文書の上には更に徴すべきことなきを以て、編者が親しく公の左右に侍して見聞せる言語竝に舉動を記し、以て此際に於ける公の心理的作用の如何を知るの一助に備ふべし。

孝明帝崩御

正月公病薨にありて年を迎へらる。去年十二月天皇は疱疹に感じて御病勢次第に險惡に赴かせられ、二十五日御年三十六歳にて崩御し給へり。されど喪は暫し之を秘し、歳末に至りて發表せられぬ。佐嘉には、年始三箇日を過ぎし頃より崩御の噂ありしが、聽て其飛脚到來したり。公は前述の如く、至尊に對しては陰にても毫も恭敬の儀を失はず、近年病氣のために、平常は奥に安居くつろぎ、時には横臥しながら、側頭、近侍長等が政務の書類を申請するを聽かれたりしが、事の至尊に係るあれば、直に讀み止めしめて起坐し、侍婢を喚んで袴を取り寄せ、かくて之を穿ち、著座したる上、改めて讀めと命じ

公病薨に崩御の報を拜して食に厭を斷つ

て申達を聽取せられたり。かゝること數回ありければ、後には、文書中、事の至尊に係るあらむか、豫め其由を申し入れ、公は必ず衣袴を正して端坐せらるゝを例としたりき。今度大喪の報を申し來るや、公の病薨に臥せられしにより、如何にすべきかと躊躇したりしが、遂に其意を洩らすに及んで、公は直に袴を命じ、これを著けて座寢に於て端坐し、崩御の凶報を謹んで聽き、痛く哀傷ありて、以後は喪に服するにより、食饌は精進たるべしと直に命ぜられたり。されど公の宿痾治療には、營養を十分に攝取する一方あるのみなれば、近侍等は爲めに痛く心配し、醫師と相談して、精進の調味も勉めて滋養物を選進し、食餌は病體に取りて藥同然の物なればと深き注意を拂ひたりしが、兩三日を経過して公の衰容更に加はるに至り、左右皆如何にすべきかと心遣ひたり。時にかの古川與一教へて曰く、江戸にて精進料理といふは、外面全く爾か見ゆれども、調味液なる液漿たしには、腥羶を感じぬ鯉節、鶏卵の如きを加へてあり、よりて、却て他の調味よりも滋味あるものとす、雞卵の如きに至りては、菓子之を用ゐざるは稀なりといふべく、精進に用ゐて怪しま



公衰容を増す

ぬものなれば、暫く之に倣ひて、液漿に含滋養物を加味すべしと。よりて姑く之に従ひしが、日を経て、營養増進のため精進を止められん事を言上したりき。されど猶公の肯んぜらるゝところとならざりしにより、古川責任を負うて魚鳥の肉汁を少し加味し、以て一時を彌縫しむたれども、衰弱はますます加はるが如く見えたり。後に思ひ合すれば、精進の調味とてさまで營養の不足なるものにもあらず、寧ろ先帝晏駕を切に哀傷せらるゝ結果、神經の刺戟極めて強きを致し、よりて衰容を増されたるものゝ如し。かくて居ること三週日ばかりの後、顔色は猶勝れざりしも、病瘵を離れらるゝに至れり。此間病瘵にての聯作の長律に、

殘燈無燄夜蕭然、寒力稜稜釀雪天、一世疎狂老風漢、滿襟花月小神仙、細泉冰合晝眠穩、南舍簾疎梅氣穿、擲盡平生軒冕累、白雲堆裏託殘年。

雙髻霜侵面骨衰、動人氣燄異前時、賞花嵐峽都如昨、衝雪鞍山亦一奇、跨馬伏波身老矣、耽詩彭澤病支離、連旬風雪寒威嚴、衾裏屏藏縮若龜。

是によりて如何に公の意氣の銷沈したるかを察し得べし。壬戌以來、公は

帝の厚き値遇を蒙り、嵐峽鞍山等に遊び、先帝との間に暗に默契する所あり、遂に公武の合體を成就して宸襟を安んじ奉り、武事は武家に委任して政令を一途に歸する方針を立てられしを以て、爾來先帝は一圖に其方針を執りたまひ、後に公卿間に議論の動搖ありたるに拘らず、猶依然幕府に御委任ありて變じ給はず、幕府及び會桑等は其御信用ありたるに因り僅に其職にあるを得たるのみとの世評を聞くに至りし程にて、今度の諸侯會議の開催の如きも、公は上京して先年來の緒を紹ぎ、以て此際に處する所あらんと欲せられしに、圖らずも俄に此大喪に會はれたることゝて、其落膽や推知すべきなり。されば一時非常の衰弱を呈せられたるは當然といふべく、其は當座の現象に止まりたりし觀ありたりとはいへ、公が有爲の氣魄の爰に痛く挫折せられたりしは、亦爭ふべからず。

かくて京都には九日祐宮睦仁親王御踐祚あり、御年十六、關白二條齋敬公攝政となる。是を明治天皇とす。

時に佛國の萬國博覽會參加のため、我藩の佐野常民等去年の暮より彼地



に渡航せしが、幕府にても亦去年の暮に、外國奉行向山隼人正を佛蘭西公使に命じ、將軍の弟徳川民部大輔昭武を將軍の名代となし、調役組頭田邊太一を公使の書記官とし、以て萬國博覽會參加を兼ねて佛國に派するに決し、彼等は正月二日、佛國の郵船に乗りて、横濱出發彼地に赴けり。

### 將軍の内使永井玄蕃頭來る

慶喜將軍は二條城に在りしが、是時の問題は長州處分と兵庫開港とにありて、何れも今度の諸侯會議に於て決定する事となり居たりしなり。然るに折しも先帝の大喪に會し、京師の光景暗澹として人心の疑悞甚しく、將軍亦其頼みとするところを失ひたるが如く、而して薩長及び土佐の策士等が倒幕の議はいよゝゝ蔗を嚼みて佳境に入りたり。

是月下旬慶喜將軍は、最も信任したる若年寄永井玄蕃頭尙志を佐嘉に特派して公に問はしむる所あり。永井の吳服町本陣に到着するや、公は二十八日病を勉めて例の欄干莊に赴いて面會あり、永井は將軍の直書を呈す、其

慶喜將軍公  
に上京を促  
す

文左の如し。

近年國家多事相成、當今之形勢、外に西洋各國、内者毛利家、内外之所置至極切迫、不肖之身大任難堪候に付、將軍職之義者前以堅御斷申上置候處、從朝廷厚御沙汰之次第も有之、此上御辭退難申上場合に立至り、難擱御請申上候付而者皇國內外之艱難一身に差<sup>つ</sup>湊ひ、偏に覆餗之恐獨身擔當難相成、賢侯輔相之力を以、内外之事公平至當之處置施行候旨、朝廷にも申上、衆諸侯上京之義、御沙汰にも相成候處、追々遅延相成居候折柄、今般之御國喪絶言語、實々皇國之大變、日夜憂懼、益以急に高誠承度、殊に其許に者先代にも厚御眷顧被成候付、旁諸般懇切相談申度候間、早々上京之義、日夜屈指相待候、永井玄蕃頭申含候、不盡。

正月十八日

閑 叟殿

此書面にある如く、長防の處置、西洋條約は表面の大事なれど、裏面の苦痛たる親王將軍説の公卿の間に動けるは、即ち公卿諸藩の有志者が企圖する陰



謀の發現にして、従つて召集せらるゝ有力諸侯の意思も、其歸著する所は略ぼ推知せらるゝなり。親藩の春嶽侯に、將軍宣下は朝廷の思召に任すべしと言ひたりし程なる以上、一意幕府に御委任あらせられたる先帝の登遐は、幕府の依據するところを奪ふに等しく、實に此文言にある皇國の大變とは寧ろ幕府の大變にして、日夜憂懼といへる意の焦點は、此にありとも謂うて可なるべし。

公は才力縦横、人に接するや談論風發して當るべからざるに似たりと雖も、實は資性甚だ懇切に、男女を問はず、其何事をも委曲に心配し、嬰兒も猶近づき易きを覺ゆる底の極めて溫和なる性格なりき。是其大政治家なりしところにして、激論の益、沸騰する當時に於て、幕府は外藩中特に公の宏度に深く信頼しむたり。さて先年幕府の召集したる有力の諸侯は四五名に過ぎず、而も其時とても、幕府は國家の大政の諸侯にて決せらるゝを甚だ好まざりしに、朝廷より政事御委任の命を受けたるより、遽に始めて本意を遂げ、よりて力を量らずして諸侯を壓迫せんと欲したりき。されば其失敗に歸

幕府の公招  
致の理由

公の本心

して、今日再び全國の諸侯會議を召集せざるを得ざる時宜に立ち至りたりとはいへ、猶長防關係の諸侯てふ名義を以て、たゞ西國の大藩をのみ召すことに止め、それも實は表面の形式にて、僅に二三の藩と結び、此度は必ず公を上京せしめ、其名望を假りて諸侯を納得せしめ、因て以て出來得る限り幕府の存留を企畫すべき意にてありたるならん。永井玄蕃頭は、安政の初め目附として勝麟太郎以下の海軍傳習生を監督して長崎に下り、且つ久しく滯崎したることあり、即ち公に親近したる人として、是日の談も稍、熟するところありたるべく、更に一日を隔て、公は再び欄干莊に往いて面會し、委しく意見を答へられたりき。尤も此事は口耳相傳へたる大秘密にて、公にも亦他に洩らさるゝ必要なければ、誰も之を知るものなし。されど、問題は前に推測するが如く、幕府の存續に關する事に及びたるべく、而して公の本意の存するところを言はむか、既に前度の御委任を受けて、職責を擧ぐる能はず、自ら長防の處分に失敗して全國の諸侯に威信を失ひたる以上、春嶽侯の論ぜらるゝ如く、強藩の士をして、朝廷の命には服すれども、幕命とあらば抵抗



せんといふに至らしめたる今となりては、全國人心の歸嚮に順從し、國家の爲めに政權返上の舉に出づるを至當とすといふにあるべく、席上斯かる相談にも及ばれたりしならん。蓋し方今外國の形勢に處すべき一途は、幕政を廢して天皇政治の下に國威を宣揚するにありとは、世界の通義として動かすべからざる事なりと雖も、之が實現に當りては、今の公家輩などのよくし得るところにあらず、乃ち其過渡の難局に處して如何なる態度を取るべきかとて、時期の熟成と、當來の政體とに苦心焦慮せられむたりしが、當時の公の意衷なりしなり。永井玄蕃頭の來藩の、將軍大政奉還の動機なりしことは、後に至りて尙之を徵するを得べし。

## 日峯神社二百五十年祭

今年は日峯公の二百五十年に相當するを以て、其祭典を行ひ、城下の市中十五町に對し、疲弊を來さざる程度の下に、抽籤を以て、半は棧敷を設けて鳴物の囃子をなし、半は接待の水茶屋を設くるを許可せられたり。市民は之

日峯社の祭  
禮と諸儀の  
許可

を聞くや、大に歡喜して其準備をなし、月の四五日より松原社前の新馬場にその建設に著手したり。公は河を隔てたる侍醫松隈玄南の宅に近侍を到らしめ、其狀況を目撃して報告せしめられしかば、近侍の兩三人は交代に往いて狀況を覽聞見の次第を奏上したりき。松隈宅の裏に當る地は、佐嘉に於ける最貧の町とて、半は家屋造作の日雇を渡世とする者にて充たされたる寺町の接待茶屋敷地に割り當てられたりしが、該町民は之を建つとて、材木屋よりは材木を、荒物店よりは藁繩の束ねたるを借り來り、柱木を地上より縦横に架設し、それに丸太を縛りて軒となし、椽を竝べ桁を構へ、一本の釘を用ゐるなく、すべて繩を以て緊縛し、木材は之を切り斲る事なく、繩盡くれば他の繩を繋ぐ等、要するに後に解き離すに至りても完全に復舊するやうになし置き、斯くして遂に堅牢なる二階屋を構成し、其幹柱を交架したる上には、葉青き杉の小枝の竹にて適宜に縛りたるを施し、又之を小繩にて柱椽の外面に縛り附け、以てその外面を掩ひ、内部の天井亦紅白の木綿を借り來りて之を縦横に編みて張れるなど、一日を終へざる間に清く涼しげなる接



待茶屋を作りたり。祭了れば凡て元の如くに解き離して夫々の店に返附すべく、竹代位の損失にて事済み、貧乏町にはそれ相應に入費を要せざる工夫にて、其計畫甚だ神妙なるものありしかば、この報告を聞かれたる公の喜びは一方ならず、佐嘉は町ものまで智慧あり働きありと稱嘆せられたり。又、長瀬町の囃子棧敷は、鑄損じの青銅大砲を持ち來りて床下深く埋め、其に丸き堅木の心棒を箴し、因て棧敷に廻舞臺を作り、周圍には紅白の木綿を張りて極めて美麗に裝飾したりとの報道を聞かれ、長瀬町は銃砲製造に巧者なるもの多ければ、流石は思ひ附いたり、之を用ゐての廻舞臺の意匠は甚だ非凡なりと嘉せられ、其夜は自らも微行して建設の中を巡視し、市民の嬉々工事に働ける状を見、喜悅ありて歸城せられたり。

其後又近侍の來り報するやう、斯くまで歡喜を以て市民は工事に當りたりしに、本日俄に頓挫して工事も停止せられ、新馬場には人影少なくて火の消えたる有様なり、蓋し過般囃子の許可ありたるを以て、或は廻舞臺まで作りて踊を仕込み、或は他に場所を設けて輕業芝居をなすべく、稽古まで爲

目附等朝令  
暮改す

しゐたりしに、突如目附等來りて三味線、笛、鼓、太鼓にての囃子の外に、諸藝の開演を一切停止し、犯す者は縛るべしとて、棧敷の設備を嚴に検査したるにより、此に至れるなりと陳じければ、公の是までの笑顔は俄に失せ、佛然色を作して、政府の者は、河内上總を始め、政治の一張一弛といふを知らざるか、平常之を張るも、時には之を弛め、弛めて而して後に復之を張るべきに、囃子の唄を許して舞踊を許さずとは、張弛の半をなすものにして、その何れにも當らず、却て人民の恨を買ふに至る、一たび弛めたる以上、歌舞の範圍は彼等の自由に任せ、政府は唯其非違を警察せば足る、此見易き意味をも知らぬかと罵倒せられ、終に、此處にて話すも詮なきことなり、誰にてもあれ正面より予に告ぐるものあらばと、吐きながら奥に入られたり。此事誰が洩らしたりけむ、翌朝御側頭本島藤太夫公に謁見するところありたるが、後近侍數人例の如く往いて松原社前を過ぎたるに、設備の景況前に倍するものあり、市民盛に建設をなしゐたり。斯くて欄干御茶屋の前なる廣場に輕業芝居等の棧敷を掛けたりしかば、之を聞かれたる公は大に喜び、自ら少子の尙丸を伴



ひ微行して其間を廻り、斯様な時には輕業も見るべし、芝居も見るべしと言はれたり。欄干莊前に掛けたる芝居棧敷は、公の棧敷を憚りて程遠く設けたりしが、公は、此土居の處に近く設けさせよ、見勝手あしと命ぜられ、その當日には自ら宏姫、利姫、尙丸の諸子と共に棧敷に重詰の辨當を開いて見物あり、又歩して新馬場の囃子と接待茶屋とを廻りて打ち興ぜられたり。芝居興行は久しく禁ぜられたるところなるが、由來佐嘉にありて歌舞伎の藝を專習する俳優は、鉢叩き念佛の信徒にて、古來念佛踊を爲したるもの、子孫に外ならず、即ち特殊部落を成したる賤民にて、竹細工を業とし、平常茶釜を作りて城下に配る特許を受け、其報酬を得て生活費を補ひ、由緒の田地を耕作したり。市民は是を「たゞき」と稱したりしが、その遺傳的に踊り、歌舞伎の藝を習ひ、芝居を演じ來りたりしより、佐嘉にては俳優を河原者とはいはずして、演劇を呼んで「叩き」の藝といへり。かくて元有名なりし立役女形などの廢業しながら猶存在したる者等は、今度の祭禮に出演すべく、一箇月以上の月日を其溫習に費して、其日の至るを待ちたりし事とて、突如殆ど停止と

## 佐嘉の俳優

ならんずる嚴達に會しての失望は言はん方もなかりしに、今俄に許可の命に接したる上、更に舞臺を公の御棧敷近く設けよとの命ありたる事なれば、彼等の喜びは一方ならず、特にかゝる思召の、すべて公の意裏に出でたる由の漏傳ありたることゝて、當日は一座盡く必死の力を致して演じたれば、其出來は意外に良好なりけり。

斯くて許可の日限も已に盡きんとする八日の午後、公も例の如く欄干莊に到りて例の棧敷に上られしに、日没前俄に騒動を起し、長瀬町の者ども東の端に接待茶屋を構へたる紺屋町の處に暴れ込みたりとて、群集忽ち噪ぎ立ちたり。紺屋町は佐嘉の東にありて戸數最も繁く、労働の貧民多くして、亦最も市中にて人氣の荒き町なり。火災には、丸に一文字を赤き澀塗の紙にて張り、之をその標となして纏を推し立て、消防は日の本一と稱へて、佐嘉第一の働きをなす町柄と評せられしものなり。公曾て微行して其住民の親子喧嘩を見られし事もありたる程なれば、此騒ぎを聞かると、や、長瀬町は銃砲製造地とて喧嘩に方りても勇氣あるもの多かるべし、あの紺屋町に仕

長瀬紺屋町  
町民の喧嘩



掛けたりいへば、早く死傷の出来ぬうちに制し止めよと命じ、元來佐嘉人は勇氣に過ぎ、喜ばしむれば喧嘩するによつて世話が焼ける、然し勇氣と智慧とあらば是より亂世となるも頼もしき限なりというて歸られたり。公は病後更に衰容を加へられたりとはいへども、其氣象の依然として快活なりしは、概ね此の如くなりき。

### 幕府の兵庫開港に關する意見諮問

兵庫開港に關する幕府の諮問

是より先き二月の末に、幕府には兵庫開港についての議動き、老中より左の書付を渡さる。

先達而條約 勅許之節、兵庫表開港者不相成旨被仰出、其後得と御熟考被爲在候處、右者兼而期限も有之、今更條約御變更者不容易筋に而、皇國之御威信難相立候に付、開港御許容之義可被仰立思召候。就而者見込之趣も有之候半者、以書中早々申聞候様可被致候事。

別紙

兼而上京被仰出候處、著京之上者見込御尋可被成思召之處、追々延引相成候故、御急之廉而已御書付を以御尋被成候間、三月二十日頃迄に以書面御答可申上候。尤右に而上京之御用相濟候譯に而者無之候、何れも早々上京候様御催促被仰出候事。

此達は三月に入りて佐嘉に到達しければ、左の書付を差し出さる。

兵庫表開港之義に付見込之趣候半者申上候様奉畏候。右者條約勅許之節不相成旨被仰出候御義極而深遠之 叡慮可被爲在奉恐察候。尤條約御變更者不容易筋に而、皇國之御威信にも相拘候御事之由、是又無御餘儀御事歟と奉存候。就而者見込之次第も有之候得者、則可申上義に御座候得共、兼而不束之私、殊に大病後猶更精神衰耗仕、中々如此大事件忤考付候義も無御座候。孰れ篤と御熟慮被遊度奉存候、此段御尋に付奉申上候。

三月七日

松平 閑叟

此答書を認められたる七日は、我佐嘉にて、日峯公の二百五十年祭行はれし當日なりき。

公の答申



公は平生天下の政事、或は藩政に係る事は、左右に對しても之を口外することなく、常に沈黙せられたりしが、長州再征の頃より、其等の内容に互る事をも史論に託して往々洩らされ、因て聽く者は、稍、神經衰弱の兆あるにやとの感を抱くに至りたれど、然も猶朝廷幕府の機密に關する事は、少しも口外せられず、只藩政についてのみ、時に嗟歎の聲の出づることありき。或日、漢高祖の未來の宰相を選まんとして、陳平は才餘りあり、周勃は重厚にして文少なし、然れども劉氏を安んずるものは必ず勃ならんと言ひたるを舉げ、今政府の河内殿（宗室に對しては陰にても）は其智は餘りありと言ふを得ず、翻々たる佳公子ながら遂に活氣に乏し、上總は木強堅實の武人なれども亦安危を託し難しと言はれしは、偏に變化騷亂の機に臨みて之に堪ふべき人なきを慨せられたるものゝ如し。

此の如く、公は一方松原社の新馬場に市民を懽喜せさせんとせられつゝ、他方幕府に差し出すべき答書を起草せられたりが、元來兵庫開港は非常の難問題なるため、慶喜將軍は三月五日に至り、更に朝廷へ左の建言書を呈し

たり。

將軍兵庫開  
港を奏上力  
説す

一昨丑年十月中條約勅許之節、兵庫は被止候様御沙汰之趣、早速外國人へ可申渡之處、左候而は忽及瓦解、折角平穩之御趣意も水泡に可相歸、且一旦取結候條約相變候は、唯々只信義を萬國に取失ひ候而已にて、所詮可被行義に無之、其段深く心配仕候得共、一時切迫之情態御諒察之上條約勅許被爲、在候義、尙又彼是申上候義も斟酌可仕筋に付、先其儘御請申上置、篤と熟慮可仕奉、存候折柄、長州事件差起り、引續故大樹及大故、遂に開港期限差迫り、各國より者段々申立候條件も有之、右に付猶再應熟慮勘辨相盡候處、條約變更之義強て施行仕候得者、必定義理曲直之論に及び、大に不都合相生、詰り百萬之生靈徒に塗炭に苦み、皇國之御浮沈にも相拘候様可成行者、目前に有之、右様之形勢に立至候上、無據條約履行候而者、實に御國體御威信とも總而不相立、於職掌最不相濟次第、殊に堅艦利器彼所長を採り、皇國之富強を計り候は、今日之急務に候間、何れも開港可仕者、至當之義に有之、然に今更彼是申斷候半者、是迄苦心仕候富強之術も一時に盡果可申、且條

條約の不履  
行を否とす



約之義者各國交際之基本に而永久不易之規則無之候半者大は小を凌ぎ、強は弱に被制候様可相成西洋諸國大小強弱者御座候得共全く信義を重じ條約を遵守致候に付凌奪併吞之患も無之夫々立國罷在候事に而條約之守否者國之存亡に相拘候義に御座候得者旁以一旦取結候條約者是非遂行不申候而者難相叶奉存候。就而者被爲於朝廷候而も右之事體篤と御勘考被爲在候様仕度自然利害得失如何と被思召候義も御座候半者參内之上巨細言上可仕と奉存候。將又宇内形勢變遷之義追々申上候通に御座候處古今之情態猶篤と考究仕候得者萬國森列土地風俗之異同者有之候得共齊しく天地之化育を受今日其生を遂げ其死を全く致候に於ては素より彼此之別無之既に民生同胞に有之上者隨而信義を通候者天地之正理に候處皇國は環海之御國柄を以坤輿中東西要衝之地に相當り即今海外諸邦追々相開萬國比隣自在交通之砌獨舊轍を墨守萬國普通之交接不致候而者自然之大勢に相戻り不容易禍害頓に可相生奉存候。因而者形勢の變易方今之機會に候間四海兄弟一視同仁之古訓に御基き被遊

自然の大勢に從うて兵庫を開港すべし

天下と共に御更始被爲在候様仕度奉存候。左候得者は迄之陋習一洗數年を不出富強充實致し皇國之御武威彌増皇張奉安朝意候様盡力可仕奉存候此段奏聞仕候以上。

三月五日

慶喜

朝廷には容易に先朝の旨趣を變じて勅許あるべくもあらず因て時日を與へて諸侯會議の結果に待たずんば不可なるものありたれど外國公使は兵庫開港大阪開市の期限の本年なるより之を督促する頗る急にしてために之を許さずんば遂に各國に信を失ふに至るべきを以て此の如く世界の情理を盡して建白に及びたるに外ならず。されば又一方には下旬に至り慶喜將軍自ら大阪城に於て佛國公使リオン・ロセス及び英國公使ハリイ・パークスを始め各國公使を延見し以て國交上の親密を謀りたりき。當時幕府は慶喜卿將軍の任に當りてより百事大改革を行ひ冗員を淘汰し冗事を淨洗する等浮費虚職を省きしを以てかの二條城にも大阪城にも殆ど掃空人なきの觀あるに至りたりきとはいへ一方には佛國の三兵將校教師を聘し

外臣將軍の態度に感歎す



て、兵隊の訓練軍備の充實に勉めたりき。されば是日は奥詰の銃隊と稱する洋式軍隊を整列せしめて捧銃の禮を行はしめたりしが、公使の接待饗應には、將軍自ら勤めて懇篤の意を表せしにより、彼等も謁見を了ふるや感激して退き、ロセス、パークス兩者も皆其態度を賞讃して、是ならば日本の外交も將來有望なりといひたりと。將軍の如き日本の首班の、外國公使に面會するは、此時より始めて行はれたり。

斯くて二十二日に至り、將軍は更に左の建言書を奉呈す。

兵庫開港條約履行之義に付過日見込之趣建言仕候處、右者重大之事件、被爲對先朝候而も難被及御沙汰筋に付、尙早々諸藩見込をも被聞召候間、篤と再考可仕旨御沙汰之趣奉畏候。慶喜儀年來闕下罷在、先朝以來御趣意之程親敷相伺居、殊に一昨年之御沙汰も御座候上者、開港等輒く建言可仕筋に無之候處、皇國之御爲利害得失勘考相盡候得共、何れも過日建言仕候通之義に無御座候而者、永久御國體難相立、輕重大小再三斟酌仕申上候次第に而、此上外に、勘辨可仕様無御座候。且一旦取結候條、約變更之義者所

將軍條約變更不可能を建白して更に朝議を盡さるべしと請ふ

詮難相叶時勢に御座候間、各國より申立候義有之節者、過日建言之趣意を以夫々申立置義御座候。尤打續國事多端之折と者乍申、重大之事件に付聊も不打捨、何とも取計不申候而者不相濟義に御座候處、其迄段々遷延仕居、今更彼是申上候段、對朝廷深恐縮之至奉存候。就而者前件之次第、國家御安危之界に付、幾重にも一身に引受御斷可申上奉存候。右之情實篤と御承知被爲在、當今一應被盡朝議候様仕度、此段御尋に付重而奏聞仕候、以上。

三月二十二日

慶喜

此再度の建白書は、傳奏より公に其寫を差し廻して、左の通り達せらる。

今度開港之義別紙之趣從大樹建言候、然處一昨年十月三港勅許之節、於彼地者被止候御沙汰も有之、不容易重大之義に付、早々上京見込之趣無腹藏言上有之事。

但所勞にて彼是隙取候半者、見込之趣先以書面來四月中可有言上候事。時に冷温變化の氣候となりたるを以て、公は上京以前に宿痾を療養せんと

朝廷將軍の建白を移牒して公の意見を徴す



公の奏上

欲し、例の柄崎温泉に入浴し、此度は途を枉げて秀津に一泊し、鹿島の有徳院に詣で、備中守が高津原の館に入りて一泊し、鹽田を見て柄崎に到り、滯留二週日の後四月十三日に歸城ありしが、其時恰も此移牒到着したりしを以て、傳奏衆に左の書付を差し出されたり。

今度兵庫開港之義に付、早々上京見込之趣無<sub>レ</sub>腹藏言上候様、但所勞に而彼是隙取候半者、先以書取當月中言上候様御沙汰之旨奉<sub>レ</sub>畏候。就而者早速上京別紙之趣言上可<sub>レ</sub>仕之處、先般より申上候通之病累于今不得<sub>レ</sub>清快近來者猶又時候に相障、急速之上京何分不<sub>レ</sub>任心底候に付、誠に以恐縮之至御座候得共、別紙書取奉<sub>レ</sub>申上義御座候、以上。

四月十六日

肥前前中將

別紙

今度兵庫開港之義別紙之趣從<sub>レ</sub>大樹建言候、然處一昨年十月三港勅許之節、於彼地者被<sub>レ</sub>止候御沙汰も有<sub>レ</sub>之、不容易重大之義に付、見込之趣無<sub>レ</sub>腹藏言上候様御沙汰之旨奉<sub>レ</sub>畏候。抑先度三港勅許之節、於兵庫港者被<sub>レ</sub>止候御沙汰

之旨、極て深遠之<sub>レ</sub> 叡慮被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在候御義と奉<sub>レ</sub>恐察候。就右今度別紙建言之趣是又無<sub>レ</sub>餘儀事歟と奉<sub>レ</sub>存候。就而者見込之次第も御座候得者則言上可<sub>レ</sub>仕義御座候得共、素より陋劣無<sub>レ</sub>識、殊に大病後猶更精神衰耗仕、中々如此大事件坏更に考付候義も無<sub>レ</sub>御座候。乍恐孰れも篤と被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>盡朝議至當之御所置被<sub>レ</sub>爲<sub>レ</sub>在度奉<sub>レ</sub>存候、此段奉<sub>レ</sub>申上候、以上。

四月

肥前前中將

兵庫開港と  
時人の解釋

兵庫開港の止め難きは、必ずしも智者を待つて後に知ることならざるに、極めて深遠の叡慮あらせらるゝ事と恐察すれど、建言の趣も餘儀なかるべく、中々大事件とて更に考付も無ければ、篤と朝議の至當を盡されたしといへる公の答申は、餘りに慎重に過ぎたる言分に似たり。されど去々年四箇國公使搭乗の軍艦神戸に入港して條約勅許を迫るや、家茂將軍辭表を呈するに至りたる末、漸く條約は勅許ありて、唯特に兵庫のみを差し止め置かれたる次第なれば、事は將軍職の存廢にまで關係したるものにて、中々の大事件たらずんばあらず。諸國親睦を要とする世界の通義より言へば、兵庫開港



の如きは、當時に於ても既に論なきことなれど、我國情はその然るを許さざるものあり、曩の條約勅許の如きも、脅迫せられて已を得ずその處置に出でたるものなれば、畿内附近に外國人を近づくるは、初めより容易に許すべからざる事たりしなり。されば今や兵庫の砲臺成り、軍艦亦繋がれて危険の虞なきに至りたるが如しと雖も、之を要するに、鎖開の國是すら未だ定まらざるのみならず、今度諸侯會議を召集して、此根本の主義の尙未だ議定せられざるうちに、更に近畿に於ける開港場設置を餘儀なくせらるゝは、國威に關する大問題にして、局外より之を考ふるも、亦容易ならざるものあり、即ち公の厚く朝議を盡されたしと言はれたるは、亦所以なしとせざるなり。是年七月英國公使書記官なるサトーは薩摩の西郷吉之助に對して、英國は、日本皇帝の政柄を握りて諸侯を統率せられん事を願ひをれども、京都にありては更に其企なきのみならず、同地に異人の入るを汚はしとする説盛んなる由聞き及べり、果して然らば相濟まぬ次第といふべく、萬國に對せられて確乎たる政見を定められずしては、交際に相成らずと語りたりと。此言に

英使書記官  
の談柄

據りても、當時猶朝廷に於ては、外國を夷狄視して嫌忌せられたる事情ありしを察するに餘りあるべし。斯かる事情なるを以て、是迄の對外的處置は、詩に所謂今日一城を割き、明日一城を割くの類にて、只脅迫に堪へかねて自ら好まざる事を敢てし、更に將來を見るなく徒に舊習に沈溺したりしものといふべく、果して然りとせば、公の答中の如きは、早く此に覺醒して、厚く至當の協議を盡さるべき要あるを言外に含められたるものと見るべし。

### 將軍政權返上の動機

京都の會議は、四月の末までに相前後して入京したる越前春嶽、薩摩久光、土佐容堂、宇和島宗城の四侯、五月四日越前邸に會合して開催せられ、慶喜將軍も臨みて兵庫開港、長州處分を議したりしが、島津久光は長州の罪を認めず、幕府引責して毛利父子の官爵を復すべしといひ、將軍は之を不可とし、家老に嘆願書を差し出させて、後に寛典に處すべく、先づ兵庫問題を決し、次で長州の事に及ぶべしとなし、其議は遂に決せざりき。其後四侯申し合せて

諸侯會議



二條城(將軍在所)に會し、先づ國是を議定せんとて其議に掛りたりしが、意見齟齬して、調和點を得るに至らず、遂に容堂侯は他の議論を過激となし、其後は病と稱して議に臨まざるに至りたるのみならず、薩藩に於ても西郷等は四藩の主張を寬に失すと論じ、久光は病と稱して會せず、かくて國是の議は區々にて路傍の室に陥りたり。但兵庫開港の事のみは、當今の時勢上、外國と親睦すべき要あるを以て之を許すに決し、二十三日朝議ありし後、翌日左の勅諭あるを見るに至れり。

兵庫開港に決す

兵庫開港之事元來不容易、殊に先帝被爲止置候得共、大樹無餘儀時勢言上、諸藩建白之趣も有之、當節上京之四藩(土佐、越前、宇和、島津、大隅守)も同様申上候間、不被爲得止御差許相成候。

一 兵庫被停候事

一 條約結改之事

右取消之事

果然開鎖の國是は論議破裂に了り、三月に將軍の縷述したりし長文も充耳

に聞き倣さるゝに至りたりき。その不被爲得止の五字にて先帝の叡慮を奉葬したりしは、いかで朝議を盡したる至當の所置と道ふを得ん。かくて政權は遂に朝廷に收めらるゝに至りしも、猶國是は定まらず、明年正月外國公使よりその參内許可を迫るに及んで、公は遽に内命を受け、因て倉皇參洛、茲に始めて開國の規模定まるに至りたりき。事は次卷に記すべく、併せ看て考ふべし。

防長處分問題

初め乙丑の政變に幕府は長州の處分を失し、只之を威嚇せんと欲して遂に兵を瀆し、進退維谷まる窮境に陥りたりしかば、公は今度將軍の更迭、先帝の大喪の併せ臻りたるを好機となし、此際從來の難問題たる長州五卿の處分を解決して、舊を棄て新を圖る所置に出づべしてふ意見なりき。或は之を永井にも洩らされたるなるべし。されど此事たる、局度ある政治家にして成し得べく、會桑閣老等の能く之を遂行し得べしとは望み難きことなれども、慶喜將軍は此機會に政局の變化を制せんと欲したりしを以て、或は公の忠告を信じたるなるべし。茲に思ひ合すべきことあり、永井派遣の正月



末、天下の大勢によりて征長解兵、五卿歸洛を朝廷より命ぜらるゝや、幕府は五卿の歸洛は之を達したれど、長防處分には尙未練を残して解決するに至らず、宰府の五卿亦朝命の眞意を疑ひ、且つ其頃三條卿の病氣なりしより、命を受けたるまでにて、依然滯留歸洛の機會を待ちたりきといふ。以て慶喜將軍自らには決心する所ありながら、會桑以下の執著心にて、兎角に時機を誤りつゝありたりしを推想せらるゝにぞ。

曩に永井玄蕃頭退去の後、平山圖書頭また將軍の直書を持して佐嘉に來り、欄干莊に於て公に對面し、密談時を移して去りたり。是も防長處分と兵庫開港との機密にて、二月(日)の事なりき。當時幕府の威信は既に地に墮ち、去年よりは薩長及び土州の志士等密に協同して宰府に聲息を通じ、幕府を倒さんとの陰謀を運らし、二三月の比は西國の諸藩に遊説しつゝありしを以て、我藩の有志士も亦是に氣脈を通じ、公の天下の重望を負ひながら、猶觀望して起たざるを焦慮し、斯くては遂に朝廷に於ける發言權を失ふべしと慨しむたりき。さればかく幕府よりの密使の頻りに來るを見て、今猶佐幕

の意あるかと疑ふ者ありしが、中には又、幕府が孤立無援の窮地に陥りて、腹心を託せんとするは、窮鳥懐に入るものにして、之を殺すは仁にあらず、即ち幕使との交渉は、此機會を迎へて、天下に向つて權勢を爭ふ把柄となさむとするなるべしといふ者もありたり。偶、大隈八太郎長崎より歸來し、是まで祕密を語りむたる政府當局の鍋島河内に就きて、具さに薩長同盟の形跡等を告げ、今や政局變化の機將に熟せんとすと説きたりしを以て、河内は更に之を公に告げしかば、公より河内を以て内旨あり、曩に永井玄蕃頭來藩して、將軍已に幕府の維持すべからざるを覺悟せりと語れりと雖も、是は其關係する所至重至大とて、容易に獨斷にて決するを得ざるべく、亦予よりも慥慥明言すべき事にあらず、寧ろかゝる事は、書生の意見として、大勢の歸趨する所を開陳して、事機を構成すべく、因て此際宜しく速に江戸に赴き、原市之進等を紹介として、將軍に謁見し、大政返上の決心を促す手段をなすべしと含められたり。乃ち大隈は長崎に赴きて、副島次郎と相談し、東上大に畫策する所あらんと欲し、會、土州藩士後藤象次郎の長崎に來りむたるを幸として、

公大隈をして將軍に大勢を説かしむ



その乗船朝日丸を借らんとせしに、後藤より其故を問はれ、實を告るに及びて、彼は再び閑叟公の意見は如何と問へり。よりにて、公は勿論その内心あるにより存じ立てるなりといひしに、後藤聞いて、さらば予も直に土佐に歸るべしとて京都に向ひ、副島、大隈は朝日丸に同乗して發航せしに、水夫等は皆外國船に經驗なきもののみとて、出帆に際しては辛うじて運用の方を辿るを得たりしのみ。かくて隅日の地を離れて土佐沖に到るや、暴風に逢うて意の如く進航する能はず、阿波地方の見ゆるあたりまで吹き流され、漸く阿州土佐境の海岸に漂著したりしかば、浦よりは高張提灯などを點じて來り救ひ、幸にして無事上陸するを得、是より山路を間關して大阪に向ひ、畫策を潛めて空しく佐嘉に歸りたり。後、當時を追懷して、是時専ら江戸直航の初念に驅られ、一意祕策に心を碎きて他を考ふる暇なかりしかば、江戸へ江戸へと志して將軍の大阪にあるに全く心何かず、遂に其まゝ彼地より歸來したりしは、機轉の利かざる甚しきものとして、今尙遺憾に堪へざるところなりと大隈は語れり。

## 第八十六章 公病を力めて上京す

### 公再び肥後路より上京す

公上洛

五月頃より公は上京の準備をなし、六月の初め、京都に通知して、傳奏衆へ左の通り届け出でらる。

舊冬被爲召候に付則上京可仕處、追々申上候通之病累精々加療養、至近來少々快相成候に付、押而今日國許發足仕候、此段御届申上候、以上。

六月十一日

肥前前中將

此頃の事なりき、公小室に齋居せられ、編者一人を侍せしめて讀書談に清閑を銷されしが、席上、凡て先人に對する批評は、只前人の言を踏襲し、自己に確たる自信なくして漫りに是非を判じ、之を書籍にも上せて遂に衆口一致の公評をなすことの多きに語り及びけるに、編者は其一例として顔淵を擧げ、由來彼を亞聖と稱して誰も異論を唱ふる者なけれど、果して孔子に亞ぐ程



の偉人なりや否やは未だ其然るべき點を見出さずといひしに、公之を聞いて、『汝はまだ顔淵の亞聖たることを知らざるか、孔子の諸國を周遊して大に時の政治に爲す所あらんとするや、桓魋輩は之を妨げ、或は兵を以て脅かすに至りたれども、此際に方り、談笑これを免れたりし孔子とその胸算を同じうしたるものは、彼一人なり、看よ、孔子の匡にて兵難に遭ひし時、孔子彼の後に至れるを見て、吾汝を以て死したりとせりと言へるに對し、顔淵の子の在ますに回何んぞ敢て死せんと答へたるは、換言すれば、先生は生きて御座るに自分のみ死ぬ回ではなしとの意にて、横著なる言なり、是れ即ち彼が孔子とその胸算を同じうするの自信より進り出でたる言ならずや。子路の輩は、此の如き際に當りては狼狽す、曾て陳にあり糧を絶ちしとき、子路愠り見えて、君子も亦難に遭へば窮するかと言ひ、よりて孔子より、君子固より窮す、小人窮すれば斯に濫すと喝破せらるゝに至る、彼は勇あるのみにて智なし。顔淵に次ぐは子貢なり、彼は智者なり、曾て孔子より汝と回と孰れか優ると問はれ、賜や何んぞ敢て回を望まん、回や一を聞いて十を知る、賜は一を

聞いて二を知るのみと答へたりしは、その遙に顔淵に及ばぬことを知りたるものにして、流石に子貢なり、此れ彼の他の門人に優りたる所なり、しかのみならず、孔子の衛の内亂に遭ふや、門人等みな孔子の去就に惑ひ、子貢に對ひて、夫子は衛君を助けんかと質すところありしに、子貢乃ち、予之を問はんと言ひて入つて孔子に向ひ、伯夷叔齊は何人ぞと問ひ、古の賢人なりとの答を得て、猶怨みたりやと反問し、孔子の仁を求めて仁を得たれば、又何んぞ怨みんと答へたるを聞いて、乃ち出でてさきの同門に對ひ、夫子は衛君を助けずと斷言せり。此問答こそ子貢の智の他に超越したりしを語るものにて、その顔淵に及ばざるを説いて、我は唯一を聞いて二を知るといひたりしも、亦其智の優れたる所を見るべく、實は一を聞いて五を知る程の智を有したるべし。』と話されたり。此の孔子衛君を助くるかの問答は、即ち公の將軍擁護如何を暗示せるものにして、自ら外國の大勢に順應して武臣の任を全うし、以て朝暮の間に心を盡すべきことゝ、自ら仁を求めて仁を得たりと信ぜられ、亦權勢爭奪に意なきことゝ、を仄めかされたるなり。かくて更に談



を進めて曰く、魯の陽貨權を専らにし、孔子を見んとする屢なりしに、孔子避けて嘗て逢はざりしかば、陽貨は蒸豚を餽り、以て孔子の其禮に來りたる時に捕へて之を説破せんと計りたり、孔子これを覺り、彼が不在を見計ひて禮に往きしに、はたと路上に出遇ひぬ、彼は來れ予爾と語らんとて、思ひ設けたる難問をあびせかけ、其寶を懷いて其邦に迷ふを仁と謂ふべきかと問へり、孔子之を不可と答ふるや、又事に従ふを好んで承、時を失ふを智と謂ふべきかと問ひ、孔子亦不可と答ふるや、陽貨言を繼いで、日月は逝きさりて歳は我と與ならずとて決心を迫りたりしが、孔子は、諾、吾將仕とすというて別れたりき、此諾吾將仕の答の逍遙たるは、孔子の孔子たる所以にして、彼と是を同じうするものは他に顔淵あるのみ、孔子が顔淵に、之を用るれば則ち行ひ、之を舍つれば則ち藏む、惟吾と爾と是あるかなと言ひしは、以て彼が年少ながら門弟中特に優れたるを語るものといふべしとて、話頭を轉ぜられ、此度予は將軍よりの召命によりて上京すべきも、直に歸るべしといはれぬ。讀書談は是まで屢ありて時事に及びたる事もまゝありたれど、只古事の批評に

のみ止まり、此の如く最後に自己の身上に言及せられしことはなかりき。かくて編者は、將に來らんとする時局の大變化は、非常の人にあらずんば逆も之に處するを得まじと答へて止みぬ。此時より公の胸中には深き決心ありしこと、想はるゝにぞ。

六月十一日公は佐嘉を發し、今度も柳河路を取りて肥後の熊本に入られしが、時會、公の次女宏姫と肥後侯の嫡子澄之助護久との結婚の約成りて、其入輿の準備中なりしかば、彼地に一泊せられ、翌日水前寺の茶屋に到りて細川侯父子に面會し、晝食の饗を受けて互に歡を洽くし、其より阿蘇を経て豊後路を通行し、今市驛に一宿し、翌朝竹田の中川修理大夫久昭侯の訪問を受けられて談話を交換せられ、其日は鶴崎に宿し、翌二十日に佐賀關に到り、此處に廻航せしめたる電流丸に乗船あるべき準備として、珍宮の別館に一泊せらる。

公佐嘉を發す



閣老の書翰佐賀關に到來す

閣老書を輪  
して公の上  
洛を促す

是日幕府より松平越中守板倉伊賀守兩人の名にて左の書狀到達したり。  
向署之砌愈御安康被成御消光并喜之至奉存候。然者防長御所置兵庫開  
鎖之義者皇國大事件に付、列候見込をも御尋之爲被爲召、追々上京之向も  
有之候處、貴君に於テハ御先代以來格別御依頼被遊候に付、兩度迄も御直  
書御使被差遣候處、貴恙兎角御急快被成兼、御猶豫被仰立中に者御座候得  
共、兵庫防長兩事件に付此度從御所被仰立候趣有之候に付て者、猶更以  
御相談被成度件々有之候間、早々御上京被成候様可申遣旨被仰付候。御  
不快中千萬御苦勞に者奉存候得共、皇國之御爲押而御上京被爲候様仕度、  
尤御長座御迷惑之趣をも御家臣より承候間、御上京之上者拙子共御旅館  
に罷出候共、不苦候。前書之趣御家臣にも申合候間、委細御聞取可被下候、  
此段匆々如斯御座候、頓首。

六月八日

伊賀守

越中守

閑 叟殿

再白隨時折角御自愛被成候様奉禱候、出殿中いそぎ別而亂筆御用捨御  
判讀可被下候、又頓首

珍宮は珍彦が神武天皇に初めて謁したる地とて、式内の早吸日女神社に名  
づけたる名なり。當社は佐賀關の岬角小高き處にありて眺望殊によく、公  
の座せられたる別館よりは、東南に伊豫豊後の海峽を見晴すべし。是日晴  
朗の天にて、暑氣稍強けれど、輕風徐に吹き渡り、佐賀關出入の白帆の夕陽に  
照らされつゝ、伊豫の島々の點々たる間を過ぎ行くは、亦大に公の吟囊を肥  
すべきものありたりき。折しも編者獨り其側に侍したりしに、公は率爾と  
して、天皇の御親政となるは寔に公正の美事なれど、公家達の政治は甚だ覺  
束なし、公卿は古來高貴の身なれども、久しく政事に離れ、士民に親近して事  
に當りたる實驗なきにより、凡て其思想叢睦にして細故に齷齪たり易く、併  
せて人を統御するに堪へず、されば皇政となりても、猶依然詩歌管絃を弄し

公の公卿親



鞠を蹴るなどにて優遊品位を養はるゝが適當なるべく、逆も外國人に交渉して多忙なる將來の政務に當らむ事は難し、されど幕府としても亦同然なり、表面は嚴めしくして、老中などといへば如何にも偉く見え、種々の人物集まりたるが如き觀をなすと雖も、實は盡く形式容態に止まり、當今の政局を斡旋するに足る材力のある者としては更にあるなく、淺薄なる小策を弄するのみにて、到底變化の時局を制すべき望みなしと話しかけられたるにより、編者は、五萬石十萬石の譜代家の相牽制して常規を運ぶは、守成の道にて變化に當り難し、是れ天下の有志者が、大藩大名の起つて、此時局を濟はん事を望む所以なりといひければ、公聞いて、さなれど、其大名として亦同様なり、薩摩の先修理大夫がもし存生あらば、此際何とか爲す事を得たらんに、今や其人も亡し、今長州侯が評判なれども、予は侯と參府の年を異にするを以て、一度も直接に面會して談話を聞きし事もなければ、何ともいひ難けれど、是まで自國の士を統御せられたる其手際より見れば、逆も今日の時勢の變化を濟すには足らずと思ふと言はれ、然らば今に於て日本を興隆する人は他にな

大藩大名に  
人なし

公人材の出  
現を門地外  
に俟つ

きかと問ひしに、公は口を嚙まれたりき。蓋し肉食者に人無く、舊來の位地にある者は老朽の廢物のみなるを以て、青年書生の間より起つて此局面を斡旋するものゝ出づべきを希望せられたるものゝ如し。大隈侯の話に、公或人の天下何くに定まらんと問ひしに答へて、天下に人無し、將軍も大名も言ふに足らずとありしかば、某は更に、公は如何と問ひしに、予も亦言ふに足らずと答へられ、次で、然らば天下は當に誰をか頼むべきとの問に對して、人物は意外の處より時代の要求に應じて起るものなり、歷史上偉大なる人物は門地より出でずして他より出づるを常とすと言はれたりとぞ。即ち人物は草莽の間より出づべしとの意にて、編者が正しく直接に聞きたる言と合致するを見るべし。かくて其時の公の顔色を伺ひしに、何か思考せられつゝあるが如き風ありしたため、編者は詩興を催されしならんと想ひたりしに、後當日の、此桑名板倉兩閣老連名の書面の到來したる日なる事を思ひ合すに至りて、此書面について國家將來の成行を考へ居られたる折しも、予が側にゐたる故に、突然と此談話に及ばれたるものなるべしと覺りたりき。



かくて二十一日より乗船、其日伊豫海を経て、翌朝は備後三原城の前を通  
過しつゝありしが、其時公は甲板に上りて四方を眺望し、爽氣を呼吸せられ  
つゝありたりしに、從士の船員等と集まりて、須磨淡路より來る潮も馬關佐  
伯海峡より來る潮も此邊迄進みて、渦潮となればこゝぞ、即ち瀬戸海中分の  
處なるといひしを耳に留められ、編者を顧みて、山陽の詩に白石洋頭又却回  
とある白石洋なりと指點し、頗る氣色快然たりしが、午後又船室に一人侍し  
ゐたりし編者に向はれ、汝は近年出版したる西洋事情を讀みたるかと下問  
あり、よりて得て以て讀みたる由を答へしに、西洋諸國は皆議事院を設け、全  
國の人民より選出したる代人を出席せしめて、其多數の決議によりて諸般  
の法律を立て、毎年政治の綱要を定むと聞く、誠に上下の意思を暢達するに  
良き政體なりといふべし、されど機密の事は如何にするか、凡て國政運用に  
方りて最も肝要なるは機密なり、對外の事は無論、内國の機務とても、多數の  
代議士に之を問うて決するやうにては、機會に後れて迎も大事を成し得る  
ものにあらず、政機は當局者の機密より出でずしては決して成就せず、機を

公機密處置  
の方法につ  
き潛思す

知るは其れ神かといふ、此要を沒却しては何も皆事に後るゝものとす、西洋  
諸國とてもまさか政事の樞機までをも國會に問うて決するが如き迂濶の  
事は爲さざるべし、されば之を如何にするにかとて、頻りに潛思の様子なり  
き。此時西洋の政體を略記したるものには、瀛環志略、聯邦志略、英政如何、及  
び萬國公法等數種の譯述ありしが、機密の行政の本能たるは言ふまでもな  
き事として、更にかゝる贅記をなせるはなく、よりて編者も之を答ふるを得ず  
して談は其まゝに止みたり。蓋し文久以來、政變ごとに有力諸侯を政事に  
參與せしめて國是を決定せらるゝに至り、殊に當時は諸侯會議の召集あり  
て、幕府の政權の如きは動搖の餘殆ど其手を離れんとする頃なりしを以て、  
政權の天皇に復したる後は、西洋の如く諸侯と藩士との常議員を設け、より  
て大事を議定せしむべき政體に改むるは、亦時代順應の處置なりと雖も、行  
政に緊要なる機密の運用を衆論の喧囂に制せられては、國事を圓滿に處置  
すべからずと考へられ、偶、是を起問せられたるにてあるべし。即ち是時既  
に、公の皇政維新の成竹を腹案し、立憲政治を以て將來の國是を定めむと畫



か。れ。つ。ゝ。ありたりしは、之を以て窺ひ知るべきにこそ。

二十四日船の播州沖にさしかゝりし時も、編者一人侍したりしが、其時今日は兵庫に著船すべし、汝は楠公の墓を拜したるか、と公より問はれしにより、前年の江戸遊學の往路播州を巡歴したりし時も、兵庫に著したるは日没に近く、而も兵庫の一番船の發せんとするに際したりしことゝて、直に乗り込みしため本意を遂げず、歸路亦大阪より直に乘船し、遂に今日に至るまで湊川を訪ふの機を得ざるなりと答へたりき。斯くて午前兵庫に著せらるるや、例の肥前屋に宿せられしが、午後近侍を總て従へて兵庫を遊歩し、湊川の白沙を越ゆる數丁、川傍の松堤に杖をとゞめられたり。其頃尙湊川一面の沙は兩岸の松並木に圍まれ、附近は沼池を交へし田地のみなりしが、公は近く一叢の森ある村を指しつゝ、近侍に編者の事を語りて、此者は書生なるも未だ湊川楠公の墓を知らずといふ、彼の森こそ其なるぞ、他の之を知らぬ者も往いて拜せよといはれ、三四人の馳せ往く影を見やりつゝ、其儘残る三人とゞもに徐歩して旅館に歸られたり。編者等は、是まで曾て公の勤王

公楠公の忠勤を説く

論、楠公談を耳にしたることなかりしに、此日湊川を逍遙あるや、足を停めて近侍の者に參拜せよといはれたるは、蓋し日ならずして政府は京都に移りて皇政に復すべく、世は楠公を説いて勤王に傾くべきを暗示せられたるものと察せられたり。

### 公京都にて病む

二十五日兵庫を發して大阪邸に著し、駕を留むる二日にて、二十七日京都に著し、洛西の妙顯寺を宿陣とし、翌日傳奏衆其他を回勤ありしが、歸陣の後、若年寄永井玄蕃頭來り、客間に於ける密談數時間の後辭し去れり。

七月の初め、病軀を力めて暑に中られたるにや、公は一夕暴瀉して少しく發熱あり、輕からぬ容體なりき。されど其頃はまだ看護婦の如きものはなかりしたため、近侍の士のみ病牀に侍して看護したるに、近侍の士は後に國家の大事をも託すべきものなればとて、公は平生より腰部以下を取り扱はせぬことに定め居らるゝにより、かゝる際に方りて、その起臥を介抱扶掖する

公入洛す



ものには只醫師と茶道頭とあるのみ、よりて公の不自由は言はん方なく、た  
めに一時は皆驚き惑ひたり。かくてその病の朝廷幕府に聞ゆるや、將軍よ  
り直に侍醫戸塚静海を遣はして數次診察せしめ、我侍醫と相談して懇ろに  
手當をなさしめたるにより、幸にして瀉下は早く止みたれども、猶其疲勞は  
甚しくして、ひたと困臥せられたり。よりて佐嘉へも急使を以て通知する  
など、一時は頗る慌てたれども、後漸次輕快に赴かれ、六日には慶喜將軍より  
特使を以て病を問ひ、内々菓子其他を御側衆の奉札にて賜へり。十一日に  
は上洛慰勞として、御所より左の書付を以て御酒肴を賜はりき。

肥前前中將

應召登京

叡威不斜候、國事多端御時節候間、暫滞在有之、盡力可奉安。

宸襟之旨 御沙汰候事。

酒 三樽

鯉 十尾

將軍との會  
談の内容

かくて此急病の爲めに二週間許りは病牀に平臥し、一切面會を謝絶せられ  
しが、十三四日頃より褥を離るゝ程度に回復せられたり。

是に於て、十七日に駕を命じて攝政關白二條公、其他國事係の公卿に回勤  
し、十九日朝は將軍滞在の二條城に登營せらる。その將軍を始め松平越中  
守以下と面會して、時局の事を問はれたるべきは、想像に難からずと雖も、事  
秘して洩れざれば傳ふる所なし。唯長防の處置についてののみ、既に去る四  
月四藩(越前、薩摩、土佐、宇和島)より寛大の處置あるべしと言上し、朝廷よりも其宣命あ  
りきと聞きしを以て、已に其局を結びたる事と思ひたりしに、入洛するに及  
びて未だ其運びに就かざるを知りぬ、されど今となりては最寛の處置にあ  
らずんば無事を期すべからずと言はれたりとぞ。兵庫開港につきては、將  
軍より時勢言上に及びたりし外、四藩の建白もありて既に勅許となりたり  
しを以て、別に異議のあるべきにあらず。されば幕府の最も公の意を聞か  
んと欲したるは、以後大政の發動の、是までの行き懸りに従つて進行すべき  
ことにありたるなるべく、已に諸侯會議の例を開きて、凡ての處置を決する



等、先帝の將軍に對する御委任は消滅したりしを以て、政權を天皇に奉還すべき其順序に就いて疑議せむと欲したりしならんも、何分公は病後とて、長時間の談話に及ぶを許さず、妙顯寺に歸られたりき。其後は中院、久世等の親戚を訪はれたるのみにて、時に幕僚の公事についての來訪あるも、多くは側年寄、原田小四郎面會して公の意を取り次ぎ、外部の交際は政府の相談役中野數馬専ら周旋したりき。

此間に春嶽侯は宇和島老侯(宗城)と申し合せ、午後七ツ時前(今の四)より妙顯寺に來り、奥の別座に入りて談話を重ねたり。春嶽侯は夫人の兄、宗城侯は姉婿にて、みな近親の間柄なれば、隔意なき會合なり。されば近侍は次の間に控へ居たりしが、其日は暑かりければ、縁側の風通しよき處に、三人品字形に對坐せられ、打ち解けたる態度なりき。勿論高貴の大名とて、談話中といへども端坐あり、而して時には雙手を膝より下し、額を合せて密話せらるゝなど、春嶽侯主となりて公の意見を聽き、時に宗城侯の容吻ある姿に見えたりしも、其間の語調和らかに、て少しも激越の狀なく、時には破顔一笑せられ

春嶽侯公を  
來訪す

たりき。かくて日暮れたれば、用意の酒饌を出し、が酒數行にして杯蓋を呼ぶに至り、宗城侯は座を離れて、近侍の者を招いて杯をさしたりしも、春嶽侯のみは猶公と對座して、談話を續けつゝありき。宗城侯の、近侍と杯を交換したりしは、其父君春山侯(公姑婿)以來の習慣たり。春山侯は暴飲家にて、後には臥して足を動かさず、近侍の者と痛飲するに至りし由なるも、宗城侯はさほどの甚しきにはあらざりき。かくて酒杯の取換中、春嶽侯より、今承れば尊公は主人の姉婿とな、成程主人よりも御老人なりと言ひたるに、宗城侯は、尊公も、妻の兄なれば亦主人より御老人なりと言ひ返しなどして、頗る興に入り、初更過歡を盡して漸く歸りたり。是は唯親戚の集會に過ぎざれど、會者は正に國事を議する四侯中の二侯とて、酒席以前の長談は時事に關する意見の交換にてありたるべく、而して席上に於ける春嶽侯終始の態度は懇篤に見受けられ、宗城侯の傍よりの添言は、寧ろ簡單なるものなりき。其談話の内容は、次の間に控へたる近侍には少しも聞えざりしが、公の口數と春嶽公のそれとは、凡そ平均に見受けられたりき。



二十三日公は傳奏よりの召命によつて參内し、始めて今上に拜謁せられ、左の如き仰を蒙られたり。

遠路之處殊扶所勞上京苦勞被 思召候、別而此頃炎暑難凌所勞彌增難澀之趣付、願之通御暇被仰下候、仍夏御扇賜之候事。

當時かの諸侯會議開催中なりしかば、前日越前宇和島兩侯、公の近親なる故を以て要領の意見を聴受し、よりてこゝに病餘の公は滯京の勞を免ぜられ、速に歸國の御暇を頂戴したるなり。かくて歸裝を整へて翌々二十五日京都を發し、翌日大阪に著し、乗船の準備に二日間滯在ありき。春嶽、宗城の二侯は猶滯京したりしが、薩土兩藩の策士は、初めより此諸侯會議によりて幕府を廢し政權を朝廷に收めんと謀り、長州の木戸準一郎亦薩邸に潛みて之を畫策したりき。されど久光、容堂の二侯は、其主張を過激となしたりしかば、遂に事行はれざるに至り、一方會桑以下の幕僚も、朝廷を牽制して之が阻止に力めしかば、會議は無意義に成行きたり。其後將軍の參謀原市之進は攘夷家に暗殺せられ、九月に至りては、四侯は相繼いで暇を乞うて國に歸る

等、風雲漸く急にして、策士等は所詮血を流さずしては大政を朝廷に收むること不可能なりとなし、是月薩摩は兵千餘を京師に上せ、長州も亦兵を上せんと同意するに至り、こゝに京都は漸く騒然となりたり。

### 公大阪城にて將軍に謁見す

時に慶喜將軍は大阪城に下り居たりしを以て、其内命によりて、二十七日公登城あり、他人を交へず將軍と對面して談話せられしが、將軍は特に料理を賜ひて饗し、退城に際しては、自ら差添の脇差を取りて之を授けたり。公は文久三年國事周旋の際より慶喜公に接せられしが、慶喜公亦將軍と爲りし後は、數度内使を佐嘉に遣はし、公が先輩の老功者たるの故を以て、諸事其指導を請ひ、今後爲し得る限りは助言ありたしと求めたれば、是日の話の如き、其何たるかは知る由なけれど、政權返上の暗流既に此頃より動きおたれば、公よりは、勘考中なる立憲政治の實施の暗示もありたらんと、忖度せらるるなり。而して是が將軍として、又政友としての慶喜公と公との最終會見



なりき。斯くて薩長土の策士は倒幕論を進め、九月には薩兵千餘人の入洛あり、長州亦出兵の用意をなす等、物情騒然たるに至りぬ。即ち公の大阪登城は、まさに潮流盈涸のたゞへにてありたりしなり。

其頃は酷暑の砌にて、大阪に於ては有名なる天満の納涼期なりしが、我邸の所在は鍋島濱とて最も納涼舟の盛んなる處なりしを以て、是日夜に入りてより俄に納涼舟を仕立てたり。よりて御茶道頭伊東春洋は、編者を引立て、御船倉に到りたりしが、公は春洋と共に船側に立たれ、懸て屋根船に乗り込まれたり。舟中には火鉢に茶瓶をかけたる外、煙草盆、座蒲團の用意ありたるのみ。かくて三人著座すれば、二人の船手艫をかいて水門を潛り出で、懸て納涼の場所に押し出しつゝ、簇れる遊船を縫ひて上流に溯りたるが、諸船非常の輻湊を極め、甜瓜、西瓜、爛酒などを賣る舟の來りて買へと侷むるあり、時には棹の飛沫躍りて公の衣袂に濺ぎ、時には他船より抛げし西瓜の皮の舷側を打つなど、頗る狼藉雜鬧を極めたれど、公は喜んで之を見物せられ、端坐のまゝ詩話などもあり、陸上ならば紅塵の文字あれど、水に紅波とい

公納涼船を遣る

へば流血に用ゐるのみ、されば支那には此の如き盛んなる船納涼は無きならん、納涼は日本の特色と稱すべしなどと語られ、斯くて十分の涼を納れて初夜過ぎに歸邸ありたり。端正なる公は、平生微行を好まると雖も、此の如く夜陰を利用して邸を忍び出で、納涼の遊船に混りて興を逐はれむとは意外にてありき。後年編者鹿兒島に到りし時、彼藩の市來四郎より、公の嘗て蒸汽船に書生と混乗して該港に來り、順聖侯に面會せられし事を聞きたりしが、其時は未だ我藩に蒸汽船なく、其之あるは幕府の觀光丸のみなるを以て聊か疑ひを存し、其後知る人にも質し、直大公にも問ひたれど、誰一人知る者なく、隨て之を信する者もなかりしを以て、編者も半信半疑なりき。唯如何にも此納涼の微行の、其と類似する甚しきものあるにより、意を留めて種種に取り調べし結果、遂に勝安房等と共に、幕府の船に乗りて彼地に潛航せられし事を發見したり(第二十一章參看)。よりて思ひ合すれば、公の是時特に予を伴ひ行かれたるは、其薩摩微行の事を暗示しおかれたるものゝ如くに感ぜらるゝにぞ。

公の薩摩微行



二十八日蒸汽船にて大阪を出帆し、兵庫上陸、翌日より多度津、興居島を経て八月二日馬關の海峡を通過し、同日午後筑前の若松岬を過ぎらんとせられしが、玄海洋の大風に遭うて若松海まで引き返し、翌日も風勢衰へざりしため猶碇泊したり。かくて四日に至り、風は漸く凧ぎたれど、玄海の怒濤烈しく、剩へ航海、期を過したること、船中用意の食料も將に盡きんとし、いと困難を極めたりき。蓋し病後の公にありては、生涯を通じての大難儀にてありたるなるべし。かくて天候全く定まりて後船を出し、浪のうねりなほ強くして、船の動搖甚しく、辛うじて唐津岬を回り、六日朝伊萬里に著船したりき。

此處に數日前より、奥女中等を始め待ち受けて、京都著がけよりの病患に加へて、更に風浪の難に日を累ねられたる公を迎へ、さこそ疲憊つらならんといたはりて、相擁して同地の吉祥寺に入れしかば、爰に始めて公は婦人の手に便安を得られ、隨員亦稍安堵の思をなし、かくて一兩日滞在ありて、九日佐嘉に著城せられたりき。而して電流丸船長中牟田、真木等には、後に其勞を賞

せられたり。

### 巴里博覽會開場の報告

巴里博覽會  
の報告

公は、歸城の後、三、九にありて疲勞の恢復に力められしに、佛國差遣の佐野常民より、巴里の萬國博覽會に關する報告書到達せり。曰く、會場内の日本陳列所にありて出品の準備を爲したりしに、薩摩藩の岩下佐次右衛門より示談ありて、該藩にては薩摩兼琉球藩王の特派使と稱し、場内にも薩摩及琉球國と標榜し、日本の旭旗と該藩の旗章とを交叉し、特に丸に十字の紋を掲げて、この萬國人の集觀を利して、徳川氏と同じく日本天皇の下に獨立國たることを歐米列強の公衆に示し、以て國體を明かにすべく、よりに當藩も亦同式に取り計はれよとのことなりしにより、我も之を領掌し、亦肥前國と標榜して、旭日の國旗と藩の隅取旗とを交叉し、猶ほ翹葉けいようの紋をも掲げて、入場の群衆をして怪訝の眼を以て之を凝視せしめたり。然るに今度幕府の徳川民部大輔を渡航せしめたる目的は、この博覽會開催に際し、條約各國の



使臣を歴訪して、日本國に於ける主權の所在を明かにし、以てその疑ひを解くに在りしため、此標榜によりて其旨趣を破壊せられたりとして、向山、田邊等は是を撤回せしめんと欲したりしも、天皇の下に諸藩の聯合したるが帝國の體面として、這次の標榜決して不可なく、よりて彼等は異議を挾むを得ずして、甚だ處置に窮したり。されば岩下は仕済し顔にて他人に向ひ、かくて徳川氏の面目を洋人群集の前に塗抹したれば、我事は已に了れり、いざ是より歸國して皇政復古の運動に盡力すべし、諸君も予に賛同せられよとて、巴里を去りて歸國したり。』と。公は、元來、理論を活用して機轉の利きたる權詭の計ひの、此の如きを喜ばれたり。蓋し元治の公武合體以來、衰弱の幕府は背後に佛國の強援を恃むの影ありて、激徒をして、寧ろ外威に屈すとも幕府には敢て抵抗すべしの言を敢てせしむるに至り、ために公は、其反動として、凡人輩が佛兵を假りて内亂を鎮むるの非舉をなさんかと般憂し、折に觸るる毎に、かゝる不祥事の發生せざるやう、幕府の諸僚に忠告せられたりしを以て、此報告を聞いては、大に溜飲を下げられたることなるべし。幕政の朝

政に復すべきは、弘化以來依然その徑路を辿りつゝありしが、その進行の程度は、激徒の猛烈なる刺戟によりて促進せらるべく、因て志士の奮忽なる運動も、敢て之を厭はるゝにはあらざれど、公自らは、將來確固たる政體を組織建設するに苦心にてありたり。故に大體に於ては、公武合體の四侯と共に穩健なる處置を擇み、國家の爲めに忠實に考慮し、決して亂を好まらざるに、あらず、又敢て亂を怕れらるゝにもあらず、唯政局の大變化に當りては、多少の爭亂は覺悟せざるべからざれど、條理の指示する所に従うて、勉めて穩健なる步趨を取らば、假令爭亂の起るあるも、其事軽くして止まんと意を有せられたるなり。

九月二十一日、公は小城に遊行して櫻岡に到り、隱居鍋島左兵衛佐及び其當主欽八郎の迎接を受け、菅井莊一泊の後、寒溫變化の候となりたれば、二十五日より柄崎溫泉に入浴し、二週日にして十月十一日に歸城あり、是日は夫人も公の見舞の爲めに柄崎に赴きて入浴せられたり。十一月に至り、大政奉還其他前月十三日以來の京都に於ける事件の報告續々到りしが、之に對



しては、公は閔牆の内訌は竟に免れ得ざる事なれど、結局は容堂、春嶽侯等の協議を以て、事理の穩當なる處置を見るに至るべしと信ぜられたるものゝ如し。

### 第八十七章 政權奉還

#### 幕府より政權返上を達す

十一月の初め京都より飛脚到來し、左の書付の交附ありたることを報す。別紙之通被仰出候に付而者御用被爲在候間、早々閑叟上京可有之候、若所勞上京難相成候半者、肥前守早々上京可有之旨御沙汰候事。

十月

別紙

祖宗以來御委任厚御依頼被爲在候得共、方今宇内之形勢を考察し、建白之旨趣尤に被思召候間被聞召候。尙天下と共に同心盡力を致し、皇國を維持可奉安宸襟御沙汰候事。

是に引續いて又左の書付を渡さる。

大事件外夷一條者盡衆議、其外諸大名伺被仰出等者、朝廷於兩役取扱、自

將軍政權返  
上と公招致  
の沙汰



餘之義者召之諸侯上京之上御決定可有之、夫迄之處、德川支配地市中取締等者、先是迄之通に而可及御沙汰候。

此事は公と侍従公とに係り、且つ至つて重大なるものなれば、當主の肥前守にも心得として達する旨を、口頭にて添へられたり。翌十六日、又前書に添へて、公侍従公へ左の通り達せらる。

去十三日相渡候御書取之趣御奏聞相成候處、昨十五日別紙之通御所より被仰出候間、此段相達候。

十三日の御書取は左の如し。

我皇國時運之沿革を觀るに、昔王綱紐を解て相家權を執り、保平之亂政權武門に移るより、我祖宗に至り更に寵眷を蒙り、二百餘年子孫相受、我其職を奉ずと雖も、政刑當を失ふ不少、今日之形勢に至るも畢竟薄德之所致不堪慚懼候。況や當今外國之交際日に盛なるにより、愈朝權一途に不出候而者綱紀難立候間、從來之舊習を改め、政權を朝廷に歸し、廣く天下之公議を盡し、聖斷を仰ぎ、同心協力共に 皇國を保護せば、必海外萬國と並立、

政權返上の御書取

我國家に所盡不過之候。乍去猶見込之義も有之候半者、聊不憚忘諱可申聞候。

十月

此御書取の原文は、即ち慶喜將軍が松平越中守を使として朝廷へ奉呈したる大政奉還の奏文にして、文中、臣慶喜謹而てふ句ある外、子孫相受及海外萬國と並立の下にも亦同じく臣慶喜とありしを、我の字に凡て之を改めたるのみならず、奉存候を不過之候に改め、更に末文に尙見込之義も有之候半者可申聞旨諸藩へ相達示候、依而此段謹而奏聞仕候とありしをも改めて、かく達したるものなり。翌十四日に前の書取を諸藩に達し、翌日更に原文を以て朝廷に奏聞したりき。是を徳川幕府の最後となりたる大政奉還の文となす。

大政奉還實現せらる

大政奉還の動機と原因

### 政權返上の事由

抑、將軍の大政奉還は、去冬將軍宣下の頃より、薩長の兩藩、京都の岩倉卿及



び宰府在留の五卿の間に氣脈を通じたる策士等の陰謀の刺戟の加はりたるに原由すれども、將軍の此決心を爲すに至れる動機は、其後内使を佐嘉に遣はして公に諮問を重ねたりし往復裡に已に動きたるを、前に述べたるが如し。されど極めて祕密の事として、只是が將軍の決心の臍<sup>はそ</sup>を固めたる初めならんと後に至りて臆測するに過ぎず、表面に現はれたるは、是の突然の奏文にして、天下は寢耳に水の感ありたるなるべし。されど爰に此事の起れる所以を推考すれば、凡て機密と陰謀とに成りたる事にて、其委曲は固より知らるべきに非ざれど、表面に現はれたる所に據るも、其遠因を窺知し得べし。即ち元治元年公武合體あるや、先帝は詔勅を下して春嶽、久光、容堂、宗城の四侯を有力諸侯と御信任あり、仍て四侯は朝政の參與を命ぜられ、以來、諸侯中の元老として公武の間を輔佐したり。而して當時公は大病にて參集なく、因て其中に加はらるゝには至らざりしかど、先帝の御待遇は四侯と渝らず、爾後の會議にはいつも召されたり。この公武合體の諸侯會議こそ、幕府重權の外藩に移るべき遠因なれ。蓋し幕僚は之を忌嫌すること甚しか

## 四侯の態度

りしが、大政御委任の結著を見るに及び、四侯等は幕威の回復を圖りて益、失敗を重ねるに至りしを以て、こゝに他面に是を佐幕を謀るものとなす者を生じ、既に薩摩の内部にも久光侯反對の聲を聞くと共に、公武合體を破りて薩長の接近する漸となすに至り、先帝の崩御より形勢は更に一變して、今回の諸侯會議は、國是を協定し大政更始を謀るに至りたり。四侯の中春嶽侯は、幕府の親藩として、その爲に謀るべき家筋なりといはざるべからず、容堂侯亦自ら人に向ひて、我家は徳川氏の爲に大藩となるを得たれば、其恩を受くること深く、毛利、島津とは大に關係を異にするを以て、幕府反對には同意するを得ずと公言し、板垣退助等も亦其意を以て之を輔くる等、公武合體以前より、常に一橋、越前と堅く提携して事を共にせり。一時土佐の勤王家は、當主を擁して薩長の激論黨に與し、京都に攘夷を主張する所ありたるに拘はらず、容堂侯自身は江戸に在りて幕府を輔け、去年以來阪本龍馬等の薩長の同盟に加はりて其間に周旋しゐたるも、容堂侯とは全く沒交渉のものなりき。久光侯の如きも、今度京都に參集して事を議するに當りては、其意見に



は春嶽容堂侯と多少の相違ありたりとはいへ、猶且つ其態度は倒幕を唱ふるを暴論として斥くる等、藩士の西郷一派とは早くより撰を異にし、よつて藩論の一致せざる形あり、されば他面には久光の野心を疑ふ者も少からざりしが、本人に於ては頗る頑硬の論を持したりしに相違なし。宗城侯に至りては、藩小さく、意見亦別に異なるなく、多く春嶽侯と歩調を一にしたるを見れば、七月兩侯が公と妙顯寺にて會晤ありし趣も、忖度せらるゝにぞ。

是年の春より西郷等は土州に赴き、容堂侯の心を動かさんと奔走したりし結果、遂に板垣等をして、三百年來政權を掌握したる幕府を廢するは到底口舌の能くすべきにあらず、一度は必ず兵力を以て相争はざるべからずとて、西郷等の説に耳を傾けしむるに至れり。而も容堂侯は倒幕論に與するを欲せずして歸國あり、薩長の舉兵を憂へるしが、後藤象次郎亦長崎より歸りて侯の説を助け、飽くまで平和の間に大權の受授を爲さんと京師に奔走したれども、倒幕の一派の聽かざるに困じて、遂に自ら容堂侯に説き、十月四日其命にて福岡藤次、神田左多衛と三人使として大阪に赴き、建白書を慶喜

後藤象次郎  
の奔走

將軍に呈するに至りたりき。是を政權返上の起りとなす。

後藤等が建白書を呈せんとするや、先づ將軍の最も信用せる若年寄永井玄蕃頭尙志に往いて之を説きたりしに、尙志これを聞いて、是は容易の事にあらず、將軍の許容あるも群僚は之を拒むやも測るべからず、よつて是を將軍の發案となして政權返上の可否を諸大名に諮問せらるゝ形と爲すべしと答へたり。蓋し閣老板倉伊賀守以下は自ら敢て之を拒むといふまでにはあらざれども、唯一向に不同意のもの多かるべきを恃みたる有様なりき。此の建白書に添へたる大政奉還後の政府建設の目論見書を見るに、議政所を設けて公家、武家、陪臣まで純良の者を上下の議事官に選舉し、海陸軍を京攝間に設けて之を親兵とす等の數箇條目あり、その舊弊の改新は之を小修理に止めず、大根基の建設を主要とすなど記せるは、漠然たる見込にすぎずとはいひながら、亦當時の痼疾を喝破したる切言たり。將軍は是を春嶽侯に回して意見を徴せしに、王政復古は近年普通の議となりたれども、時勢の轉遷は、惟是までの軌道を除いて、茫乎たる王家の舊制に復せんとする

後藤の新政  
府建設に對  
する目論見



もの、根柢何處に立つべき、容堂の書面は一應二應にては中々徹底し難かるべしといひたりと。この意味を推せば、公が、天皇の政治に復するは極めて正當なる事なれども、その方法に就きては勘考せざるべからずといはれたると趣を同じうす、前月京都にての談話にて、這般の問題に意思相通じむたるものと思はる。將軍には初めより内意の決する所ありければ、十二日老中以下を召して之を發表し、翌日在京諸藩の重役を召致し、板倉闕老をして之を示さしむるに至りぬ。前に掲げたる十三日の御書取是なり。是日慶喜將軍は大廣間に出でて政權返上の旨を述べ、永井玄蕃頭より、意見あるものは直に申し出でらるべく、又勘考の上ならば後日に申し出でらるべしと附言するころありしが、聽て一同の其座を退散したる後、薩摩の家老小松帶刀、土佐の後藤象次郎の兩人居残りて、永井に決心の意を固められんことを論ぜしに、これを聽きたる慶喜公は顔色麗はしく、予は篤と勘考して大政を返上するに決心しむたりと言ひしかば、永井は兩人の忠誠を深く感謝したりといふ。

政權奉還の  
發表大政奉還の  
上奏

斯くて翌十四日、將軍は前に述べし如く御書取文中の我の字を臣慶喜と改めて、上奏體と爲し、闕老松平越中守をして之を朝廷に奉呈せしめたり。これより先き小松、後藤は二條攝政に謁し、將軍より斯く斯くの奏聞あるべき由を告げしに、二條公の驚いて答へに當惑せる體なるにより、小松は、攝政公に於て御承引なくとも、小臣等は決して承知せずと迫りしに、公は恐怖して、返上聞召の都合を聞き置くべしと答へたり。よりて、兩人は同邸を引き取り、更に尹宮朝彥親王に謁して之を述べければ、宮は之を信じ給はず、二人を愚弄するが如くに、汝等の言ふ所はまことにやと笑はれたりしを以て、後藤は進みて其意を陳し、此上は致方なし、御前に於て屠腹しても赤心を表すべしと迫りしかば、宮にも漸く御承引あり、よりて、奏聞は取り計ふべきも、其後の政治は之を如何に所置するかと問はれたれば、天下の諸侯を召集し、衆議を盡して其方法を求めらるべく、其までは依然徳川家に政務を御委任あるべしと申し述べたるに、宮も始めて宜しと仰せありて、是より天下は大亂となるべきも、昔より其例あることなれば止むを得ずとて承引せられたり



とぞ、此事、後に後藤の話にて知れたりといふ。  
是に於て、翌十五日、朝廷は慶喜將軍を召して政權奉還の允許を賜ひしが、其時渡されたる御沙汰書が、即ち前掲の初めの別紙祖宗以來御委任云々の御書付にて、之に添へて下されたる大事件外夷一條云々の御書付は、方法の確立するまで依然政務御委任あるべき次第を達せられたるなり。今日の立憲政治ならば、内閣の總辭職をなすに方りては、後繼内閣の決定するまで、依然政務を執るに定まりたれど、是時は三百年來の政府の俄に更迭せる事とて、匆忙何事に就ても其所置に惑へる觀あり、唯政治には一日も主任者なかるべからざる故に、暫く徳川氏に下命ありて、政務の安寧秩序を保たしめられたる次第なり。

諸侯召集

此御沙汰下ると共に、十萬石以上の諸大名を召集して會議せしめらるゝ事となり、是日傳奏より二通の書付を渡されしが、其中に春嶽、閑叟、容堂、宗城、久光の五人は特に上京すべしとの下命あり、よりて別紙之通仰出さる云々の御沙汰書を下されたるなり。蓋し此五人は、即ち元治元年先帝の諸侯中

の有力者として擇み置かれたるものにして、國事に參與し、之を議するに特別の發言權を有せるを以てなり。

### 將軍職の辭表

將軍の大政奉還は是にて一段落を告げしが、つゞいて將軍の辭職を促すべしとの論あり、二十四日に至り、慶喜公は更に松平越中守を使として將軍職の辭表を奉る。

臣慶喜昨秋相續仕候節、將軍職之義固御辭退、其後厚蒙御沙汰候付、御請本職罷在候處、今般奏聞仕候次第も有之候間、將軍職御辭退申上度、此段奏聞仕候、以上。

十月二十四日

朝廷は此辭表を受けて數日間の議を盡されしが、二十七日に至り、諸侯集會の議決に待つべき旨御沙汰あり、更に傳奏より前の辭表寫に左の御沙汰書を添へて諸藩に達せらる。

將軍職辭退  
の奏聞



諸藩上京之上追而可有御沙汰迄之處、是迄之通相心得候様御沙汰候事。斯くて二十九日勅使を後月輪東山陵に遣はして政權の朝廷に復せしことを奉告せられたり。此將軍の辭表及び御沙汰書の佐嘉に到着したるは、十一月上旬なり。

是時に當り、朝廷に兩黨派あり。その一は、公武合體以來幕府と協議して國務を處理したる尹宮、二條攝政以下、凡て國事係の諸員にして、前述の慶喜將軍の大政を奉還したりしことに對しては、殆ど寢耳に水とて、一時は匆忙自失の態なりき。かの容堂侯建言の旨趣は、政權は之を朝廷に歸せしむと雖も、前將軍は諸侯の首位に居て、特に上京を命ぜられたる五侯と共に發言權を有するのものとすべく、是を國事を議する中心の位置に据ゑて厚遇するを穩當の所置なりとすてふ意見なり。他の一派は、薩長二藩と結合して幕府を倒し、非常の英斷を以て天下一新の政を布かんとの過激論を持せる人々にて、岩倉村に塾居中なる岩倉友山入道を中心人物とし、在朝の中山、嵯峨兩大納言、左大辨、中御門、經行等之一味し、宰府にある三條實美以下の五

朝廷の兩黨派

卿と氣脈を通じたり。而して此一派に對して、既に去月十四日(政權返上)の翌日嵯峨大納言の取計により、過激なる文言を連ねたる幕府追討の密書をさへ下されたれば、其書は後埋滅して表面には無き事となりたれど、其意氣込は當るべからず、即ち彼等は將軍の辭表提出などの生溫き事にて承服すべきに非ざるなり。又京都にありし薩摩の大久保一藏等は、西郷と相結んで猛烈なる改革を行はんとし、長州、宰府に往來して竊に畫策する所ありたりき。斯くて十一月中溫和派は相議し、太政官其他の細項を決し、慶喜公竝に春嶽、尾州の二侯と紀綱の確立に勉めたりしが、只舊慣によりて之を刷新する所謂小修理に過ぎず、諸藩有志者の満足を買ふべき斷行を敢てする能はざりき。當時公は京都に重役を駐在せしむる必要あるを察し、長崎大番頭家老鍋島孫六郎賢精に之を命ぜらる。十二月一日傳奏より我藩に左の書付を渡されたり。

松平肥前守

來辰正月より三月迄、京都三ヶ月詰、御警衛、上京被仰付。

公京都警衛を命ぜらる



我藩は兵力を長崎方面の警備に専らにし、僅に非番の間に休養の餘地あるのみにて、國家の非常時に方りては、必ず警虞に努めざるべからざる事情あるは、國事掛の公卿の詳悉せる所なれど、その實際に就いて之を觀むか、長崎警固は唯形式の如く成り行きて、僅に我私設臺場の威力に頼れるのみ、乃ち國設當非の守備は筑前に之を委託しなば、我非番時の兵力は之を京都御警衛に致すとも不可なるなし。當時薩長始め諸藩みな多少の兵を送り、たみに京都は權勢爭奪の市場を開かんとするに、我藩のみ一兵をも送るなくして、單に西隅の職任を守るは、嘗に親戚の關係ある公卿中院、久世家の遺憾としたる所なるのみならず、在邸の藩士亦憤慨の情措く能はざるものありき。二條攝政一派の、既に五侯の會議を召集せる以上、此間に中立して、而も公の威信は幕僚にも諸侯にも外國人にも敬重せらるゝ、我藩が、長崎非番を利して兵を率ゐて京都を鎮安せば、諸藩の歸趨も自ら一定して亂を未然に防止するを得べく、我在邸の士もこゝに送兵の口實を得たるを喜びたれど、實は非番を筑前に委ぬることは、容易なるに似て却て言ふべからざる情實を存

し、乃ち此命令はやがて困難の問題を惹起したり。

是月の始め、尹宮を始め二條攝政邸に會議して、朝廷の英斷を行ひ、毛利父子の官位を復して入洛の許さるべきを決し、藝州藩をして其命を傳達せしめしが、引續いて文久壬戌以來勅勸を蒙りたる堂上の赦免あるべしてふ議起り、九日に九條前關白、久我前内大臣、及び千種、岩倉、富小路等の諸卿に赦免の命を下さる。又前の決議により、長州處分の決定は左の如く達せらる。

今度大樹奉還政權、朝政一新之折柄、彌以天下之人心折合不相就候に於ては、追々復古之典も難被行、深被惱、宸襟、且來春御元服竝立皇后、追々御大禮被爲行、且又先帝御一週に相成候に付、猶更人心一和專要に被思召候間、先年來防長之事件、彼是混雜有之候得共、寛大之御所置被爲在、大膳父子末家等入洛被成、御免官位如元被復候旨被仰出候事。

是時在京したるは薩、藝、備前、越前、春嶽の諸侯にて、土佐の容堂侯は、まさに國許を發足して、不日著京すべき旅程の中にありき。然るに岩倉卿を中心としたる一黨は、濺血を賭して穩かならざる詭謀を畫したりしを以て、一日た



りとも事の延遷するは危険となし、急遽九日王政復古の發令を議定すべしと定めたり。後藤象次郎は、容堂の著京を待つべく、之を十日に延べんことを懇請すと雖も、遂に聽容せられざりき。

小御所御前會議による新政府組織の發表

九日卯の一點に宮門を盡く閉して、尾越、薩、藝、土の兵をして之を固めしめられ、會桑の守護職所司代を免じ、熾仁、晃、嘉彰三親王、中山、嵯峨、中御門、大原、岩倉の諸卿、尾越、藝、土、薩の五侯、及び其藩士の重なる者を列席せしめて、是日の決議によりて新政府の組織を發表せらる。翌日徳川内府へ

辭將軍職被 聞召候事

と公達あり。攝政二條齊敬公、賀陽宮朝彥親王、近衛公父子、鷹司、九條、一條諸公以下の在朝公卿二十餘人の參朝を停めて謹慎を命ぜられ、公武の當路者は殆ど總て更迭せられたり。

十二月に至り、徳川内府より御所へ左の書付を差し出す旨を達示あり。

將軍職辭退の聽許

慶喜公大阪に退く

叡慮之通被仰出候義、申上候族も無之筋に者候得共、萬一異存之輩も有之、及騒動候義も候半者、御幼君にも被爲在候折柄、自然右様之義有之候半者、御驚動は勿論、皇位も如何被爲成哉と深被惱。叡慮候御次第に而、鎮撫說得盡力候様御沙汰趣奉畏候。其後禁闕戎装を以御固之上、非常之御改革被仰出候付而者、鎮撫方深心痛仕候。兼々諸役人始今日迄は精々相諭置候得共、何分多人數之鎮撫方深心配仕候。乍不肖以誠意尊王之道心を盡罷在候も、徒に下輩之粗忽等より水の泡に戻候様相成候而者、此上深奉恐入義に付、右人心落合候迄暫時大阪表迄罷越申候。右者全末々之者鎮撫いたし、禁闕之下御安心之場合仕度迄之義御座候間、微衷之程御諒察被成下度候。伺濟之上出立可仕義候得共、彼是手間取候内萬々一輕輩之過誤より國家之御大事を引出し候事却而奉恐入候付、直様出發仕義御座候、此段申上置候以上。

十二月十二日

此の達あるに至りし次第を觀るに、初め九日宮中の小御所に主上御出座お



りて會議を開かれたりしが、參集者は有栖川熾仁親王、中山嵯峨、中御門、大原、岩倉の諸卿の外、武家は尾越、藝薩の四侯にて（島津隅州は、在國なり）土の容堂侯は纔に間に合ひて座に列し、藩士には土の後藤象次郎、薩の岩下佐次右衛門、大久保一藏（西郷は外にあり、藝の辻將曹等列座したるのみ、即ち政務を引き繼ぐべき前將軍以下舊幕政府の當局者は、一人も其座に列するを得ざる奇觀を呈したり。）是日岩倉卿は入道頭（あたま）に烏帽子を著け、短刀を帶したりしが、當日議に上すべき書付を袋に入れて持參し、座に列して氣色甚だ嚴厲なり。斯くて容堂侯より、徳川内府をも召して大政に參與せしむべしと提言ありしに、大原三位之を遮りて、内府は政權を返上したりと雖も、其意未だ測るべからず、その誠意に出でたるを確認せざる以上、是に與からしめざるを可とすと言ひしを以て、侯は之を反駁し、内府が政權を奉還したるは其忠誠に出づ、誠に嘉尚すべし、且つ其英名は天下に聞ゆる所なるに、之を召して意見を諮問せられざるは、天下の人才を登庸して公議を採るの本旨に背く、諸卿何の意見ありて斯かる陰險の暴舉を敢てせらるゝか、思ふに幼冲の天子を擁して

權勢を偷み取らんとするものゝ如し、是れ天下の亂階を開くものなりと席を進めしが、岩倉卿の聲を勵まして、主上不世出の英資を以て王政復古の大事を決せらる、今日の事皆一に聖斷に出づ、さるに濫りに幼冲の天子を擁して權勢を偷まんとすとは、失言も亦極まれりと難詰するに及び、容堂侯は直に容を改めて失言を謝したりき。是に於て春嶽侯發言して、王政復古の初めに方り、刑罰を先に徳義を後にせらるゝは甚だ不可なり、徳川氏の二百五十年の治を致したる功績は、今日の過を贖ひて餘りあるに非ずや、速に容堂の言を容れて内府を召さるべしといひ、尾州侯も亦其説に贊したり。されど薩、藝二藩の主従は是に反對し、殊に大久保は抗辯最も力めて、土、越兩侯の言は徳川公心術の正邪を剖判するに足らず、只空言を以て政治を争はんよりは之を實行に徴するに如かず、即ち徳川公の果して辭官納地の朝意を實行せらるゝならば、其精神始めて明かなるものとして朝議に參與せしむべく、若し又然らずんば、之を猾詐と見做し、其罪を鳴らして討伐すべきのみといひしかば、直に後藤は之を駁撃して、今日の事凡て陰險なり、王政復古の初



めに當りては、事を處する須らく公正に出づるを以て眼目とすべきに、之を無視して陰險を事とするは何事ぞ、宜しく土、越二侯の言を納れて徳川公をして朝議に參與せしむべしと論じ、尾、越、土の三藩亦後藤の言に重ねて賛意を示し、此くして兩論相激し、暫くは何時<sup>いつ</sup>終結すべしとも見えざりしが、政務の引繼に關しては一人の言及するなく、やがて、主上は暫く休憩を命ぜられ、諸員は退いて休憩所に入りたりき。然るに此間に於て、後藤は大久保に向ひて、自説に従はん事を勧めたれども、大久保應ぜず、辻は後藤に諷諭し、春嶽容堂の二侯に再考をなさしむる事となり、かくして漸くに議事を了へたるは夜半なりき。其末に於て、慶喜公より前書を差し出したるものとす。

新政府の組織

是に於て新政府の組織を定め、十四日に至り御所の假建所に左の書付を渡されたり。

徳川内府従前御委任大政返上、將軍職辭退之兩條、被<sub>レ</sub> 聞召候。抑癸丑以來未曾有之國難、先帝頻年被<sub>レ</sub> 惱、宸襟候御次第、衆庶之所知候。依之被<sub>レ</sub> 決、叡慮、王政復古、國威挽回之御基被<sub>レ</sub> 爲立候間、自今攝關幕府等廢絶、即今

先假に總裁、議定、參與之三職を置かれ、萬機可<sub>レ</sub> 被<sub>レ</sub> 爲行、諸事神武創業之始に原き、搢紳武家堂上地下之別なく、至當之公議を竭し、天下と休戚を同く可<sub>レ</sub> 被<sub>レ</sub> 遊、叡慮に付、各勉勵、舊來之驕情汚習を洗ひ、皇國之爲忠誠を可<sub>レ</sub> 盡候事。

一 内覽勅問御人數、國事御用掛、議奏、武家傳奏、守護代、所司代總て被<sub>レ</sub> 廢候事。

一 太政官始追々被<sub>レ</sub> 爲興候間、其旨可<sub>レ</sub> 心得居候事。

一 朝廷禮式追々御改正可<sub>レ</sub> 被<sub>レ</sub> 爲在候得共、先攝籙門流之儀被<sub>レ</sub> 止候事。

一 舊弊御一洗に付、言路被<sub>レ</sub> 洞開候間、見込有之候向者、貴賤に不拘、無忌憚可<sub>レ</sub> 致獻言、且人材登庸第一之御急務候故、心當之仁有之候半者、早早可有<sub>レ</sub> 言上候事。

一 近年物價格別騰貴如何ともすべからざる勢、富者は益富を累ね、貧者は益窮に至る趣、畢竟政令不正より所致、民は王者之大寶、百事御一新之折柄、旁被<sub>レ</sub> 惱、宸襟候、智謀遠識救弊之策有之候半者、無誰彼可<sub>レ</sub> 申出候事。



總裁 有栖川宮(熾親王)

議定 仁和寺宮(彰親王)

山階宮(晃親王)

中山前大納言(忠能)

正親町三條大納言(嵯峨實愛)

中御門中納言(經之)

尾張大納言(慶勝)

越前宰相(慶永)

安藝少將(長勤)

土佐少將(豐信)

薩摩少將(忠義)

參與 大原宰相(重德)

萬里小路右大辨宰相(博房)

長谷三位(信篤)

岩倉前中將

尾張三人

越前三人

薩藩三人

土藩三人

藝藩三人

右之通御確定被仰出候就而は、六十餘州の大小藩は不及申、陪從吏卒之末に至迄、御趣意厚相心得候様、御沙汰候事。

但人材選舉者急務之義に付早々可申立事。

是れ皇政復古の大改革を行はるべき朝命の第一煥發にして、當時之を大號令と稱し、鎌倉以來の幕府は此に廢せられて、大權は朝廷に歸したり。

九日小御所會議の結果により、長州は奇兵隊を先鋒として漸次に京師に入り、薩摩と連ねて京師の不虞に備へ、表面は薩、土、藝、尾、越の兵を以て宮門を

大號令

會桑等舊幕兵排斥せらる

守衛すと稱し、會桑舊幕府の兵を排斥して、こゝに朝廷を固めたりき。會桑等の兵は二條城にありしが、大垣の兵亦來集し、城中喧囂、皆曰く、朝廷初め諸藩を召集して大事を決せんとせられたりしに、其上京に先だちて急遽此暴舉をなし、在京の諸藩をも多くは排斥するのみならず、内府公をさへ議席に列せしめざるは、明かに違勅の所爲にして、これ畢竟薩藩が二三の公卿と陰險なる謀を運らし、幼帝を擁して私に威勢を張らんとするものに外ならず、即ち速に薩藩征討の表を上り、以て君側の姦を清むべしとて、慶喜公に迫りて請ふ所ありたれど、公は堅く制して許さず、城中の動搖日に甚しかりき。然れども、政權返上、將軍辭職に乘じ、長州藩の朝命を以て宮門の守衛を奪ひたるは、恰もその、文久癸亥に薩摩、會津より排撃せられて宮門の守衛を奪り取られ、翌年兵を稱げて入京するに及んで、更に禁闕發砲の罪名を得たると同一なり。即ち今度は幕府長州と全く其位地を代へたるものにして、名義上亦如何ともする能はざる境遇に陥れるなり。後、是の如く、勤王を標榜して、其美名の下に政權の爭奪をなすを大義名分と稱し、反對の位地よりは之



を罵りて城狐社鼠と呼ぶに至りしが、這次の舉措こそ其濫觴ともいふべきものなれ。

### 變革當初の命令の行違

宰府にある三條實美以下の五卿は、十九日より彼地を發し、長州に到りて彼藩の船に乗り、月末に無事歸京したり。ついで二十四日左の書付を渡さる。

松平肥前守

四條前侍從早々上京之儀 御沙汰候間爲心得申達候事。

四條 隆謨

先年以一族可義絶被 仰出候處、今度被止其儀入洛復位被 仰出候事。前者は、五卿の宰府出發の時には未だ到著せず、因て其護衛を命ぜられたる兩筑兩肥の四藩は、一應朝廷に申請したる上にて決行せらるべしと言ひたれども、これを用ゐずして發途したれば、此布達は事後の手数となりたり。

後者は、既に去る九日京都にて五卿の家々に達せられたるを、此に至りて始めて前書と共に渡されたるものとす。

佐嘉にては、曩に侍從公に來年正月以降の京師警衛の朝命ありたりと雖ども、長崎非番に係る御沙汰はなかりしを以て、御番方は、將軍辭退の大變動ありたりとて、長崎警備に心を弛むべからずとなし、筑前の體面を損ぜざる範圍に、非番警備の重要なるを言うて、此節限り彼藩への委任の命を朝廷に請ふ事とし、一方には、又先きに上京を命じたる先鋒隊の大組頭鍋島孫六郎に兵を率ゐて發途する用意をなさしむ。是時、古老俗吏は、京都暴動の渦中に兵を投ずるを危険となし、を以て、有爲の士は、事の此に迫るも猶觀望して、獨り權勢爭奪場の落伍者となるを憤慨せり。公は鍋島河内に諭して、我が西僻の方面に主力を集注するは、職分の然らしむるところ、肥前守が御警衛に上京するを得ざるは、傳奏の存知せらるゝところなれば、這次の下命は何かの間違なるべし、尤も予が去る文久二年參洛の時、長崎には自領に臺場を築きて一手に防禦を引き受けられたれば、兩番所の警固は他家に命ぜられて、

京都警護と  
公の態度



當家には京都御警衛を仰せ付けられたしと願ひたることありしが、未だ有無の御沙汰なき所に、英國軍艦集合の報ありて、俄に參内を停止せられて、歸國警備に當るべきを命ぜられぬ、其時先帝よりは、長崎方面は汝の練熟に安心す、内國の事は諸侯の盡力あることなれば、汝は外國の襲來に任すべしとの御懇ろなる内旨を中山殿より中院卿を以て傳へられたり、當家の長崎御番は、三代將軍以來の事なるのみならず、開鎖の國是を一變すべき今日に及べりとも、先帝の恩命をも受けたりし以上、予は國力を此方面に専らにし、敢て上國に向つて功名を争はざる覺悟なりと仰せられきと。かくて親翰を認めて中院中納言に贈り、目下の大樹薩長間の証争に對する御苦心の程は推察すれど、大政更始とて、一度は内亂を免れざるべく、唯孰れも國家に忠なる餘りに出でたることなれば、兩者の証争とて、陛下の赤子が兵を潢池の上に弄するもの、深く憂ふるに足らざる歟、但此隙を窺うて遂げむとする外夷の野心には決して油斷すべからず、長崎方面の警備は嚴重に申し付くるところあれど、朝廷にては、眼前の變動に取り紛れて御怠りなきを保ち難し、今

公中院中納言に書を贈つて外夷の油斷すべからざるをいふ

度肥前守へ上京警備の命ありしについても、聊か疑惑なき能はず云云、臣は、兵力を以て大政更始の變に朝廷を助け奉る餘力なしと雖も、將に來らむする外夷に對して御疑惑あるに於ては、何時にても、御下命次第、單騎にても參洛し、應分の忠節を竭すの覺悟なりと申し越されたり。

是に反し、京都朝廷に於ては、大政更始、新政府組織の大號令を發せられ、當局者の大更迭等ありて、その報道は追々に佐嘉に到達し、益々穩かならざる形勢に移り行きたり。時に時事探偵の爲めに京都に在留したる長森傳次郎は、曩に幕府の公に依頼する厚きにより、原市之進等と深く交はり、肺腑を吐露して談じたりしが、穩和を好みて權詭に乏しかりしかば、土佐の後藤等が政權奉還の運動をなし居るを知らず、殊に薩長の舉動には全く盲聾なりしたため、事の此に至るに及んで唯茫然たりしのみ。しかも佐嘉よりは警衛兵にかゝる伺書到達し、留守方より之を提出せんとせしに、主任者交替して、其手続き明かならず、且つ久世卿亦參内を停められて朝にあらざる等、諸事齟齬して機を失はんとせしが、幸に中院卿猶朝に立ちたりしを以て、公の親翰



を呈して其周旋を頼みたり。是時薩長を始め諸藩の兵は京都に集り、徳川内府は衆の憤怒を制して大阪城に在り、幕府の軍艦は攝海に遊弋し、いつ如何なる争亂起るべきか測るべからざるものありて、物情恟々たるに、我藩にては京阪の地に一兵なく、而も更に軍兵の上京を猶豫せられんことを請ふ伺書を出すは理に於て當に然るべきも、勢に於て不可なるものありき。されば今上の外祖にて議定の首座たる中山大納言は、中院卿より示されたる公の書翰を見實に眼前の事に取り紛れて、長崎方面にまでは思ひ及ばざりしに、閑叟の先帝の御信頼を守りて、彼方面を鎮め、外國の窺竄を絶つにのみ努めて、諸藩と政權の争奪を共にせざるは、態度堅忍、眞に匪躬の忠節といふべく、既に外國の難題も生起したれど、主上にはかゝる善き輔佐の武臣を持たせらるれば心強しと嘆稱し、現今の所にては警衛兵にも及ぶまじ、少し事の静まる後に沙汰あるべしとて、伺書は保留せられき。よりに留守方は京都の現状を佐嘉に報道し、兎も角も出兵の取計ありて後命を待たるべしと申し越し、かば、鍋島孫六郎は一日より上途せり。

新政府徳川  
内府に納地  
辭官を促す

新政府は、小御所會議の後を承けて、徳川内府に辭官納地を促せり。辭官、納地とは、爵一等を降り、政府御入費を差し上ぐる謂なれど、實は降官削封を意味したりしを以て、會桑等を激怒せしめて、討幕の口實を得むとする趣意に外ならずとも解するものありしに、内府は衆を纏めて十二日大阪に移りしより、薩長の策士も氣味悪くなり、容堂侯亦公正の論を主張して、遂に玄同(尾)春嶽兩侯の取扱に任せらるゝ事となれり。一方には又、王政復古を外國公使に通告する議起りしが、御名を署し御璽を鈐せる總裁以下副署の詔書を作りて渡すを憚り、よりに前將軍より大政奉還の事を報ぜしむること、なりしに、十六日徳川内府各公使を延見し、外交の事は自ら之が取扱に當るべきを述べたるを以て、事姑く息みたり。かくて大政更始の政府成立し、中山議定、岩倉參與等政務を取り行ふに至りしも、徒に政治の知識なき激論のみ盛んにして、事行はるべきにあらざれば、遂に自然に内外國間に於ける天下の大事に接觸して、始めて穩當の所決を慮るに至り、かくして我伺ひ出でたる警衛兵の事も、夫れに及ばざる旨を達したりき。ついで、徳川内府退官



納地に關し、大久保等の激烈なる反對ありしに拘はらず、朝廷辭官の例に倣ひて前内大臣と仰せ出され、御政務用途も領地内より取り調べ、天下の公論を以て定めらるゝ事となりしかば、尾越二侯は大阪に赴いて命を傳へ、前内府より奉答の請書を取りて復命したり。その日は歳除の當日にて、中山大納言之を受けて二侯に其勞を謝したりといふ。

### 藩士に自由行動を許す

薩長策士の討幕は、徒に激徒の暴論に徇へたるのみにあらず、其背後には英國公使の暗に之を後援する形勢ありて、佛國公使が幕府當局を助けんとするに對抗したる觀ありき。而して是に關聯したる諸藩の策士は、概ね西國人なりしたため、長崎は自然其策源地の如くなり、ために彼地にありし副島次郎、大隈八太郎は、初めより其事情を知悉したり。さて九月京都小御所會議の決定により、王政維新の大體は已に定まりたりきと雖も、彼地よりの報道は更に要領を盡さず、よつて只疑惑を重ぬるのみなりしに、二十四日大隈

は佐嘉に歸り、側年寄原田小四郎に面會して詳に其事情の顛末を述べ、此際に當りて速に起たずんば遂に時機を失ふべしと告げければ、原田は驚いて直に之を公に稟白したり。是に於て公は急に仕組所を開いて親臨し、大隈を其席に喚んで親しく其意見を聽かれしかば、大隈は、是まで薩長の京都に氣脈を通じて謀る所あり、其結果として九日の大號令叡斷となるに至りたる由を逐一陳述したり。大隈當時の狀を語りて、余是まで公に親しく接する機會を得ず、唯其才性の尋常に絶したると、近來體軀の痛く衰弱したるとを聞見するに止まりしが、親しく面接するに及んで、其病衰の態の想像以上に甚しきに驚きたり、時しも嚴寒の候とて、公は火鉢を擁せられたりしが、腰は軀體を支ふるに堪へざるが如く、次第に火鉢に向つて彎曲し、いと覺束なげに見えたれども、予が談進みて皇政の革新に及ぶや、忽ち火鉢より手を離して屹となり、言語に氣勢を生じ、予の語る所に反抗をも試みられ、談鋒の急所に觸るゝや、雙手を腰にして體軀を硬直に支へ、言國家に及べば、容を正しうして謹聽せられたるなど、其風半は今尙眼前に髣髴たりといへり。



天下の大勢  
よりして志  
士の自由行  
動を許す

此仕組所に於ける大隈の稟白により、京都の事情始めて判然したれば、是まで藩内にて國事周旋に意を用ゐ、薩長諸藩の有志者と氣脈を通じて爲す所あらんと欲したりし者に、任意の行動を許し、侍従公に隨行すべき側年寄原田小四郎を先發として明日より上京せしむ。かくて日を踰えて、去る十九日京都にて參與より渡されたる左の書付到達せり。

松平 閑叟

今般御改正御一新に付廣く天下之人材御登用被爲在、其方兼々被 聞召入候義有之候間、早々登京可致 御沙汰候事。

是れ朝議の外國關係に及ぶものあるにより、中山、岩倉兩卿より推薦したるものと察せらる。

## 第三十卷 開國勅定、江戸鎮定

### 第八十八章 徳川氏征討

#### 政變による長崎鎮撫

明治元年戊辰、公年五十四歳なり。時に公は正月の嚴寒に枕衾に親しみ、溫養を専らにせらるといへども、京都の變革により、鍋島孫六郎の先鋒隊を繰り出し、次で鍋島平五郎の先鋒隊を繰り出す準備を命じ、又輸送の船を供給する等、日々仕組所に開議すべき緊急事頻りに起りしを以て、公は病を押して出座せられたり。而して去臘九日、七百年來の幕府を廢して、大政を天皇の朝廷に收めむとする大變革の大號令が、新政令としての施行期限もなく、交通不便の時代に發布せられたることゝ、全國の人心を動搖せしめたる光景は、亦名狀すべからざるものありたり。茲に少しく其事情を述べん。



大政維新の大變革は、政治知識の極めて發達せざる當時とて、幾ど革命の如き形態をなしたれども、實は政府執權者の更迭に過ぎず、諸藩は依然自領の支配權を有したために封建の形はそのまゝなるも、外國條約は既に天皇の批准を経る事となり、政令は次第に天皇に歸しつゝありたれば、それを繼承したる新政府は、人を代へて百般の政務を行ふを當然なりとす。然るに薩長連合、會桑等に對して、強ひて北條氏の末期を再演せしめむとしたりし結果、革命の如く見做されたる謬想の瀾漫を見るに至り、全國の大動搖を生じて、政府事務の引繼は行はるべくもあらず、徒に徳川氏削封に腐心し、政令に破綻を暴露しつゝ、舊幕領の大坂、兵庫、長崎の如きに、疾く官吏を派して要務を收むるを知らず、外國人より無政府に陥りたりと嗤笑せられ、政費に押收すべき用金の散佚するを覺らざる底の愚を演じたりき。されば各藩にては、所謂有志の士なるものゝ、此變動に飛躍して、倒幕論の下に人心を煽動するに困じ、之を鎮靜するに種々の苦心を極めたり。就中長崎にありては、鎮臺の威嚴衰墮したるを以て、肥筑兩藩の警備を市内にも用ゐんことを依頼し

諸侯所謂志士の跳梁に困す

交通の不便による處置の艱難

たりしかば、兩藩邸の間役は主となりて相談し、他の關係諸藩にも交渉し、大村藩をして文久癸亥以來の總奉行の任務を行はしめ、之を助力して市中の取締を爲す權宜の取計をなしたり。

然るに京都に於ける大政府の變動は、旬日の間に變轉すること恰も走馬燈の如く、各地方の之に處して當惑したること、一端の盡す所にあざりき。前述の如く、當時は尙公衆の治安は各藩によりて保たれ、新法令は未だ發布せられざりしを以て、世人は只朝廷の官吏を破格に更迭せられたるに驚きたるまでにて、やがて靜穩に復せりと雖も、交通不便の時なれば、命令の疑義を質す往復に日子を費し、よりて其間に驟變發生して迷惑を感ぜしめたり。即ち佐嘉京師間の往復には、十日餘の日子を費し、ため、かの長崎警備に拘はらずして、京都警備の命を舊朝廷の傳奏より達せられし際の如きも、之を伺ひ越す間に既に九日の大號令となり、因て鍋島孫六郎に發途を命じ、二十一日彼が途に上りし時には、最前の伺越に對する返報及び尾越兩老侯の大坂幹旋等の諸報追々到來し、ために、更に二十五日其進行を停め、姑く黒崎に



待命せしめしに、二十六日大隈の仕組所にありて陳述する所あるに及び、更に年寄原田を上京せしむると共に、孫六郎をも進發せしめ、かくして其未だ兵庫に達せざるに鳥羽、伏見の暴發となりしが如き、皆往復十日の間に生じたりし行違ひといふべし。然るに薩長の激論黨は、此時決意して、寡少の兵にて幕府を倒さんと企て、而も其敗れん事を危ぶみて、後醍醐天皇笠置行幸の例を以て山陰道に據らんなどと考慮し居たりしかば、意中に外交の思慮を廻らす餘裕なく、徒に公の意衷に揣摩臆測を加へ、前述の往復日間に生ずる齟齬を目して、公の幕府を佐けんとして敢て勅命を怠らむとする結果なりとなし、宜しく先づ征討を加へらるべしと怒號したり。折節江藤新平逸走して上京したりしが、之を聞くに及んで、木戸、後藤等に其誤解なるを説き、長崎警備の重任あれば、我主の參洛を要求せらるゝには、宜しくまづ勅命を以て長崎防備を舍かれて後、上京の旨を達せらるべしといひたりき。這は中山、岩倉兩卿の既に諒知せる事にて、旁々さる龜忽は斷行せらるべきに非ざれども、中流に於ける血氣の志士は、一時かく信じ去りて激昂甚しかりきと

志士我藩を誤解す

なん。

原田小四郎についで鍋島孫六郎の兵庫、大阪に著したるは、正月の初めなりしが、侍従亦ついで上京の準備ありし所に、京都よりの報到り、二十四五日頃より尾張、越前兩侯大阪に下りて徳川内府と協議ありし結果、正月初めには慶喜公の參朝あるに至るべしとのことなりければ、事必ず和協に歸し、従つて長崎方面も心安くなるべしとて、侍従公は愈、七日より伊萬里を出船し、上京あるに決せり。十二月中に於ける走馬燈の變轉に等しき佐嘉の景況は、略ぼ此にて類推すべし。長崎に於ける對外的處置としては、繼續政府の體面を完うすることを權宜に取り計ひきと雖も、此改革の動搖によりて、京都に攘夷論再燃したるを以て、其危険を防ぐ爲めに、致遠館の教頭副島次郎、小出千之助、大隈八太郎に旨を含め、諸藩の有志書生を諭し、勉めて穩便を計らしむると共に、將來の事は公の意旨にて其處置を爲さしめたり。

侍従公は期日に佐嘉を發せらる、軍事指揮は壯者の任なるを以て、まづ當主侍従公の上洛ある事となりたるなり。時に公にも亦上洛の朝命到達し

侍従公京都警護のため上洛す



たれど、病軀とて寒を犯しての上途に堪へざれば、暫く猶豫を請はるゝこととなり、仍て事變多き當今の對外處置に關する憂慮を解くべく、去る文久壬戌中に中院、久世兩家により中山、嵯峨兩卿に親交を得たる公の昵近侍従長古川與一を特に侍従公に隨行せしめらる。斯くて一行は、八日午後凌風丸にて出發、伊萬里より電流丸に乗り込み、早月丸を供船として海路上京の途に上らんとしたりしに、京都の風説追々不穩の事を傳へしのみならず、長崎外國汽船より、正月の初め舊幕府薩長間に開戦したりとの報道ありしにより、長崎鎮臺遁走し人心動搖すとの急報ありたるを以て、急遽發航を止め、侍従公は山代郷楠久に上陸して滞在し、京都長崎の一左右を待たれたり。時恰も、鍋島孫六郎の先鋒隊を觀光丸、甲子丸にて輸送せんとして、船の缺乏を感じ、船方より長崎にて蒸汽砲船を購入せんと交渉中なりければ、幸の折とて十日中牟田倉之助を喚び戻したりき。これ孟春艦買入の起りなり。

## 鳥羽伏見の暴發、徳川慶喜征討令下る

やがて事實の報告到達したり。曰く、客臘末、尾越兩侯の調停によりて、前將軍入京の許可あるや、正月元日慶喜公は大阪を發して入洛したりしに、薩長の所爲を憤り無念を抑へかねたりし會、桑以下譜代旗下の徒は、更に、江戸より薩摩邸との破裂の報告を得て、燃火に油を注ぎたる如き勢をなし、人氣沸騰、この機に乗じて二萬の兵を繰り出し、以て慶喜公の前後を擁して上洛せんとするに至れり、京都にては斯くと聞き、薩長藝三藩の兵を出して鳥羽、伏見の兩道に之を迎へしが、三日の暮方に至り、兩軍衝突砲火を交へ、戰鬥四五の兩日に互り、遂に朝廷よりは仁和寺宮嘉彰親王を征討大將軍と爲し、錦旗を押し立て、京軍を督せしめられければ、幕軍は之に抗するを得ず、六日には盡く敗走して退散し、前將軍は會桑二侯と共に疾く蒸汽船に上りて江戸に歸り去り、京軍の畏怖しむたる舊幕府の海軍も錨を抜いて攝海を去り、大阪の幕兵は總て散じて俄に無事となりたりと。かく續々報告到りしを以て、概ね事後一週間を経たる十二三日の頃には、略ぼ其經過の大要は佐嘉に知られたり。



京都に於ては、七日朝廷に議定、參與列席し、公卿諸侯に左の德川慶喜征討令を宣達せらる。

德川慶喜天下之形勢不得已を察し、大政返上、將軍職辭退相願候に付、朝議之上、斷然被<sub>レ</sub>聞召候處、惟大政返上と申而已に而、於朝廷土地人民御保不被<sub>レ</sub>遊候而者、御聖業難被<sub>レ</sub>爲立候に付、尾越二藩を以其實效御訊問被<sub>レ</sub>遊候節、於慶喜者奉畏入候得共、麾下並會桑之者共承服不仕、萬一暴舉可仕哉も難計候に付、只管鎮撫に盡力仕居候旨尾越より及言上候間、朝廷に者慶喜眞に恭順を盡候様被<sub>レ</sub>思召、既往之罪不被<sub>レ</sub>爲問寛大之御處置可被<sub>レ</sub>仰付候處、豈圖らんや大阪城に引取候者、素より之詐謀に而、去ル三日麾下之者引率し、剩へ前々御暇被<sub>レ</sub>遣候會桑等を先鋒とし、闕下を奉犯候勢、現在彼より兵端を開候上者、慶喜反狀明白、始終奉欺。朝廷候段大逆無道、最早於朝廷御宥恕之道絶果、不被<sub>レ</sub>爲得已追討被<sub>レ</sub>仰出候。兵端既に相開候上者、速に賊徒御平治、萬民塗炭之苦を被<sub>レ</sub>爲救度。叙慮候間、今般仁和寺宮征討將軍被<sub>レ</sub>任候に付而者、是迄偷安怠慢に打過、或者兩端を抱候者、勿論、縱令賊徒に従ひ

譜代臣下之者、多り共、悔悟奮發、國家之爲盡忠之志有之輩は、寛大之思召に而御採用被<sub>レ</sub>爲在候。依戰功此末德川家之儀に付、歎願之儀も候得者、其筋により御許容可有之候。然るに此御時節に至、不辨大義賊徒と謀を通じ、或者潛居爲致候者は、朝敵同様嚴刑に可被<sub>レ</sub>處候間、心得違無之様可致候事。

但征討大將軍を被<sub>レ</sub>置候上者、即時前件號令可被<sub>レ</sub>爲發者、勿論候得共、猶麾下粗暴之徒、壅蔽此に至候事故と、彼是深重之思召を以御遲延之處、三日より今七日に至り、阪兵日々雖敗走、益出兵、不被<sub>レ</sub>爲得已斷然本文之通被<sub>レ</sub>仰出候、各藩陪從吏卒に至迄方向を定、爲天下奉公可有之候事。

議定岩倉具視卿は、この宣達の後、列席の人に向ひて、德川氏の舊恩を思ふ者は速に大阪に往き、王事に勤めんと欲する者は滯京して命を待つべく、いづれとも明日までに去就を決せられよと言ひしに、諸侯は皆命を遵奉すべしと答へたり。翌日德川慶喜及び松平容保(會津)、松平定敬(名桑)、松平頼聰(高松)、板倉勝靜(老中)、松平正質(若年寄)、永井尚志以下の官位を褫奪し、會津以下六藩の邸を召し

慶喜以下の官位褫奪



上げ、酒井忠氏(濱)、戸田氏共(垣)、稻垣長行(羽)、松平宗武(津)、内藤政舉(岡)、五侯の入京を禁ぜらる。さて此征討令は、九日參與より我藩邸に渡され、一週間を経たる後佐嘉に到達したりしが、家中は是にて始めて事情を知り、徳川前内府の大阪城引取は詐謀にて、去る三日に麾下の兵を引率し、既に御暇を取りたる會桑等をその先鋒として、關下を犯し奉り、兵端を開きたることの反狀明白なるを詳悉し得たり。されど征討令を熟讀するに従ひ、現在彼より兵端を開候上はなどの文に疑を挿むものを生じ、果して彼我孰れが挑戦者なるかと稱するものもありしが、一方また兵を率ゐて押し上る以上、稱兵犯關なりと説くものもありて、尙ほ委曲の事情を聞かんと欲するの意を生ぜしめたりき。

當時有志士にして政治の知識あるは甚だ乏しく、されば幕府の政權返上に及ぶも、之に代はりて王政の實を擧ぐべき經綸の策を立てたる者曾てなきのみならず、其所論も、多くは破壊的にして、建設的にあらざりき。即ち去年の號令後一箇月の間は、尙舊政治の型を存して、徐々秩序に就かんとせし

征討と無政府状態の出現

に、此征討令により、各藩封建制の中に在るもの以外は、殆ど其型を破つて無政府の姿とならしむるに至り、幕府の奉行代官の支配地亦俄に主治者を失うて危険状態に瀕したりしのみならず、更に外國人をしてその不安の念を昂せしめて、甚しき危懼を感ぜしめき。されば是等外人は、兵庫、大阪などに邦人の依然營業をなすを見て、怪訝の目を睜りたりし程なりき。尤も長崎は、早くより注意するところありたりしを以て、無事なるを得たり。然るに此の如き事情に無頓著なる薩長の兵士等は、唯戦争にのみ汲々として(是時薩長の兵は其實二千に及ばず、若し幕府に眞に抵抗すべき意ありしならば、危かりきといふ。)直に征討の軍旗を進めんと猛り、討幕論者亦之に鼓和して騒ぎ立てたりき。

### 各國中立、長崎の權宜處分

是時佛國公使ロッセ、英國公使パークスを始め、伊國公使、普國代理公使等は、みな兵庫に駐在したりしが、徳川内府は大阪を去るに臨みて、此後は局外中立を守られたしとの書を通じたりといふ。其後朝廷に對して、佛英の公



東久世通禧  
各國公使に  
國書を交附  
す

使より和交如何と詰問しければ、十一日朝廷は之に對して、元來執權者の更迭したる迄の事として、既に批准を経たるものなる以上、外國條約は變ずる事あるべからずとの議を定め、従前の條約に大君の名を以てしたるを、以後は之を天皇の稱呼の下になすとの國書を作り、且つ兵庫開港の期限も是月に迫りたるを以て、十五日外國事務局總督東久世通禧卿は彼地に赴き、兵庫奉行伊藤俊助(文)と共に、各國公使に會見して國書を交附せり。是即ち大政復古の報告にして、凡ての政務は依然從來の如くに行はるべく、決して他の革命政府と同一にあらざることとを表明したり。されど小御所會議に越土二侯の議論を峻拒して政府の引繼を爲さざりしにより、事實は政令の澀滯齟齬を來し、内國に於ける政務は失體續出し、幕府の役員は職任を放棄して無政府状態を呈し居たりしかば、外國人は之を繼續政府とは認めず、日本は東西に分裂せるものと見做したり。此の如く、營に激徒のみ國體關係の事に無頓著なりしのみならず、當路者にも、亦目前の事にのみ焦慮妄動して、其思慮の全國に及ぶもの少なかりしを以て、かの朝廷の御沙汰が肝腎の長崎に

長崎の無政  
府状態と副  
島大隈の奔  
走

脱落しをり、後に至りて倉皇補綴したりし文久癸亥攘夷令の歴史を繰り返し、是度も亦長崎鎮臺に征討令の下るや、奉行河津伊豆守以下の幕吏は盡く汽船に乗じて遁れ去りて、無政府の狀を呈するに至りたりき。尤も、之に就きては、京都よりは何等の處分も無かりけり。是に於て、副島次郎、大隈八太郎は、相談の上、副島は外國の汽船に搭じて上京し、長崎鎮臺を定めて外交方面を安定せらるべきことを建言し、大隈は、留まりて書生の暴動を鎮め、薩長土諸藩に交渉して居留地其他を警戒し、開役重松善左衛門は急行して佐嘉に歸り、長崎の權宜處置の命を請はしめたり。是に於て、侍従公は伊萬里に滞在して、暫く其處分を聽かれ、かくして長崎方面はその安寧秩序を保ち得たりしが、蓋しこれ全く公の穩和遠慮の威信ある態度に因るものにして、外國人の公に對する敬意は益、深きを加へたり。

### 長崎鎮撫府設置、侍従公海路より上京す

是年天皇の御元服行はるゝにつき、本月三日奉幣使を伊勢の兩神宮に遣

主上御元服  
大敕令



はして奉告すると共に、十三日には神武、天智、光格、仁孝、孝明天皇の山陵にも奉告あり、併せて禮式の奏賀ありき。十五日式部卿嘉元親王、權大納言徳大寺實則卿の理髮にて御元服あり、參與より左の如く達せらる。

今般朝政御一新の御場合、今十五日御元服の御大禮被爲行、御仁恤之。聖慮を以天下無罪之域に被遊度候間、是迄有罪不可赦者と雖、朝敵を除之外一切大赦被仰出候、於國々も不漏様施行可有之候、尤向後彌以賞罰嚴明に被遊候間、厚御趣意を體認致し行届候様可仕旨 御沙汰候事。

正月十五日

是は舊來の常式に由るものなれど、朝敵を除くの外一切大赦すとあるは、謀反大逆を除くの例文によりて改修したるなり。蓋し、朝敵は今日の國事犯にして、その以外は一切大赦すとの意味に外ならず、此大赦の爲めに舊幕府征討を輕減せざるべき用意に出でたるものとす。されど舊法既に破壊せられて、政治は秩序を失ひ、士民方向に迷ふと共に、生民生を聊んぜざる最中なれば、この兇惡の囚徒を大赦して牢獄より之を放ちたりしは、徒に其害毒

國書交附と  
參與の達

を増長せしむるのみにて、都會は更に物騒を増したりき。是亦膠柱の最たるものにて、變通なきの謗りを免れず。

是日兵庫に於ては外國公使に國書を渡されたるを以て、併せて參與より左の達あり。

外國之儀者 先帝多年之 宸憂に被爲在候處、幕府從來之失錯により因循今日に至り候折柄、世態大に一變し、大勢誠に不被爲得已、此度朝議之上斷然和親條約被爲取結候就而者、上下一致疑惑を不生、大に兵備を充實し、國威を海外萬國に光耀せしめ、祖宗 先帝之神靈に對し、益可被遊 叡慮候間、天下列藩士民に至迄、此旨を奉戴、心力を盡し、勉勵可有之事。

但是迄於幕府取結條約之中、弊害有之候件々、利害得失公議之上御改革可被爲在候、猶外國交際之儀者、宇内之公法を以取扱可有之候間、此段相心得可申事。

然るに斯かる外國關係などに無關心なる新政府の士は、徳川慶喜東歸後は、諸藩の舉動に豫測を許さざるものありとなし、曩に征討令を承けて明日ま



蜚語紛々

でに去就を決せよと諸侯に宣せる岩倉卿の如く、西國諸藩の去就如何にのみ注意して、彼は惴懼を抱いて方向を定めず、此は觀望して方向に惑ふなどの蜚語を敢てし、よりてかゝる蜚語は一時青年間の流行語となりて、遐邇の人心を唆動したり。されば、我藩主父子の、共に召命を受けながら上京の途に就かざるを以て、右顧左盼、形勢を觀望するものと爲し、果ては、朝廷にも、關東と同じく佐嘉に征討令を下さるべしとの論を主張するものありたり。されど公の、早くより長崎方面に全力を致して、至尊西顧の憂を除きたりしは、先帝の厚く叡感あらせられたるところにして、よりて先帝の、有力諸侯中に最も英明老練なる頼母しきものとの御信用を蒙りし事は、其頃より硬論を持して國事を執掌せし中山、嵯峨兩大納言の熟知せるところたり。今や中山大納言は肺腑の親を以て議定となり、三條、岩倉の兩卿も亦、之を推奉して今上を輔翼し奉れる人なれど、中山卿は此論者の言を根柢より誤れるものと言ひたりき。かゝる處に長崎より副島次郎上京し、彼方面に主任者なきを説いて、肥前守に於て大村と相談し、以て便宜の取締を爲して外國人の

長崎鎮撫の設置

保護に當り居れど、朝廷の御所置は甚だ緩怠なりといふべく、速に鎮臺の任命なくば、外國人に對して失體を生ずべきこと目前なりと陳じたるにより、朝廷驚愕、俄に議して澤主水正宣嘉(七卿の一人)を九州鎮撫總督に任じ、長州の徵士井上聞多を參謀となし、以て長崎を鎮撫府となすに定め、副島は其儘徵士と爲して京都に留め、參與職に任じ、制度事務局の出仕を命ぜられ、和漢及び西洋の治體に就いて學ぶ所を披陳せしめられしに、彼は頗る諸人の敬聽を買ひたりき。かくて澤總督は井上參謀と共に外國の郵船に上りて赴任し、我藩よりは野田二藏を添へて西下せしむ。蓋し二十四五日の頃なり(是時土佐の佐々木三四郎高行も同船したりといふ)二十五日太政官代より侍從公へ左の書付を渡さる。

長崎表御警衛之義從前之通被 仰出候事。

但長崎奉行先達引拂候末、澤主水正殿同所鎮臺、大村家同所取締被 仰付。

是にて長崎方面の鎮臺警衛は建設せられ、新舊の引繼も稍圓滿に行はれて、外國人は依然安堵するを得たり。



侍従公は、楠久より伊萬里に滞在して、長崎の鎮撫を圖らるゝと、もに、關東追討令を得られしが、追々の報道は益々戰亂の激發を傳へて、容易ならぬ形勢を語り、曩に兩先鋒隊の出征ありきと雖も、尙東國に出兵して王事に勤むべき要あるを知らしめき。これよりさき、汽船不足なるの故を以て、京都の暴發を聞くに先立ち、長崎英商の手に一隻の軍艦ある由を聞きて之を買ひ入れんと欲し、船方島團右衛門義勇大に之を主張し、亦長崎に於ては手明鍵夏秋三兵衛、松村源藏等之が斡旋に力め、夏秋の弟又之助をして、その海軍に熟達せる故を以て、其船質の良好なるを説明せしめしが、未だ政府の議を動すには至らざりき。然るに侍従公の楠久滞在となるに及び、乃ち直に電流丸の船長中牟田倉之助を佐嘉に喚還し、長崎に赴いて其軍艦の鑑定に當るべきを命ぜられたり。よりて中牟田は十五日より彼地に往きて之を検したりしが、其艦は名をエウヂニーといひ、鐵骨木皮、堅材を以て建造せられ、去卯年即ち千八百六十八年英國倫敦に於て進水せるもの、長さ二十二間半、幅三間半強、我一時に十二里を走るべき速力を有し、百二十馬力、百十七噸にて暗車二を

設け、前裝七十磅のアームストロング砲一門、後裝四十磅同砲一門、二十磅同砲四門を有し、スナイドル銃四十挺及び豊富の彈藥を積載せり。かくて同艦は至極念を入れたる製造にて、蒸氣軍艦の良材たること分明したりしが、代價七萬五千ドル即時拂渡しに非ざれば賣り拂はざるのみならず、當今希有の堅艦として、諸藩の相談も亦殺到せることを知るに至りしかば、十八日より夏秋又之助馳せ歸りてその決定の至急なるべきを報告し、一方、英商へは松林源藏懇談して總價の半金を即時手渡し、餘は六ヶ月延びの事に相談纏りしに、翌日に至り英國郵船兵庫より著し、京都より蒸氣軍艦五隻の買入れあるにより、エウヂニーをも兵庫へ回航すべしてふ報を齎せりとして、在留英商ガラバより我決答を迫れり。中牟田は是に於て決心の臍を定め、この樞要の軍艦を手に入れば、此騒亂に際するも、只電流丸一隻として京攝の間に軍事を辨する能はず、躊躇は國家の爲めならずとて、專斷にて二十日買入の約定を結びたり。然るに佐嘉には、島の熱烈に政府に迫るありと雖も、當局者は宏費にあきれて、購入を肯んぜず、羽室雷助を出崎せさせて、十萬圓以上



の大金は逆も御自論見つかずと其夜示談せしめたりしが、既に結約の後とて及ぶべからず、よりて之を佐嘉に急報せしに、公聞いて、軍國の備へはかゝる折の貯へに外ならず、是れなくんば、騒亂に處して其機を失ふべしとて、却て之を稱揚せられ、かくて遂に價八萬八千五百兩にて買ひ入るゝことゝなり、時恰も正月なりしを以て、孟春丸と命名せられたり。當時政府にては、小形の砲船三四萬ドルのものを望みおたれども、此の如きは遂に達するを得ざる要求にてありたりき。

### 江戸瓦解、外國中立、内旨公を召す

朝廷改革の變動は、聽て鳥羽、伏見の戦となり、爾後動搖は日を追うて全國に擴大したれど、西國は封建割據の地とて、藩内に議論の分立を見たるまでにて、秩序はさまで紊亂するに至らず、幕府領の都會地亦略ぼ統治の舊態に安んじたれど、唯東北諸國のみは尙暗黒なりき。時に徳川慶喜は、曩に部下の爆發を制し得ずして、薩長人等の望める如く大逆無道の罪名を得たりと

慶喜公の謹  
愼と江戸の  
瓦解

いへ、會桑閣老以下を引き纏めて江戸に歸れる後は、直に上野の寛永寺に入りて、謹愼罪を引き、會桑閣老等を諭して領地に還らしめ、以て靜肅に命を待ちたり。されど旗下兵隊等は憤激に堪へずして種々の建言をなしたりしが、慶喜は一切之を受理せざるを以て、憤懣の餘勢は迸りて江戸市中に磅礪し、到る處に偶語囂々たりしかば、討幕論者は是に乗じて傲語凌辱を敢てし、人心恟々、是までの花の御江戸は忽ち闇黒の巷と化し、白晝にも掠奪殺戮行はれ、市民は老幼を負うて逃げ迷ひ、四方に散走するもの亦引きもきらざるに至れり。是を稱して江戸の瓦解といふ。然るに又戦後大阪に隻兵なく、海軍また錨を抜き去りて、その跡の物凄きものありしかば、京都にては何となく畏怖心を生じ、薩長兵の主長等亦猜疑心に驅られ、徳川氏再擧の反逆に先だちて進撃を加ふべしと犇き、中には、若しも東西諸侯の多くが舊幕を助けて攻め來るあらば、車駕を山陰道に奉すべく、或は廣島に據るべしなどの策を建つるあり、大久保一藏亦遷都の建議をなすなど、是等の詮議に没頭するのみにて、新政府の整理を慮る暇はあらざりけり。この状態を外面よ



り觀たりしものは、京都、江戸の互に東西に分立して、武器を購求して戦備を修めたりしは、宛も前年北米合衆國分裂の南北戦争に髣髴たりきといひたりき。

佛公使は幕府を英公使は京都方を援く

是時に當り、佛國公使は幕府を助けて反對派を強壓せんと欲したれど、徳川慶喜敢て聽かず、英國公使は支那通にて、その書記官サトーは我國學に通じ、京都方に左袒して盡力するところあらむとせり。かく兩々相制したりしが、曩に皇政復古の國書を受け取りたる後は、各國申し合せ、是を革命政府と認めて局外中立を宣言したりき。而して我政府に於ては、其中立を制する設備は思ひもよらざりしかば、外國人は、戦争の勃發により諸藩の競うて戦備を爲すを奇貨となし、武器、彈藥、船舶等を隨意に雙方に賣り附け、各自に力を假さんなどとして、その賣口を争ひたり。然るに討幕論者は慶喜を必死の罪に陥れて、いよ／＼徳川氏に征討令を發せらるゝまでに漕ぎ附けたれば、更に是まで政局に當りて威權を弄びたる幕僚等を懲罰し、併せて佐幕論者を排斥せんとて、順逆の辨に舌を爛らし臂を張りて論じ回りたれば、俄か

勤王論者戦談を擲る

勤王者は雨後の筍の如くに生じ、よりて一向に戰談擴まりて、旬日の間に海内はます／＼騒然となり行きけり。されば皇政更始の美をなす經綸は蹂躪せられ、事務の行違ひより破綻百出して、彌縫に堪へず、廟堂に立ちて改革を斷行したる中山大納言を首として、主謀者の三條、岩倉二卿も、政權復古の初頭早々、かくの如く對外關係以下、内政の處分に至るまで、種々の要求の幅湊し來るに當惑し、今は前狼後虎の怖れを抱くに至れり。中山卿は、曩に壬戌年薩長の公武合體の周旋に衝突して攘夷論を激發したりし時より、硬論を把持して激論に揉まれ苦心を経験したりしが、當時公は、先帝より久世宰相を通じて竊に召命あるや、直に簡易の仕度にて上洛せられ、陰に其間に處する公武調和の御依頼を受けられしに、後主上は其周旋振に深く御感あり、よりて、諸侯中閑叟の忠誠は、外交方面の長城なるが、老練にして國家を思ふの厚き、大事を託すべき者は彼れ一人なりと仰せを蒙られたりし程にて、今度大政更始にも、諸藩權勢競争の外に超然として、長崎方面を鎮靜して激動を助長せず、殊に過日は中院中納言へ書翰を送りて、外國に對する注意あり



中山彌公を  
招す

たる等、盲動を避けて忠勤に勉められしを以て、果<sup>○</sup>然<sup>○</sup>征<sup>○</sup>討<sup>○</sup>令<sup>○</sup>による<sup>○</sup>舊<sup>○</sup>政<sup>○</sup>の破<sup>○</sup>壞<sup>○</sup>の、外<sup>○</sup>國<sup>○</sup>問<sup>○</sup>題<sup>○</sup>を喚<sup>○</sup>起<sup>○</sup>し、國書交附、局外中立等の失體の、公卿の外人を夷狄禽獸視せる遺傳的意思に猛烈なる痛憂を與ふるに及び、中山大納言は三條、岩倉二卿と謀り、茲に壬戌の歴史を繰り返して、竊に中院中納言に今上の内旨を含めて、公に朝廷即今の事情を告げしめ、病を犯しても速に上洛して、皇政復古の大方針決定の議に參すべしと申し送ること、なりたり。時に側年寄原田小四郎は京邸にありしが、直に中院黃門に到りて、其等の御用もあらんかとて、前年中山、嵯峨兩卿より格別御懇命を受けたる閑叟の近臣古川與一を特に當主に隨行せしめたりと通じ、併せて、その大阪到着の日も近きにある豫定なるを語りしに、閑叟公取計の細心周到なる神妙の至なりと喜び、よりて密使は兵庫に到りてその來著を待ち、やがて古川に面會して書中の密旨を具さに述べたり。侍從公は兵庫を發して二十八日大阪邸に著し、公式に、中院卿より到來せる密書を古川を喚んで渡し、委しく旨意を授け、直に是を齎し歸りて公に具申せしむ。仍て古川は翌二月朔日電流丸に乗り、全

速力にて佐嘉に歸航したり。

### 侍從公著京、御親征仰出し、征東軍進發

御親征と各  
藩出兵の仰  
出

是日侍從公は大阪を發し、翌二日京都に著し、舊郡山藩邸に入りて此を宿陣となす。三日には主上太政官代に行幸あり、參與より諸大名へ左の書付を渡す。

今度慶喜以下賊徒等江戸城に遁れ、益暴逆を恣にし、四海鼎沸、萬民塗炭に墮んとするに忍び給はず、叡斷を以て、御親征被仰出候。就而者御人選を以被置大總督候間、其旨相心得、畿内七道大小藩各軍旅用意可有之候。不日軍議御決定可被仰出候御旨趣可有之候間、御沙汰次第奉命可馳集候。宜敷諸事戮力一同勉勵可盡忠誠旨被仰出候事。

二月三日

斯く一方には親征を仰せ出されて諸藩に出兵の準備を爲さしめ、即ち方向を定めたる實功を擧げしめられたれば、是も火急の事にて諸藩は京都駐在の兵



を繰り出すこととなり、我藩亦京阪に駐屯したる兩先鋒及び義勇兵等を以て部署を定めんと軍事の手配に忙しかりしに、六日に重ねて左の達あり。

肥前 侍從

此度 御親征被仰出候付、其藩持合之軍艦一艘御用被仰付候條、諸事總督之指揮を請勉勵可致 御沙汰候事。

二月六日

當時幕府の海軍を除きて、諸藩の蒸汽船を所有するもの多からず、我藩も船舶不足なりければ、舊幕より預かりて兵庫に繋留したる觀光丸を之に充てたり。同船は爾來其儘官有となりたりき。

七日侍從公參内して天機を奉伺せらる。八日に太政官より左の達あり。

一 松平の稱號被停、以來本氏可稱。

一 諸侯石高を以大中小藩主等に區別被相立、各藩より貢士を太政官へ可差出(當番は中藩に付二人)。

一 各藩徴士被仰付候者は、奉命即日より朝臣に可心得は勿論、舊藩と全

藩艦一艘の御用を命ぜらる

我藩出身徴士の初

征討軍諸員の任命

く關係混合無之御趣意に候間、厚相心得可申。

時に副島次郎、大木民平は推薦せられて徴士と爲り、又長崎總督よりは大隈八太郎推薦せられて徴士となり、參謀を命ぜらる。是を我藩徴士の初めとなす。

是日總裁有栖川熾仁親王を征討大總督となし、議定嘉彰親王を海軍總督となし、東海、東山、北陸三道の先鋒總督並に鎮撫使を命じ、參謀以下の任命あること左の如し。

征討大總督

熾仁 親王

參謀

正親町中將

參謀

西四辻大夫

參謀

西郷 隆盛

參謀

林 玖十郎

東海道先鋒總督兼鎮撫使

橋本 實梁

同副使

柳原 前光



參謀

木梨精一郎

參謀

海江田信義

東山道先鋒總督兼鎮撫使

岩倉 具定

同副使

岩倉八千九

參謀

板垣 退助

參謀

伊地知正治

北陸道先鋒總督兼鎮撫使

高倉 永祐

同副使

四條 隆平

參謀

黒田 清隆

參謀

品川彌二郎

奥羽先鋒總督兼鎮撫使

澤 爲量

同副使

醍醐 忠敬

參謀

大山 綱良

參謀

世良 修藏

我藩北陸道の先鋒を命ぜらる

各總督に交附ありし軍令書

各藩を三道に配りて(奥羽は後にいふ)夫々出兵を命ぜらる、我藩には左の如し。

今般 御親征被仰出候付、北陸道先鋒被仰付候條、國力相當人數差出、諸事

總督之指揮を請令、勉勵候様 御沙汰候事。

十一日に軍令書を各總督に分たる、左の如し。

今度以 聖斷 御親征被仰出候付而者、偏に蒼生之塗炭に陥候を被嘆

思召候、鴻大之 聖慮を奉戴し、速に皇國平治奉安 宸襟候様、御軍列に被

召加候、大小諸藩、大に軍備を嚴にし、同心戮力、盡忠誠可遂成功候事。

一 海陸軍兵進退懸引之義者、其手々々の總督に委任被 仰付候條、其旨

可相心得候事。

一 私論を以公事を誤り、各藩區々に不相成様、深く心を可用事。

一 別紙陸軍諸法度條々堅可相守事。

右之條々於相背者、可被處御軍法者也。

慶應四年二月

太宰帥熾仁 (花押)

(別紙及陸軍諸法度は略す)



孟春丸出動

我藩は先鋒隊鍋島孫六郎に其組を率ゐて従軍せしめしが、是日より十三日まで三道の軍竝に進發し、十五日より順次に各方面に向つて進行したり。時に島團右衛門は、孟春艦の買入れを遂げれば、學館に到り、無息、厄介(二三男を三)の青年を鼓舞して、義勇兵を募り、執政鍋島上總其他の當路者を説き回して、官軍の乏しき海軍の威力を顯はさんと企て、遂に其同意を得たりき。よりにて二月十七日孟春丸を關東追討に差し出さるゝこととなり、中牟田倉之助船長に、山崎平太(景則)副長に、直塚治部之進士官に任ぜられ、而して船方より島團右衛門、砲術役として相良十郎太夫等の乗組を命ぜらる。かくて孟春艦は、火術師範の石田善太夫を臨時乗組として、應募の青年長谷部谷助、杉本軾之助、石橋家九郎、中野清三郎、鳥巢宇治次郎等五十人を乗せ、關東征伐海軍先鋒と稱し、翌十八日三重津を發し、久原より下關を経て、二十二日兵庫に著して命を待てり。

## 第八十九章 開國の規模を定む

### 公海路より上京す

さて東國に向つて征討の軍兵を進めらるゝに至るまでには、人氣の亢奮に従ひて、一方の外交問題に種々の事故を續發せり。正月兵庫にて國書を渡されし當日の事なりけり、備前の家老某、上洛の途次、三宮驛にて英國海軍士官の己が行列に道を譲らざりしを怒り、遂に其二人を殺傷し、ために主者は自殺するに至りたることありしが、後程なく堺浦を成衛したる土州の藩兵が、天保山にて佛人十餘名を殺害したることありて、佛國公使ロッセの赫怒を買ひ、遺族扶助料十五萬弗、及び其下手人引渡の要求を受けたり。此頃横濱タイムス新聞は説いて、コルシカ人の語に、一人殺さるれば則ち一人を殺すてふことあれど、我等は今や宜しく一人殺さるれば則ち千人を殺すの決心を以て、日本に復讐すべし、我等一たび命令を下さば、日本は外國の才智

土佐藩士佛人を斬る



武力に屈服せざるを得ざるべし、然るに尙覺らずして頑固ならむには、竟に印度人の覆轍を踏むに至るべしなどの論を掲げて憚らざりし程なれば、佛國公使の氣勢甚だ荒く、よつて容堂侯は、其下手人二十名の捕縛を命じ、堺浦の妙國寺に於て、佛國公使館員及び海軍士官に立ち會はせ、其檢視の下に切腹を命じたりしに、十人までの屠腹を見るに及んで、佛人は忍びずして眼を掩うて俄に立ち、遂に之を止むるに至りたり。しかも我國の例として、死を賜ふに罪の輕きものより先づ殺さるゝものなれば、其残りたるものは、皆下手人の首なるものにてありたりき。

此時他面には、國際當然の事として、是まで朝紳の嫌疑したる夷人の參内、即ち各國公使の天皇陛下謁見てふ大問題の解決に迫られたり。蓋し朝廷の高官の公に上京を促せるも、是の事由に外ならず。而も放任して止むべき事ならねば、これを議定及び在京諸侯に下して議せしめしに、二月七日議定、島津忠義、細川護久、淺野茂勳、松平慶永(春嶽)、山内容堂、毛利廣封(後の元徳)の六侯連名にて、宇内の形勢を察して外交の規模を宏にし、各國公使を參朝謁見せし

朝議外國公使の參朝謁見を許すに決す

めらるべしと建言しければ、十七日に至り、朝議愈、是に決し、英國公使パークスの斡旋にて期日を定むることゝなりたり。時に江戸瓦解によりて横濱居留地は物騒危険甚しく、各國とも自兵を以て守衛する手配必要となり。たれども、パークスは遂に佛國公使ロッセを同意せしめ、かくて晦日を期日として謁見式を行ふに定まれり。

一方かの古川與一は、電流丸にて二月五日伊萬里に著し、徹宵急馳して翌朝佐嘉に到着し、直に三丸に到りて公に謁し、侍從公の内命に併せて中院卿の密書を呈せり。此頃已に春分に近くして、寒氣薄らざたりしかば、公の健康も亦次第に恢復し、時には近郊に散策し、時には遊獵を試み、正月以來仕組所を開いて時局の處理に多忙を極めたる諸員に慰勞として其獲物を賜はるなどせられたりしが、此内命の書に接するや、直に旅装を治めしめて、二十日佐嘉城を發し、伊萬里より海路上京することに定められたり。是より先き隣藩唐津の小笠原佐渡守長邦は、その嫡子壹岐守長行の老中と爲りて幕政に當りしにより、朝敵の嫌疑を得て封土に安んずる能はず、遂に謹慎する



に至りしを以て、公の執成を得て自ら朝廷に陳辯する所あらんと欲し、使を遣はして公に懇請したりければ、公は深く其意を感諒して快諾を興へ、上京の途次に船を唐津の便港に寄せて同行すべく、船中暫くの間は我供船の室に窮屈を忍ばるべしと約せられたり。斯くて期の如く佐嘉を發し、二十一日伊萬里の楠久津より電流丸に乗り、皐月丸を供船として出航せられしが、間もなく呼子港に著くや、唐津より準備して此に旅館を設けたりしを以て、公は種々の饗應を受けて一宿せられ、かくて佐渡守は家老大八木衛守、用人某及び近侍四五人を従へて皐月丸に乗り込み、一室に主従起臥を共にして、航海中は濕やかに過去將來の述懐若くは規諫などをなしたりしが、戸を隔てたる次室には、我隨員等座を占めて時事の議論に激越の聲を張り、酒氣を鼓して氣餒を吐きつゝありたりき。

公は、その防寒に數月を経過する間に、京師の屢次變轉してますます騷擾を極むるを聞いて、遙かに伎癢に禁へざる感ありたらんと雖も、長崎方面の重寄を負ひ、此に全力を用ひて藩屏の任を盡す以上、諸藩と共に中央政府に

公上京小笠  
原長邦を同  
伴す

逐鹿すべき兵力資力の餘裕はあらざるなり。而して是まで特旨により諸侯會議の班に加へられたるを以て、公は上洛して諮問に應じ知遇に答へられしかば、其言の幕府に採用せられたるは少きも、ために國家の體面には大なる缺陷を見るに至らずして、時運はますます進展し、遂に去年十二月九日の大政變と爲りて、多年武家に委ねられたる政權の朝廷に復歸する結果に到達したりき。即ち、これ公の素より豫期せられたる所にて、更に異議のあるべきにあらず、而して朝廷の當路者に經綸の成竹あらば、爾後先帝の始めおかれたる諸侯會議の例を追ひ、前將軍以下大諸侯を參朝せしめ、其列座の間、堂々大政復舊を宣達して、順序に改革すべきに、此に出でずして強て干戈を挑發して騷亂を起さしめ、之を戡定して皇威を立つべく自ら内國分裂の圖を畫きしは、外國人の耳目に我國體の美を損じたること尠少ならず、順に取り順に守りて皇政の更迭に異變なきこそ大日本の光華なるに、却て逆取の變態を爲して、内治外交ともに其方針を亂れしめ、ために遂に外侮を招致するに至れるは、日本歴史に汚點を遺したるもので、ふ誹を免れざる所な



公東上の理  
由

り。是れ即ち、今度外國に關して國是諮問あるべき内旨の仰出を受けて、公の急遽病を冒して上洛の途に就かれし所以にして、かくて公は大政の更始に其基本を立つる豫想を抱いて航路を急ぎ、將赴京都舟中有作との題にて左の七絶を口占せられたり。

休言時事挽難回、天下豈無王佐才、京城兒女應驚愕、知否毒龍翻海來。

京都より到來したる密書は、公の手に止まりて其儘に逸したりしかば、其内容を知るべからざれど、此起句を玩味するに、攘夷論以來の關東と強藩との軋轢は、朝政回復となるに及んで、忽ち大亂を挑發して關東征伐の送兵を見るに至り、東國の形勢ますます不穩にならむとすると共に、朝紳は外國公使より迫られて國體をも侮辱せられんとする苦境に陥る等、時事の日に非なるものありしを以て、その前途を恐怖せられし意味の句なりしかと想像せらる。公が病を押して登京せらるゝ原由を考ふれば、亦當らずとも遠からざるべし。承句は、公自ら抱負ありといへ、他にも有爲の士あるべく、縦し公卿諸侯に人物なくとも、廣き藩士中には必ず王佐の才存在するならんとの

意を兼ねたるものと見るべし。轉句は京童が異國人の入京を恐怖するをいひたるものにて、自ら公卿をも含む。結句の毒龍は、公自を譬へたるにあらず、毒龍の毒は明かに海外人の吹く毒氣をいへるにて、今日の如き外勢の壓迫に對して、日本當局の軟弱にして自ら舉國一致の威力を失ひ、依然外國人を恐怖するあらば、益彼の侮蔑を招きて遂に自滅の禍を取るべしとの意味を詠ぜられたるものならん。

二十七日兵庫に著し、翌日大阪の藩邸に入らる。翌二十九日の朝、編者公に侍したりしに、公は、京都には大阪行幸の議起り、薩摩の大久保一藏は遷都の建議を爲したりと聞けど、大阪は帝都の地に適當せず、遠からぬ内に江戸城を收め、彼地に遷都あるを適當とすといひて少し沈思せられ、やゝありて、尙東北に皇都となすべき良地を選び、以て滿洲鞅鞅を控制する規模を開くべきなりと言はれたり。蓋し此時業に已に東京遷都の理想を胸中に畫かれつゝありたりしなり。翌三十日は外國公使の參朝謁見の期日なりしが、公は、此事が六大諸侯の建議を経し後に斷行の運に至れりと聞いて、寧ろ其

東京遷都に  
關する公の  
理想  
外國公使參  
朝謁見す



遅きを憾むと言はれたり。然るに當時京攝の間には、鎖港攘夷に膠著したる頑冥の徒少からざりしが、遂に當日英國公使パークスの馬車の三條驛を過ぐるや、之を要して護衛の士に斬り掛け、護衛の士之を防いで公使は幸に事無きを得、兇徒は即時に捕縛して其主謀者を梟首したり。其爲めに他の各國公使等は謁見を畢へたれど、英國公使のみは參内を延引したりき。外國使臣の參内して天皇に謁見するは是を始めとす。

### 公朝に立つ、國威宣揚の勅

三月一日公は大阪を發して京都に著し、舊郡山藩邸の宿陣に入らるゝや、太政官代より唯令早く參上すべしとの召狀到達したるを以て、直に駕を命じて二條城の官代に出頭ありしに、議定職被仰出候事との命ありければ、公は餘り恐入るにつき、篤と勘辨の上に明日申上くべしと演述して退き、翌二日左の書付を差し出さる。

議定職被 仰出難有奉畏候、乍然不束之上衰老多病罷成候に付而者、何分

公議定職を命ぜらる

御用可相立哉、恐縮之至奉存候得共、只々難有御儀に付御請奉申上候。

其末朝廷よりは、軍防事務局輔被仰出候事との書付を渡されたり。是より直に參内して天機を伺ひ、職務任命の御禮を言上して退出し、歸途に中山大納言忠能卿の邸に到りて御禮を述べられしに、中院中納言も座にありて、去年以來の久闊を謝し、皇政復古の困難なる事情など種々の談を交へ、別段の仰出を申し送りたるに、早速病を押して上京ありたるは喜ばしき至りなりとて、公の談を聴き頗る安心せる態なりき。是日公は病後とて諸方への回禮に堪へざりしかば、三條岩倉兩卿へは、使者を遣はして御禮を述べられたり。

明る三日は英國公使參内謁見の當日なるを以て、公にも參列の命あり、衣冠帶劍にて巳の刻に參朝せらる。パークスは過日遭難の際に於ける護衛士の働きを謝して満足の意を表したる後、語を改め、日本には攘夷論再發したり、兩國和好の議如何、決答を求めたしと、切りに迫りて陳述し、激論に憤怒を交へ、身を跳らし案を打ちて傲慢不遜の態度を極めしが、三條實美卿は初

英國公使の參内



めて外國人の辯論に應答せし事とて、憤懣に堪へざる様子なれど、忍んで温言を以て應答し、其座は事なくして濟みたり。蓋し幕府にありて、外國人に閣老以上の大名の直接談判をなすに至れるは、安政四年の堀田閣老が米國領事と會見せるを始めとし、又安政の初めより大諸侯の外國人に直接應答したるは惟公あるのみ。三條卿は攘夷論者の巨魁と聞えられたれど、人格温厚の公達なりしに、今や皇政を輔相して世界の大勢に對せんとする劈頭に立ち、而して公亦其席に參列して外交に於ける實際の經驗教訓を得られたるなり。されば心中大に喜ばれたるものゝ如く、其前後に三條、岩倉兩卿と相會して談話を交換し、日本ほどの國を有すれば、其智勇を發揮して外國に雄飛するの規模を開き得べく、旁々内部の訶争に區々たるべからずとて、時勢に對する意見を懇ろに啓誘せられたりき。翌日は太政官代に出仕し、退出の後、岩倉、東久世の兩卿及び親戚の宇和島、肥後兩侯を歴訪して、子夜に歸らる。爾後は日々太政官代に出勤して、三條、岩倉兩議定を始め參與の徵士と、政務の相談より時局變化を制すべき處置に當られしが、其頃第一に公の

公の時局對  
應策

定められたりし要領は、幕府の政權を收めて皇政の基礎を定むるに當り、世界の形勢に對する政綱の確立、國家統一力の鞏固充實、國威を海外に宣揚する規模方策等のことに於て、未だ何等の公表なきは不可なり、既に去る二月七日の議定六侯の建白により、外交の規模を宏にして、各國公使の參朝を濟ましたれば、是に本づいて、將來は天皇陛下にも時機を見て海外に雄飛を遂げさせらるゝ御決心あるを國中に示し、士民の方向を定めらるべく、皇政の復古の管に國民の希望なるのみならず、萬國交際の正理たる以上、自然に此に至れりとして、誰か敢て之を拒むを得ん、先年來攘夷論高調せられて、當路者は爲に惱ましめらるゝところあるが如きも、畢竟は敵愾心の盛んなるに因るものなれば、此の如き強勇なる御國の士民を順道に誘かずして、區々たる忿悁によりて國內に干戈を動かさしむるは、決して策の得たるものにあらず、抑も是は更始の初めに於ける枝葉に屬す、早く鎮撫の法を定めて、世界の大勢に對する國是を定めらるべしといふにありき。時に中山、三條、岩倉の三卿は、内亂に人氣の益、猖獗するを憂苦し、參與の大久保、木戸等亦内外の事



在京十八諸  
侯を召集し  
て勅書を賜  
ふ

端滋く起るに當惑したりければ、いづれも公の建白する所に耳を傾けて異議あるものなく、よりに翌六日在京の十八諸侯に參内の命あり、公も同じく參内せられしに、特に議定職中は宮中に職をつくるを免ぜらるゝ御達を受け、次で主上親臨、三職以下の列座あるに及び、三條實美卿左の勅書を宣達す。朕夙に天位を紹ぎ、今日天下一新の運に膺り、文武一途、親裁を以て萬機を斷決す、國威の立不立、蒼生の安不安は朕が天職の盡不盡に在り、日夜寢食を安んぜず其心志を勞す。朕不肖と雖、列聖の餘業と先帝の遺志とを繼述し、内は列藩萬姓を撫安し、外は國威を海外に輝さんことを欲す。然るに徳川慶喜不軌を謀り、天下遂に騷擾に及び、萬民塗炭に陥らんとす、故に朕不得已斷然親征の議を決す。尙既に布告せし通、外國交際も有之上は、將來の所置最重大に付、天下の爲に於ては、形勢に依り萬里の波濤を凌ぎ、身を以艱苦に當り、國威を海外に及し、祖宗先帝の靈に對んと欲す。爾列藩朕が不逮を佐けて同心協力各其分を盡し、爲國家努力せよ。右畢りて參列の公卿諸侯等に酒饌を賜はり、公は夜亥刻に退朝あり。勅文

の『列藩萬姓を撫安し、外は國威を海外に輝さんと欲す。』は、先帝の防備充實、國威宣揚の叡慮を遵奉ありたる公の本領なり。次で『不得已斷然親征の議を決す。』とあるは、目下の東征を指せるは勿論なれど、前に列藩を撫安すとあるに對照し、而して正月九日の追討令なる『慶喜宥免の道絶果て、賊徒平治、萬民の塗炭を救ふ。』の文に之を比すれば、勅書の體面を得て、而も語氣の自ら緩和したるを覺ゆ。又『外國交際も有之上は將來の所置重大』以下の文より一步を進めて『國威を海外に及す』の句を重ねたるは、主腦の此に在るを警醒したるものにして、これより以後、既に國威を海外に宣揚するの主義を取る上は、自然國內騷亂の鎮撫を早うするに勉めざるべからずとて、一時は激徒の討幕論に脅かされて戰端を挑發したりとはいへ、やがて外國交際の條理に従うて所置を進め、内外に重望ある公も朝に立たるゝこととなりて、茲に在廷公卿間に蟠まれる攘夷思想は一掃せられ、遂に開國の規模定まりて公表せらるゝに至りたり。世人の多くは、薩長人は不可能の攘夷論を以て徳川幕府を窘迫し、政權返上の窮地に陥れて之を乗り取り、而して忽ち面を



改めて舊幕の途轍を踏襲し、開國論に豹變し、以て自己の功をなしたるものなりとて、往々今に彼等の狡黠を憎嫉する憤念を藏すれど、蓋しその誤解たること、是を事實問題に徴して考ふれば自ら明かなるべし。見よ、彼一派が小御所會議にて土越二侯を壓迫し、以て徳川内府を加へず、大改革を斷行したるは、政治知識を没したる非擧たるは勿論なれど、其時彼等に開國の思慮ありたりとは承認せられず、蓋しやがて新政の蹇艱となり、尾越二侯に大阪交渉を委託するに至りしが、更に一箇月を経過するに及んで生ぜる正月の爆發の如きも、亦雷に徳川内府のみならず、雙方の首領が共に血氣の壯士等を檢束し得ざるに出でたるものといふべく、而して之に大逆無道の名を與へて征討令を發し、山陰行幸などと周章したりしに、あらぬ外國の方より問題を生じ、ために茲に天朝を革命政府(レヴオリューショナルガヴンメント)と認めしむる失體を醸したりしが如き、彼等も大に前月の非擧たりしを自覺したるなるべし。斯くて又一箇月を経て、六侯の建白となり、外國公使の參内となり、更に數箇月にて始めて開國の國是は宣せられたりしが、此三箇

月の經過に徴するも、薩長の主謀者は、多少の政治知識を有したりとするも、血氣者の怒潮に押されたりしものといふべく、徳川内府が逆境に在りて暴動を制したりしよりも、順境に驕りし者として之を制するに一層の困難を感じたるべく、旁々穩當なる思慮を用ゐる能はざりきといふが事實なるべし、即ち狡黠と謂ふは亦過酷の評なき能はず。

公の日々出仕ありて三條、岩倉兩卿及び參與等と政治を議せられし事に關しては、又何等その内容に互る記述に接せざれども、編者曾て明治四年岩倉公の全權大使となりて歐米へ差遣せられたるに隨ひ、桑港の旅館にて一夕の對晤を得たることありしに、その時岩倉公の談に、閑叟の正月に他界あるや、次で土佐の容堂も薨ぜられ、ために今上陛下は、大政維新の初めに方りて連りに柱石の臣を失ひ給ふを歎息ありて、閑叟の英邁非常にして學問すぐれ、政治に練達せられたるを稱揚ありきとありしかば、予は是に答へて、藩内にては、自己の君主なるを以て、自然他の有力諸侯よりも格別に勝れたる如く思ひ居れども、畢竟は大名育ちにて人情世態に疎ければ、單獨政府に出

公に對する  
岩倉卿の觀  
察



仕じて國家の繁務を議するに當りては、迂濶なる事どもありて覺束なかるべく、總じて高貴の人は萬機の政務に當りては下情に疎きに失するものにて、閑叟も亦その例に漏れられざるべしと言ひたるに、岩倉公は言下に之を打ち消して、否とよ、我初め諸藩主の英明の評ある人々に面會して談じたりしが、存外事に疎くして、語るところにも不得要領なる事のみ多く、聞きしよりは大に見劣りたりと感ぜらるゝものゝみにして、中には存外の愚物もありたれば、閑叟とて、その英名は音高けれども、是とても亦其類に洩れざるべしと内心思ひゐたりしに、會談するに及びて、閑叟ばかりは聞いたるよりも偉まき人なりき、其證據には、容堂、春嶽などの所謂英主にても、其會談には十分に意味を了解する能はざる節あり、後に其謀臣を喚んで質すに及び、始めて其眞意を解したること少からざりしに、閑叟のみは然らず、其謀臣といへば原田小四郎、中野數馬等なるが、是等とは初めに接見して其説話を聞きゐたるにより、閑叟の言ふ所も其れに出でざるべしと豫想したりしに、本人に親しく會見して其直話を聞くに及び、是は實に意外にて、懇到明白、親切にして

敬服すべきこと多く、謀臣を召喚して聽取するところの如き、本人ほどに明確なる能はず、彼等は、主人より確かに數等劣れり、閑叟の非凡なるは是にて知らるゝなり、就中殊に敬服したりしは、談緒の主上の御上に及ぶ時にして、予は何氣なく言ひもし聞きもし居るに、閑叟は何時の間にか端坐し、手を下げて敬意を表し居られ、其談の更に他に移るに及び、病體の事にて姿勢は何時しか崩るゝに心付き、よりて我等公家の、常に御上の事を大切には思ひながら、自然に忤ヒれ奉りて敬禮を失ひ居ることを自覺せり、是を中山、三條などにも話して、斯く國家の大政を知ろし食す上は、以來は我等にても是までとは渝りて御上の事を餘り馴々しくせぬ様に戒むべしと申し合せたる程なりき、是は固より臣下として至當のことながら、閑叟の特に此の如きには何等か仔細のあるにやと問ひたりしを以て、予は答へて、平生とても主上の御事については云々の習法にて、陰にても恭敬の形を修められたりと話したるに、岩倉公は非常に感服嘆稱し、更に語を繼ぎて、主上には御幼年にて先帝に後れさせたまひしが、維新當初の御學問期に際し、折よく閑叟が朝廷に立



つことゝ爲りたるにより、その端正なる儀容と聰明博學とよりして、主上を御教導し奉らるべきやう彼公に申し入れ、主上にも亦、閑叟は武臣にて、是までの公家とは違ひ、特に行儀も嚴格なるを以て、能く其御心にて御學びあれかしと申し上げしが、實は當時予の内心には、彼公の餘りに嚴格なるによりて、主上の御親しみ遊ばさぬ様のことはなきかとの懸念ありしに、閑叟といふ人は、端嚴英發なれども他の大名とは異り、平常は如何にも寛容溫和にて誰人も親しみ易く、婦人までも能く馴れ近づきて、而も敬意を失はざりしを不思議に感せり、學問修養は斯くまでの玉成をなすもの歟と歎稱の聲を禁じ得ざりき、主上にも初めより閑叟には極めて御親昵あり、自然とその言行を模範となし、心を留めて直に御學びあるに至れり、惟惜むらくは病身なることにて、當初押して登洛せられたる時の如きは、其病衰の意外なるに驚きたりしも、其氣象はそれに拘はらずして凜然と強く、議論の激する時などは、愈、氣力の加はる様に思はれたり、但し凡て大名は、閑叟のみに限らず、皆國に在りては常に君主として家老以下の出仕に政治を一任したりしを以て、

維新後官に備はるも、官廳に日々出仕するを非常に大儀となし、殊更閑叟は病體にもありて、その出仕を難認せられしにより、主上にも深く御心配ありて、遂に随意出勤を命ぜられ、かくて彼公は自家に在りて怠りなく攝養せらるゝことゝなりたり、而して容堂、春嶽に於ても、出仕に堪へざるの點に於ては彼公と同一なりき、されど平常自宅に寢居せらるるとも、在京なれば主上にも御力に頼み思食して御安心遊ばされしが、思へば、今數年在世せしめて大政輔翼に當らしめたかりしに、相次いで逝きしは實に主上の御不幸なりと述べたりき。其後も尙折節公の話は出でたりしが、當時我公の職任は議定にして、局務の分課もありたれども、要するに朝廷に於ては、今上御學問の御師範に併せて三條、岩倉兩公等の政務指導者として、その名義は無くとも、重きをなされ、大事に當りての方針決定、或は大諸侯の意思一致等には、公の名望と感化力との與りて力ありしは非常のものにて、陛下亦朝廷の柱石として禮遇せられたる如くに拜察し奉りたり。



## 長崎警備と關東征定の經畫

八日公は上長者町の藩邸に入らせらる。我藩邸はもと烏丸四條に在りしに、元治の兵火に類焼したるを以て、上長者町に邸地を買ひ入れて建築したれど、規模狭小にして兩公の宿陣に堪へざるを以て、郡山藩邸を借居せられたるなり。かくて是日此に立ち寄りて、北野に赴き天滿宮に賽して歸られたり。

去る六日宣勅の後、公は滯座して東西邊土鎮撫の事を議し、長崎は速に鎮撫使を置くに決したれど、蝦夷地の開拓鎮撫に關しては猶勸考を要すとて、左の書面を渡され、之を持って初夜に退朝せられたり。

蝦夷島周回二千里中、徳川家小吏之一鎮所而已、無事之時、茂掛念御座候處、今般賊徒御征討被仰出候ニ付而者、東山道往來相絶シ、徳川莊内等之者共彼地ニ安居仕事ハ難相成、島内民夷ニ制度無之、人心如何、當惑仕候儀に有レ之べく哉、不軌之輩に御座候者、竊に賊徒之聲援をなし可申も難計。魯戎

元來蠶食之念盛ニ候得者、此虛に乗じ、島中に横行し、兼テ垂涎いたし候北地、久春古丹等に割據し、如何様之舉動可有之も難計候得者、一日も早く以御人選鎮撫使等御差下しに而、御多務中も閑暇被爲在候勢ヲ示し、御外聞にも相成候様仕度。且漁魚之利も夥敷場所に而、御軍費之一助にも可相成候間、乍不肖臣等に於ても抛身命、勉勵仕度候得者、皇政復古之折柄、右等之邊も必定被仰出候儀とは奉存候得共、寒暖之違も有之、内地に而二三月之延引は、彼地に而五六月、又は一年之手後レと相成、今年内に策略難相立候間、何分早々御採用相成候様仕度奉存候。此段去月以來議論仕居候儀に有之、海水流漸之氣節に相望候得者、魯人軍艦毎年久春内江罷出候間、當月中にも御差下シ相成候様被遊度積り、警衛人數は有志之者共兼而相約候分、箱館諸所散在之者を除而、現在二百人計、軍艦共有之、金穀之類は、紀州江州等に於て彼地引合御座候町人共、盡力仕度内願に及候者多く御座候而、内内支度は粗調居候間、何卒公論を以即日御評決被仰付、今般行幸被爲在候以前に、勅許に相成候様仕度奉存候。猶巨細之儀有志之者共



別紙差出候間、宜御參考之程奉懇願候、誠恐誠惶謹言。(別紙は添はず)

二月廿七日

高野少將保建

清水谷侍從公考

是に『昨日被議候蝦夷地開拓の儀、鎮撫使被差立候遅速之儀、來十二日中建言可有之候事。』との別紙を附せられたり。長崎には翌七日侍從公に、

長崎并九州等今度鎮撫使へ御委任に相成候間爲心得申達候事

三月

と辨事より達せらる。

本年は長崎當番の年なるに、正月以來父子兩公相繼いで上洛して王事を勤め、兵馬亦まさになりたりしを以て、歸國の期は尙遠けれど、外交の正門たる長崎方面の緩急を慮り、是より先き、侍從公より左の通り伺ひ出でられたり。

私儀先般議定職外國事務權輔被仰付誠以難有奉存候。然處此度同姓前中將も議定職軍防事務局輔被仰出重疊難有仕合奉存候。惣而者長崎表

鍋島備中守  
長崎巡檢を  
命ぜらる

當番之義に付御番請取、差付御番所其外爲巡檢罷越候從前之規定に而、殊に此度王政御一新に付而者、彼是申付置度次第も御座候處、私儀當御役其上行幸供奉をも被仰付置候に付、御暇之義、差付奉願も奉恐入候處、幸今度前中將儀末家鍋島備中守召連登京仕候に付、萬事右之者へ相含め、先以不差置私爲名代長崎表巡檢其外申付度奉存候、此段奉伺候。

肥前侍從

かくて太政官代より願の通り聽許ありしよしの辭令を得て、是日備中守は京都を發して歸國せり。

當時全國諸藩は關東征伐に藩屏の力を盡したりしが、肥前、筑前兩藩は長崎方面に職任を盡すに定まり、而して當時は猶更外國に對する警備を緩怠するを得ざりき。加之我藩は兩關警固の主任に當る上に、海門の私設臺場に百門以上の大砲を備へたる事とて、千數百の兵を彼地に常備したりしに、今次の大政復古による内亂の征討にも、東國三道出軍の命を受け、京阪亦守衛の兵を置くことになりたり。普通の藩ならば、かゝる際無論負擔に堪ふ

我藩兵力の  
餘裕



べきにあらざれど、我藩と長州藩とは、士卒の數石高の割よりすれば他に倍蕘したると、且つ公が初めより防備充實に厚く注意して諸般の便宜を計られたりしとを以て、是等の兵を擧ぐるも猶餘力を存し、軍資に乏しからざりけり。然れども公の本意をいはむか、大政復古の主眼は、外國に對する處置にありしを以て、今起りつゝある騷擾の如きは努めて之に局限し、内亂に至らしめずして國力を養はざるべからずといふにありしや勿論にて、立朝以來陰々彼の激徒等が騷亂を煽起するを防遏し、江戸の慘禍を平穩に解決せらるゝに力を致されたり。

公の病を冒して上洛せられたるは、内密の召命によるものにて、幕府の大政奉還より端なく鳥羽伏見の開戦となりて關東征討を激成し、益々戰亂を挑發する人氣となる一方、外國よりの壓迫亦加はりて、事はいよいよ困難に陥り、ために廟堂の上には前狼後虎の恐怖を抱かせらるゝに至りし結果、公召致の下命を蒙らるゝに至りたるものなれば、大政復古の方向について、その輔導を頼ませらるゝが當時の叡慮なりきと雖も、的面には今武將の一人と

公の軍務局  
出仕

して最も緊要なる立場をも關東征定に有したるべきを以て、軍防事務局に出仕の命ありき。此命の外面に現はれたるところは、天保以來水薩の兩侯と英名を同じうして天下の重望を負うたる公をして、征討の軍務に當らしむるは、全國の向背を定めしむるに大效ありとの意味を含み、素より議定諸卿の祕議に出でたることにして、亦其效驗なきものにしもあらざれど、實は公に於ては迷惑なりき。其は當時薩長を憎んで關東を冤とする陰火は猶熾に、殊に舊幕府の親藩譜代家に於ては、諸侯中に徳川氏の心事を諒とするものは鍋島老侯一人なり、公もし出でられんか、必ず徳川氏の爲めに計るべしとして、深く怙恃したる者も少からざりければ、公の朝に立ちて忽ち薩長と行動を共にし何等營救せらるゝ所なかりしを見て、甚しきは公を薩長より怨みたりしとなん。然れども公の態度として、的面に關東を回護するが如き膚淺事を爲し、内亂を激成する烈火に油を注ぐが如き擧に出でらるべくもあらず、蓋し事の此に至れるは、單に薩長をのみ咎むべからず、畢竟幕府も亦自ら此結果を招きたる誹を免れず。兵は火の如し、戢めずんば自ら

公の徳川氏  
を營救せざ  
る理由



焚くといへり、古へより變革は兵の驕るによりて敗る、一旦征討令を下し、諸道の兵を進めれば、向後の處分については驕兵を檢束して、自焚せざるに勉むべく、一方徳川氏宥恕の道は決して絶えたるにあらず、唯出來得る限り緩和、内亂の鎮定に努めて皇政の美を成すべしと、公は穩當に啓沃せられたり。是時表面には何等の變調あらざりきといへども、廟堂の奥には、江戸の瓦解、横濱の危険等に加へて、關東征伐に手を焼かれたる氣味ありしが、當時既に世界の形勢によりて皇政の大規模を立てられたる公は、征討は全く國牆に外侮を招くものにて、甚だ無意味のものといふべく、先帝以來の叡慮の順序を追うて、内を充實し、外に國威を伸ぶる方向を確立すべく、かくして紛擾の氣勢は自然に消滅すべしとの自信を有せられたり。

斯くて公は軍務局に出仕せられしが、去月中旬より進發したる諸道の征討軍は次第に進行したり。即ち東海道の軍は伊勢に入り、桑名城を收めて進み、沿道さしたる戦もなく、江戸の池上に到着し、東山道軍は二手に分れ、その一手は信濃より甲州に入り、新選組を破りて内藤新宿に著し、他の一手

徳川慶喜謝罪を嘆願す

は上州に戦うて板橋に著し、北陸道の軍も亦遠路無事千住に到着せり。然るに舊幕に於ては、初めより宿謀を抱いて割據の準備を爲したるにあらず、只一時人氣の激動によりて兵を動かしたりしまでの事なれば、かくの如く力瘤を入れて征討軍を諸道に派する程の事を要せず、彼等も敢て何等支ふるところもなかりしなり。故に大袈裟なる這次征討軍の進發は、たゞ示威の進軍たりしも、その結果は、却て康安なる諸藩の士民を驚かし、少壯血氣の徒を激發して亂を思はしむるに至らしめたり。斯くて大總督府を駿府に定められ、愈、三月十五日を以て江戸城總攻撃に決せしが、是れ公の軍防事務に當りて已に征討熱度の自ら冷下しつゝある際のことなりき。やがて徳川慶喜は上野大慈院に入りて謹慎し、勝安房に謝罪の事を委任したりければ、勝は山岡鐵太郎に書を齎して大總督府に赴かしめしを以て、山岡は五日參謀西郷吉之助の軍門に到り、面會を求めて陳情し、大總督の命令書を得て歸れり。勝は其命令書によりて、文を修正して嘆願書と爲し、十三日高輪の薩摩邸に在る西郷に面會して其書を差し出しければ、西郷は之を齎して駿



府に赴き、十六日大總督に呈せしに、大總督宮は直に西郷を京都に遣はして朝裁を請はしめられたり(此時の嘆願書は後に記す)。

奥羽鎮撫總督の任命

初め會津、桑名の兩侯は、徳川慶喜と共に江戸に歸りて謹慎せしが、二月十六日慶喜より旨を下したりしを以て、會津、莊内の兩侯は共に國に就き、桑名侯は越後の領地柏崎に往けり。かくて三月の初め公立朝の日、左大臣九條道孝公を奥羽の鎮撫總督と爲し、澤三位爲量を副總督と爲し、參謀は特に人選して醍醐忠敬、大山格之助(薩人)、世良修藏(長人)の三人に任命ありたり。是時征東軍諸道より進發したる後とて兵數足らず、よつて奥羽の兵を使用する計畫の下に、薩長の兵僅に一小隊を率ゐて京都を出發したりしに、是と引き違ひに、米澤上杉齊憲侯の使節到り、既に慶喜、容保等は謹慎し居れば、兵を動かして征討すべき必要はなかるべく、動員は却て外侮を招く不祥事なりとの旨を上書し、繼いで仙臺の世子亦上京して、同一の意味を陳疏したりき。されど、其事既に九條總督に御委任ありたる故を以て省せられず、宜しく歸りて九條總督に就いて謀るべき旨を諭されたりしが、是みな公の軍防事務

に當られたる後の事なり。

### 天皇神祇を祭つて五條の御誓文をなし給ふ

公立朝の初めに、海外に國威を宣揚する規模定まりしが、次で内國一致の問題に關し、公は、是も亦事新しくいふまでもなく、既に先帝の爲しおき給へる事に遵由して、順次に之を遂行せらるべしと陳ぜられぬ。即ち今度の大政變に方り、よく國內の瓦解せざるを得たりしは、全く封建の效力に因るものにして、この點よりするも、内治の統一の諸侯會議によるべきものなることは自明の理なり、先帝の、有力五諸侯を參與となして公武合體の國是を定めたまふや、幕吏等は外藩の政事に發言權を有するを嫌ひ、政事御委任の命ありたるを憑みて、是より幕府專斷の威嚴を執行せんと計りしが、遂に征長の軍を起すに及んで自ら失敗し、而も再び諸侯會議を利用して又もや征長の事を遂げんとして、事の益、失敗に歸するに及んでは、竟に政權を返上する

公の國內統一策



の已むなきに至りたり、故に當時諸侯會議を召集せられ、其議に聽いて朝廷に政權を收むる處分を爲さるゝは、名正しく言順に、自ら順流の舟に比すべきものありしに、十二月九日の大號令を發せらるゝに及んで、前執政者を加へず、諸侯會議を待たず、政治の常軌を逸したる果斷を行はれて、革命の形を示されたるにより、忽ち爾後政務の進行に壞亂を惹起し、全國をして薩長の私憤を遂ぐる專斷と稱ふるの不服を生ぜしめ、自ら内國一致を失ふ端を招きたりき、然るに今や公家に於ても、亦諸侯の會議を好まず、我國體に於て天皇の政を執らせらるゝには乾綱獨斷たるべしといふ人多しと、是は政治の理に暗き甚しき誤謬の見解たり、臣が一藩を裁成するや、事小なりと雖も、政務は常に家老、重臣等に議せしめ、成るべくは其欲するに従ふことゝなし、唯裁決の權は之を自ら把持して、時には會議の所決を突き返し、又時には排斥して專斷することもあり、蓋し乾綱獨斷とは、かくの如きをいふと自信す、凡て政を爲すには、勉めて衆議に聽き民心に従ふを順當の道と爲す、今度の大政更始も、宜しく先帝の聖意を遵奉して、公卿諸侯の會議を設け、以て政治の

大綱を議定して上裁を仰がしむべく、これ最も平正の法にして、先帝の遺訓に遵ふものなりといはれたりき。時に中山、三條、岩倉諸卿は、政權を收めし以來、内治外交の實現の相關連して益、紛糾するに鑑みて、深く其言を是とし、參與中の長州の徵士、木戸準一郎、孝允も亦、最も之を敬聽したり。かく公の純正柔和なる言動の、要處には屹然凜乎となりて、惻々人を感動せしめしは、何人も悦服せるところにして、岩倉卿の剛毅なるも自ら無學に慊焉たりしに、始めて治體に經驗の説明を聽いて、公に推服し、是より意氣投合、諧謀して新政の大綱を定むることゝ爲れり。

時に東國よりの報告は、案の如く關東に於ては何等皇師に抗議する準備もなく、諸道の軍はその進行にさしたる抗抵を受けずして、拍子抜けの形となり、旁々事は速に落著すべき勢なるを知らしめしかば、重望の公の軍防局に立たれたるも左程の必要なく、却て政綱を定むる制度事務に重きをなさるゝことゝなりたり。是より先き、制度事務局に於て、副島種臣、福岡孝悌等政綱の取調を爲しむたりしに、公の朝に立たるゝに及んで、該局の立案にて、



大化改新の例に従ひ、天皇自ら神祇を祭らせられ、詔勅を煥發して御誓文を宣せられ、而して後に皇政の大綱を立てらるべしと建議したりければ、此に至り之を決し、十三日公は軍防事務局の任を免ぜられ、制度事務局權輔に命ぜらる。かくて翌十四日參内あるや、天皇紫宸殿に御せられ、公卿諸侯群臣束帶して參列し、天神地祇の祭典を行ひ、其座に於て左の御宸翰を下したまへり。

天皇神祇を  
祭りて宸翰  
を賜ふ

朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ、爾來何を以て萬國に對立し、聖祖に事へ奉らんや。と朝夕恐懼に堪へざるなり。竊に考ふるに、中葉朝政衰へてより、武家權を專にし、表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け、億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能はざるやう計りなし、遂に億兆の君たるも唯名のみ成果て、其が爲に今日朝廷の尊重は古に倍せしが如くにて、朝威は倍衰へ、上下相離るゝこと霄壤の如し、かゝる形勢にて何を以て天下に君臨せんや。今般朝政一新の時に膺り、天下億兆一人も其所を得ざる時は、皆朕の罪なれば、今日の事、朕自ら身骨を勞し、心志を苦しめ、

艱難の先に立ち、古列祖の盡させ給ひし蹤を履み、治蹟を勤めてこそ、始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし。往昔 列祖萬機を親らし、不臣の者あれば、自ら將として之を征し給ひ、朝廷の政總て簡易にして、此の如く尊重ならざる故、君臣相親みて上下相愛し、德澤天下に洽く、國威海外に輝きしなり。然るに近來宇内大に開け、各國四方に相雄飛するの時に當り、獨り我國のみ世界の形勢に疎く、舊習を固守し、一新の效を謀らず、朕徒に九重の中に安居し、一日の安を偷み、百年の憂を忘るゝ時は、遂に各國の凌侮を受け、上は 列祖を辱め奉り、下は億兆を苦しめんことを恐る。故に朕こゝに百官諸侯と廣く相誓ひ、列祖の御偉業を繼述し、一身の艱難辛苦を問はず、親ら四方を経營し、汝億兆を安撫し、遂には萬里の波濤を拓開し、國威を四方に宣布し、天下を富嶽の安きに置んことを欲す。汝億兆舊來の陋習に慣れ、尊重のみを朝廷の事となし、神州の危急を知らず、朕一度足を舉れば非常に驚き、種々の疑惑を生じ、萬口紛紜として朕が志をなさざらしむるときは、是朕をして君たる道を失はしむるのみならず、



す、從て 列祖の天下を失はしむるなり。汝億兆能々朕が志を體認し、相率ゐて私見を去り、公議を採り、朕が業を助けて神州を保全し、列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん。

御誓文

- 一 廣く會議を興し、萬機公論に決すべし。
- 一 上下心を一にして盛に經綸を行ふべし。
- 一 官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ、人心をして倦まざらしめんことを要す。

一 舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべし。

一 知識を世界に求め、大に皇基を振起すべし。

我國未曾有の變革を爲んとす、朕躬を以衆に先んじ、天地神明に誓ひて大に斯國是を定め、萬民保全の道を立んとす、衆も此旨趣に基き協心努力せよ。

慶應戊辰三月十四日

五ヶ條の御誓文

參列の公卿諸侯群臣等皆之を謹承し、祭式畢りて後に左の副書を添へて其寫を公達あり。

右 御宸翰之通廣く天下億兆の蒼生を思食させ給ふ深き御仁惠の御趣意に付、末々の者に至る迄敬承し奉り、心得違無之、國家の爲に精々可盡其分事。

三月

總裁  
輔弼

又御誓文に就いては左の如し。

勅意宏遠誠に以感銘に不堪、今日の急務永世の基礎、此他に出べからず、臣等謹んで 叡旨を奉戴し、死を誓ひ、黽勉從事、冀くは以 宸襟を安んじ奉らん。

慶應四年戊辰三月

總裁  
公卿各印  
諸侯



此御宸翰は、去る六日に宣せられし勅書の旨を更に盡されたるものにして、列祖萬機を親らし、不臣の者あれば自ら將として之を征してふ二句は、時まさに親征として大阪行幸あらんとする際なるにより、制度局の學識ある人の添加したるものなり。而して、直にこれを承けて、各國雄飛の時に方り、我國のみ鎖國の陋習を固守すべきに非ず、乃ち百官公卿と誓ひ、舊套除去に力むと、ともに、萬里の波濤を拓開して國威を宣揚すべく期せざるべからずとて、大業の規模を述べられたるは、自然内地不臣の者を征する云々の句と稍撞著せるが如き感なくんばあらず。蓋し、前年小御所會議の頃までは、此不臣征討の意見猶潛在して、兎角内亂の激發を導き、種々の疑惑を生ぜしめ、以て萬口紛紜の事態を醸したりしに、去月七日六侯の外交規模を大にする建白より、開國の規模漸く開き初め、かくて公の英國公使參内に列座せられたる後、日ならずして海外雄飛の宣勅あり、遂に公を制度局に轉任せしめて此大祭を行ひ、宸翰を發して政務を宣べたまふ順序となりしものにて、是れ實に積年區々内訌を事としたりし鎖國の關中に、大政更始の光明を認めたる

開國の規模  
漸く開く

ものといふべく、前月發せられたる征討令の文と之とを比較して見ば、叡慮も殆ど人を異にしたるの觀あるべし。而も此の宏遠なる規模が公平生の持論と符合するは、公が陛下の信任を受けて、三條、岩倉兩公を指導善助せられたるに出づといふを憚らざるなり。

此御誓文は、初め越前の徵士滿岡八郎(後の子爵)、土佐の徵士福岡藤次(後の子爵)、二人の立案に係り、之を修正して其四條を存し、第四條を新に加へたるものとなす。明治五年、編者は米國に於て、木戸孝允が新政府政令の常に朝改暮變して定體なきに憤慨せるを聞き、是改革の初めには免るべからざる事たり、詔勅の屢次變改せらるゝは已を得ざれども、天皇陛下が神明に誓はせられたる事まではよも變はるまじ、但し若し其れも反故とならむには國家は危険に陥るべしと言ひたりしに、木戸聞いて非常に驚き、神明の聖誓とは何の謂ぞと問ひ、此五箇條御誓文と答へしに、成程さる事ありたりと心附けりき。即ち此御誓文御宸翰を發せられし翌年、再び天皇神祇を祭り、政綱を改めて發表あらせられしことありしを以て、此御誓文は自然に皆人の忘る

御誓文の立  
案者



る所となりたるなり。其時木戸は、編者が所持せる書類の中より御誓文を抜き出して持ち歸りしが、其夜之を熟讀して翌日に至り、此御誓文は制度寮に於て齋藤利行、福岡藤次の起稿せるところかと記憶す、或は副島種臣の修正にはあらざるか、兎も角も是は將來少しも障礙なき御文面と量定すれば、予は此御誓文を極力維持するに決心したりと言ひぬ。よつて編者は、此五箇條中副島の文調に似たるは、第四條の、舊來の陋習を破り、天地の公道に基くべしとの一條のみ、他は彼の筆に似ずと言ひしが、後之を其原稿と對較して、他の諸條のいづれも修正削減を施され、而して此一條の新に加へられたりしを見るに及び、新加の一條は必ず副島が公の意旨を承けて作成したるものなるべしと推定したり。

此く天皇の、至重の祭典を紫宸殿に擧げて誓はせられたる御誓文なれど、當時の士民は猶舊來の陋習に囚はれて更に世界形勢の如何を知らず、惟内國の忿憤に没頭して空拳を張りたれば、此御宸翰御誓文の産出したる政體も能く行はれず、萬口紛紜として舊習を墨守したり。かくて明年の政綱改

舊習墨守新  
政體行はれ  
ず

正となり、再び神祇を祭りて大寶令を改修したる官制の施行を見るに至りしが、其後數年を渉るに及んで、御誓文も忘れられ、年月の進むに従うて事は漸くに弛廢したりしを以て、明治八年木戸公の首唱により、再び御誓文を表に掲げ、其旨趣に本づきて立憲政治を定むるに至りたり。當時天皇の大權を收め給へるを目して、進歩主義を主張するものは維新といひ、保守主義を主張するものは復古と稱へ、自然に思潮は二流に分れたりしが、而も全國の過半数は、復古思想を抱けるものゝみにて、天下の公道の何者たるを知らずは幾人もなかりき。

### 公立朝の態度

薩長人及び一部土佐人の主張によりて大政古に復するや、是まで尊王攘夷を唱へたる在野の志士は、徵士となりて朝官に列し、權要に當りて意見を行ふを得たりしが、政權の獲得と共に内亂外交の要務の續出するに會し、自ら違亂錯誤を生じたり。然るに彼等は口に委せて、改革勿々といひ、兵馬倥



惚と號して、自己の無策無能の辯護に力め、眞に登庸せられたる人士中に於て、大政更始を組織的建設的に經綸すべき策あるもの幾ど無く、よりに廟堂の上に樞機を斡旋する公卿は、次第に其處置に惑ひしに、公の病を力めて朝に立たるゝに及んで、從來の名望熟練學識によりて中山、三條、岩倉諸公を啓沃ありしかば、やがて五箇條の御誓文を宣布せらるゝに至り、大綱始めてここに成立したりき。蓋し當時なべての論士の、改革に乗じて權勢に奔競するもの、日に月に多きを加へしが、彼等はますます紛囂の議論をなして幕府破壊の趨勢を助長するのみならず、事端を挑發して人心を激動する事を務めたれば、新に朝廷の要路に事を執る領袖は、いづれもその鎮撫に苦しみしに、公此大綱を提げて紛論を高壓せられたれば、彼等も其條理に打破せられて、稍囂々の聲を潛めたり。

公は専ら高き位地に立ちて貴顯の人々に敬意を拂はれしことゝて、雜輩に應接せらるゝこと無かりきと雖も、有志の領袖等は、職務上初めて公に見えて、事を論ずることありき。當時公は病餘の衰態頽然として形容枯瘦の

大綱樹立と  
紛論の終熄

様なりきと雖も、論一たび政治に觸れむか、平生修養工夫せる精神は燃え立ちて火の如く、而も内外の學識を湛へられたりし上に、風發の談論に慣れられたれば、意氣凜然彼等と議論を上下して倦むを知らず、政治の大綱を提げ世界を睥睨して紛囂の論に當られしを以て、その襟度の純粹なるに打たれて、彼等は遂に公に屈服したりといふ。御誓文は、當時公の論者に對する言論と揆を一にし、全く彼等の思想に無かりし大規模の綱要を掲げられたるものなれど、時人は初めより何等の知識素養なきことゝて、滔々として舊來の陋習を守株し、内國に騷亂を挑發するを憚らず、乃ち輕佻淺薄の俗論は全國に瀰漫したり。大隈侯が、公の大政維新を輔佐せらるゝ當時の事を話せる中に、左の一節あり。

公は第一に理想に驅られて之を實驗せられ、是によりて國家の大變動に處すべしとなされしが、而も其際に於て、是まで多年の間推戴したる皇權の基礎の確立を要し、而してその成就是之を王佐の偉才に俟たざるべからざるを以て、果して是に應ずるに堪ふる偉才の實在するや否やといふ